

第3期室蘭市障がい者支援計画

(令和3年度～令和8年度)

- 障害者基本法に基づく障害者計画 (令和3年度～令和8年度)
- 障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)
- 児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

【基本理念】

地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、
安心して暮らせる社会の実現



室蘭市

令和3年3月

令和6年3月改訂

「障害」と「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記に関して、本市においては、多くの方や団体から「漢字かひらがなかということに大きな意味は無く、障がいのある人への偏見や差別をなくするための本質的なことが重要」とのご意見を伺っています。

本市では、このような状況を踏まえ、「障害」と「障がい」の表記については、これまでに次のような整理を行い、「第3期室蘭市障がい者支援計画」の策定においても、これを踏まえたものとしています。

①法令、条例等の場合には、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者基本法、障害者雇用促進法、障害者総合支援法、
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 など

②施設や制度、組織などの固有名称は、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者福祉総合センター、障害者手帳、障害福祉サービス、
重度心身障害者医療費助成制度、各障害者団体 ほか

③障害そのものを表す場合には、漢字表記を使用します。

(例) 身体障害、知的障害、精神障害、障害 ほか

④対象者や個人などを表す場合には、ひらがな表記を使用します。

(例) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい者、
身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、
障がいのある人 ほか

目次

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	これまでの主な法や制度等の流れ（平成15年度～）	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間及び見直し時期	5
5	計画の策定体制	6

第2節 障がいのある人の状況

1	障がいのある人の推移	7
2	アンケート調査の実施	12
3	障害者関係団体との意見交換	13

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容 （第2期障がい者支援計画期間（平成27年度～令和2年度））

1	生活支援	14
2	保健・医療	16
3	療育・教育	16
4	就労支援	17
5	社会参加	18
6	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	19
7	生活環境	20
8	情報・意思疎通支援	21

第2章 基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）

第1節 計画の基本理念と目標、体系

1	計画の基本理念と目標	23
2	計画の体系	24

第2節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援

1	生活支援体制整備・地域移行支援の充実	27
2	相談支援体制の充実	28
3	障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	31
4	人材の養成・確保	32
5	生活安定施策の推進	33

II 保健・医療

1	適切な保健サービス等の提供	36
2	障害の原因となる疾病等の予防	37
3	精神障がい（発達障がい含む）のある人や難病のある人等、障害の特性に応じた支援の充実	38

第3節 自立と社会参加の促進

I 療育・教育

1 障がいのある子どもに対する支援の充実	39
2 保育・学校教育の充実	41
3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	43

II 就労支援

1 一般就労の推進	44
2 多様な就労の機会の確保	46
3 福祉的就労の充実	48

III 社会参加

1 社会参加の促進	50
2 スポーツ・文化活動の振興	51
3 障害者団体との連携	52

第4節 バリアフリー社会の実現

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 権利擁護の推進・虐待の防止	53
2 成年後見制度等の活用促進	55
3 障害者理解の促進	56
4 地域福祉活動の推進	59

II 生活環境

1 住まいのための環境整備	60
2 移動・交通のバリアフリーの推進	62
3 防災・防犯対策の推進	64

III 情報・意思疎通支援

1 情報通信におけるバリアフリーの推進	67
2 意思疎通支援の充実	69

第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

I SDGsに関する障がい者支援

1 SDGsの目標	70
2 SDGsと障がい（者）との関係	71
3 SDGsに関連する障がい者支援施策	72

第3章 実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画・児童福祉法に基づく障害児福祉計画)

第1節 実施計画の法的位置付け等（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

1	計画の法的位置付け	73
2	計画の達成状況の点検及び評価	73
3	計画の期間及び見直し時期等	73
4	関係機関との連携	73

第2節 令和8年度の数値目標等の設定について

	用語の説明	74
1	施設入所者の地域生活への移行	75
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
3	地域生活支援の充実	77
4	福祉施設から一般就労への移行等	78
5	障害児支援の提供体制の整備等	79
6	相談支援体制の充実・強化等	80
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	81

第3節 障害福祉サービス等の実施について

	用語の説明	82
1	日中活動系サービス	85
2	居住系サービス	86
3	訪問系サービス	87
4	相談支援	87
5	障害児通所支援	88
6	障害児相談支援等	88
7	地域生活支援事業	89

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績	91
2	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績	93

資料編

○	計画の性格及び法的位置付け	101
○	アンケート調査の実施について（令和2年実施）	102
○	アンケート調査の実施について（令和5年実施）	128

※実施計画（令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、令和3年3月に策定した基本計画等（令和3年度～令和8年度）については、各種制度等の改正や最新データを踏まえ、文言等を一部修正していますが、基本的な内容に変更はありません。

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下『障害者総合支援法』という。）」に基づき、国や道の指針に即して、本市における障がい者などの地域生活での支援や一般就労へ移行するための支援などに向けて達成すべき目標値を設定するとともに、定められた計画の期間における障害福祉サービス等の見込量のほか、必要となる施策の方向性を定めるものです。

これまで、本市では「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、「障害者に関する長期行動計画（昭和57年度～平成3年度）」、「障害者福祉計画（平成5年度～平成14年度）」、「障害者福祉計画（平成15年度～平成24年度）」、平成21年3月に「障害者福祉計画（平成15年度～平成24年度）」の見直しを行い、当時の障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」と一体化した「室蘭市障害者支援計画（平成21年度～平成26年度）」が策定されました。

そして前回計画の障害者総合支援法に基づく「第2期室蘭市障がい者支援計画（平成27年度～平成32（令和2）年度）」の策定を経て、障がいのある人もない人も共に生活できるような社会を築くという「ノーマライゼーション」の理念を基本的目標とし、障害福祉に関する総合的な各種施策の推進に取り組んできたところです。

こうした障害福祉に関する各種施策の推進への取り組みにあたっては、これまでの計画における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況を定期的に調査・分析を行ったうえで評価と課題を整理し、時には必要に応じた見直しを行いながら、現在に至るまでに一定の成果を上げてきました。

今後については、障害の重度化・重複化に加え、障がい者のニーズの多様化など、日々めまぐるしく変化する障がい者を取り巻く環境や制度の状況にも対応しながら、サービスの質の確保や提供体制の整備を図るためにもさらなる施策の推進が求められています。

また、近年、国際的にも共通の新たな取組みとなる持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディ・ジーズ）に沿った活動の進展に伴い、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

そして、本計画の上位計画にあたる「第6次室蘭市総合計画」や「第2期室蘭市地域福祉計画」と同様の考え方をもちながら、引き続き、国や道の障がい者施策の動向や指針等を踏まえつつ、本計画の基本理念として掲げる、障がいのある人もない人も「地域とともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」を目指し、令和3年度からの新たな計画となる「第3期室蘭市障がい者支援計画」を策定することとしました。

2 これまでの主な法や制度等の流れ（平成15年度～）

年	月	動き（■・・・国、◆・・・道、●・・・室蘭市、★・・・世界）
平成15	4	■ 措置制度から支援費制度へ ・行政による措置から利用者の自己決定や選択を尊重した契約制度へ
	4	◆ 「北海道障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）
	4	● 「障害者福祉計画」（平成15年度～平成24年度）
平成17	10	■ 「障害者自立支援法」成立（平成18年4月施行） ・支援費制度から新たなサービス体系へと再構築され新たな仕組みが導入 ・身体障害、知的障害、精神障害の三障害のサービスの一元化 ・応能負担から応益負担への転換 ・支援の必要度に関する客観的な尺度として「障害程度区分」の導入など
平成18	6	■ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」成立（平成18年12月施行）
平成21	4	◆ 「北海道障がい者条例」制定
	4	● 室蘭市障害者支援計画（平成21年度～平成26年度）
平成22	12	■ 「障害者自立支援法」改正 ・障がい者の範囲の見直しにより発達障がい者を障害福祉サービスの対象化など
平成23	6	■ 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」成立（平成24年10月施行）※1 ・障害者虐待を発見した場合の通報義務化 ・市町村虐待防止センターの設置など
	7	■ 「障害者基本法」一部改正（平成24年8月一部施行） ・障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生などが規定化など
平成24	6	■ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」成立（平成25年4月施行）※2 ・障害者就労施設等からの受注機会拡大について行政等に努力義務化など
	6	■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立（平成25年4月一部施行） ・障がい者の範囲見直しにより難病のある人を障害福祉サービスの対象へ ・ケアホームのグループホームへの一元化（平成26年4月～） ・障害程度区分から障害支援区分への見直し（平成26年4月～）など

年	月	動き (■・・・国、◆・・・道、●・・・室蘭市、★・・・世界)
平成25	4	◆「第2期北海道障がい者基本計画」(平成25年度～平成34(令和4)年度)
	6	■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」成立(平成28年4月施行)※3 ・障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止 ・障がい者に対する合理的配慮の不提供の禁止など
	6	■「精神保健福祉法」一部改正(平成26年4月施行) ・医療保護入院要件の見直しなど
平成26	1	■「障害者権利条約」批准(平成26年2月発効) ・すべての障がい者の人権や自由、平等を保障する国際的な条約
	5	■「障害者雇用促進法」一部改正(平成28年4月施行) ・法定雇用率の算定基礎の見直しとして精神障がい者も対象化など
平成27	4	●「第2期室蘭市障がい者支援計画(平成27年度～平成32(令和2)年度)」
	9	★多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標(SDGs)が国連サミットで採択
平成28	4	●「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」(平成28年4月施行)
	5	■「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正(平成30年4月一部施行) ・障がい者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など
	5	■「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成30	4	◆「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」施行
	4	◆「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」施行
令和2	6	■「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」成立
令和3	5	■「障害者差別解消法」一部改正(令和6年4月施行) ・民間の事業者の合理的配慮の提供が、法的義務となる
令和4	5	■「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行
	6	■「児童福祉法」一部改正(令和6年4月一部施行) ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化など
	12	■「障害者総合支援法」一部改正(令和6年4月一部施行) ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実など

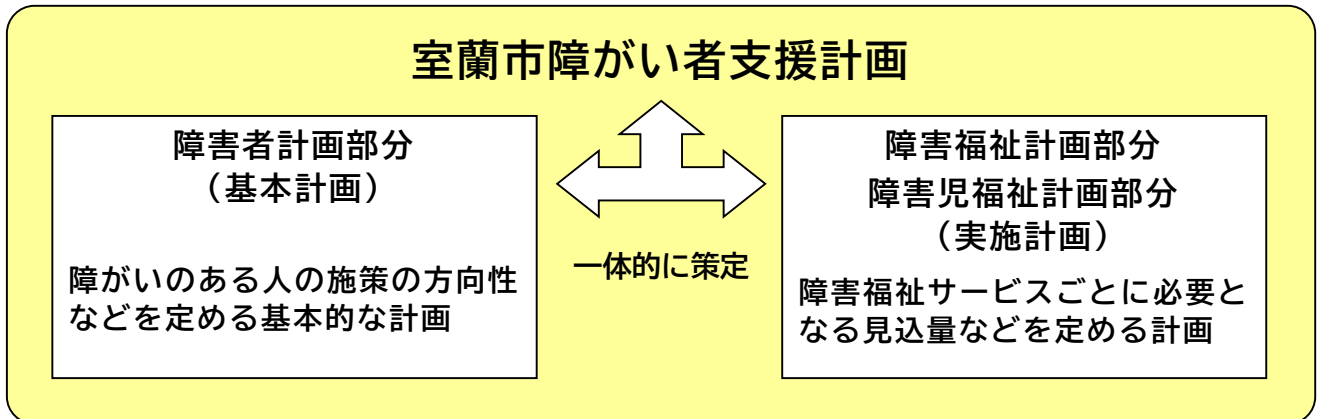
※1・・・以下、「障害者虐待防止法」という。

※2・・・以下、「障害者優先調達法」という。

※3・・・以下、「障害者差別解消法」という。

3 計画の位置付け

「室蘭市障がい者支援計画」は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策の方向性などを定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害福祉サービスごとに必要となる見込量などを定める「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。



この計画は、国の「障害者基本計画」と道の「北海道障がい者基本計画」並びに「北海道障がい福祉計画」を基本としています。

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)
(市町村障害福祉計画)

第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第33条第20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 計画の期間及び見直し時期

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、このうち、実施計画部分については、3年間とします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）					
	実施計画（障害者総合支援法に基づく障害福祉計画）					
	<第6期計画>			<第7期計画>		
	実施計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画）					
	<第2期計画>			<第3期計画>		

< 実施計画（障害福祉計画）の位置付け >

- 第1期実施計画 ～ 平成18年度策定の『室蘭市障害福祉計画（第1期 H18～H20）』
- 第2期実施計画 ～ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画（H21～H26）」の平成21年度から平成23年度にかかる『実施計画（H21～H23）』
- 第3期実施計画 ～ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画（H21～H26）」の平成24年度から平成26年度にかかる『実施計画（H24～H26）』
- 第4期実施計画 ～ 平成26年度策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」の平成27年度から平成29年度にかかる『実施計画（H27～H29）』
- 第5期実施計画 ～ 平成26年度策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」の平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画（H30～H32）』
- 第6期実施計画 ～ 令和2年度策定の「第3期室蘭市障がい者支援計画（R3～R8）」の令和3年度から令和5年度にかかる『実施計画（R3～R5）』
- 第7期実施計画 ～ 令和2年度策定の「第3期室蘭市障がい者支援計画（R3～R8）」の令和6年度から令和8年度にかかる『実施計画（R6～R8）』

< 実施計画（障害児福祉計画）の位置付け >

- 第1期実施計画 ～ 「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」の平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画（H30～H32）』
- 第2期実施計画 ～ 「第3期室蘭市障がい者支援計画（R3～R8）」の令和3年度から令和5年度にかかる『実施計画（R3～R5）』
- 第3期実施計画 ～ 「第3期室蘭市障がい者支援計画（R3～R8）」の令和6年度から令和8年度にかかる『実施計画（R6～R8）』

5 計画の策定体制

(1) 行政機関内部の策定体制

「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定にあたり、庁内関係部所の職員からなる「障がい者支援計画策定会議」を組織しました。

(2) 計画策定組織の設置

[室蘭市保健福祉推進審議会]

条例で設置されており、保健・医療・福祉の関係団体及び学識経験者で構成されている審議会にて「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する審議を行いました。

[室蘭市地域自立支援協議会]

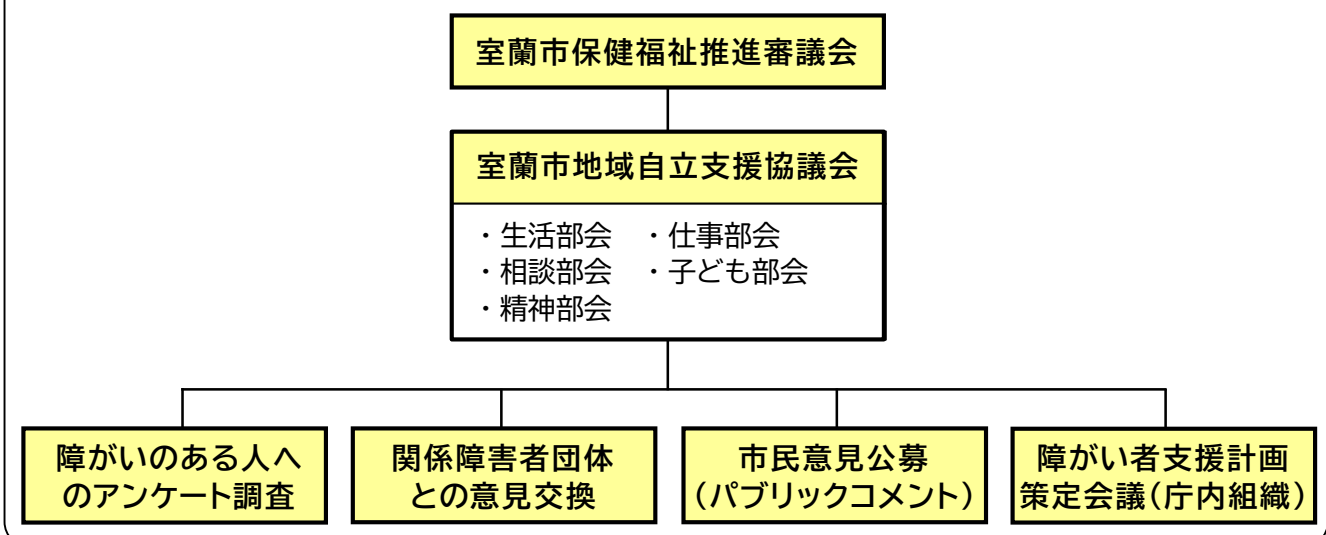
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害福祉団体などから推薦された委員により構成されており、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置していることから、「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する協議を行いました。

(3) 市民の意見反映

市民の意見を反映するために、障がいのある人や、特別支援学校・特別支援学級在籍児童・生徒の保護者、市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人などに対するアンケート調査を実施したほか、関係障害者団体との意見交換を行いました。

また、計画を素案段階で公表し、広く市民からの意見を把握するため市民意見公募（パブリックコメント）を行いました。

<第3期室蘭市障がい者支援計画策定体制>



第2節 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人の状況

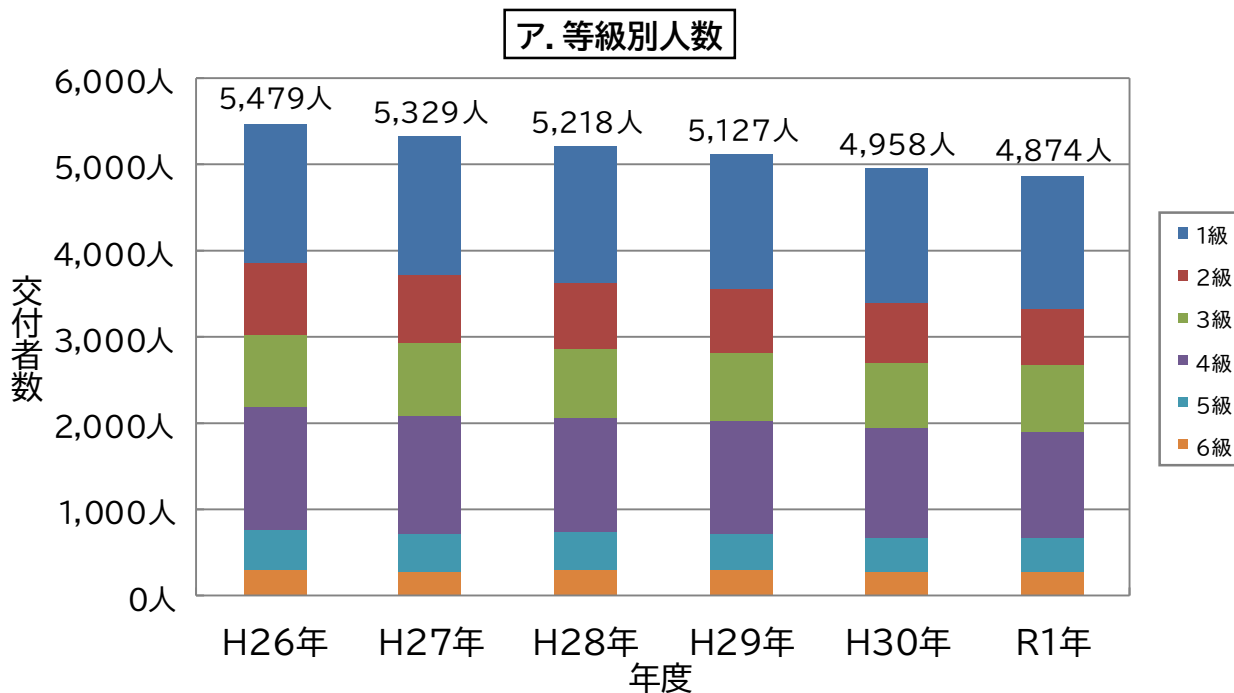
ア. 身体障害者手帳交付者数、等級別人数

令和元年度の身体障害者手帳交付者数は4,874人であり、平成26年度からの6年間で605人減少しています。

重度障害の1級の方は、69人減少となって1,540人になっていますが、交付者全体に占める比率は大きく、障害の重度化傾向が見受けられます。

等級	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
1級	1,609人	1,602人	1,577人	1,567人	1,545人	1,540人	△69人
2級	827人	791人	759人	740人	693人	652人	△175人
3級	853人	824人	807人	779人	759人	765人	△88人
4級	1,420人	1,373人	1,331人	1,303人	1,274人	1,241人	△179人
5級	451人	442人	437人	436人	407人	395人	△56人
6級	319人	297人	307人	302人	280人	281人	△38人
計	5,479人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874人	△605人

(各年度末現在)



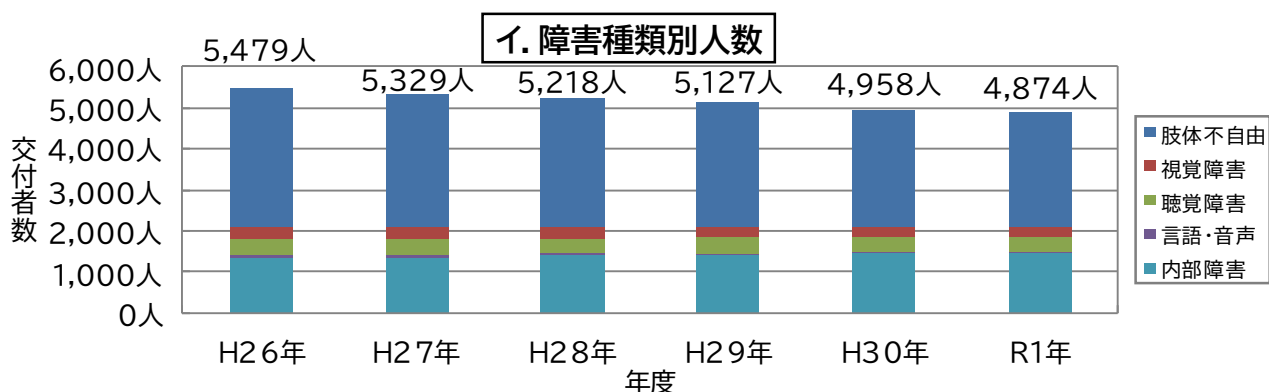
イ. 障害種類別人数

令和元年度の障害種類別人数は、肢体不自由が2,790人、視覚障害が244人、聴覚障害が322人、言語・音声機能障害が47人、内部障害が1,471人です。

内部障害は116人増加しており、全体的に内部障害のみが増加傾向にあります。

障害種別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
肢体不自由	3,367人	3,243人	3,119人	3,021人	2,867人	2,790人	△577人
視覚障害	312人	299人	291人	279人	251人	244人	△68人
聴覚障害	385人	361人	364人	353人	333人	322人	△63人
言語・音声	60人	54人	54人	51人	46人	47人	△13人
内部障害	1,355人	1,372人	1,390人	1,423人	1,461人	1,471人	116人
計	5,479人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874人	△605人

(各年度末現在)



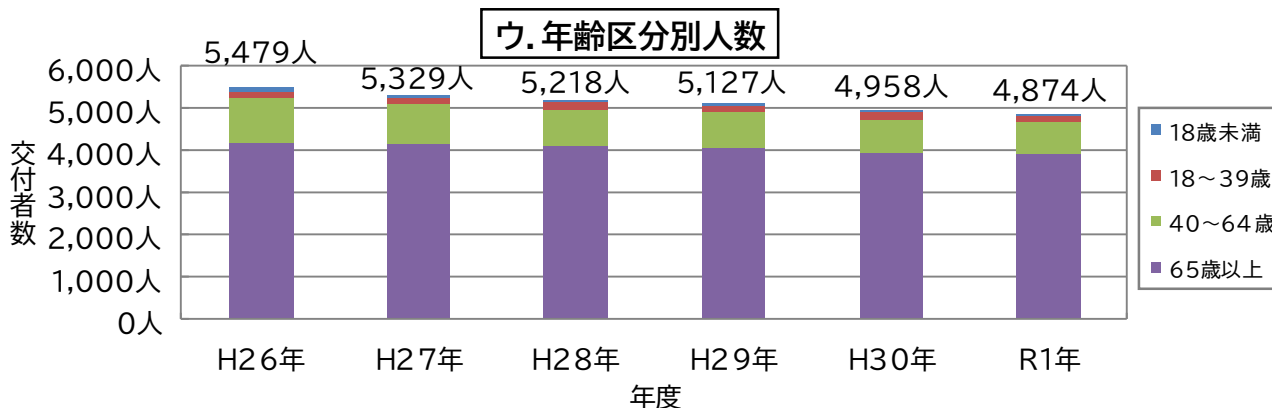
ウ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別内訳は、18歳未満が38人、18歳～39歳が154人、40歳～64歳が753人、65歳以上が3,929人です。

減少割合は65歳以上が最も小さく、障がいのある人の高齢化の傾向がみられます。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	55人	48人	43人	36人	36人	38人	△17人
18～39歳	179人	176人	177人	169人	165人	154人	△25人
40～64歳	1,051人	962人	895人	845人	782人	753人	△298人
65歳以上	4,194人	4,143人	4,103人	4,077人	3,975人	3,929人	△265人
計	5,479人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874人	△605人

(各年度末現在)



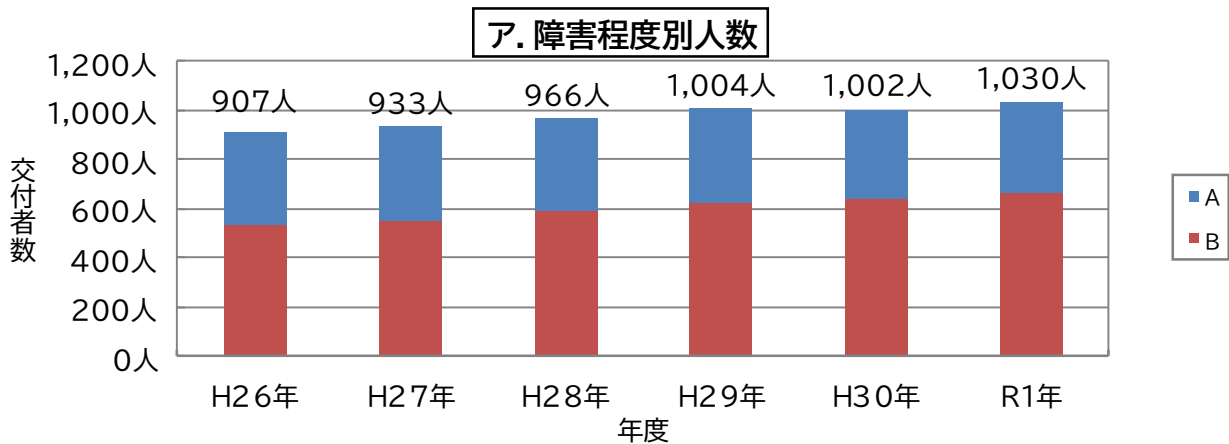
(2) 知的障がいのある人の状況

ア. 療育手帳交付者数、障害程度別人数

令和元年度の療育手帳交付者数は1,030人で、6年間で123人増加しています。これは、知的障がいのある人が急激に増加したのではなく、様々な公的サービスを受けるために、療育手帳交付の申請をする人が増加しているものと考えられます。

程度区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
A	376人	381人	378人	379人	364人	362人	△14人
B	531人	552人	588人	625人	638人	668人	137人
計	907人	933人	966人	1,004人	1,002人	1,030人	123人

(各年度末現在)

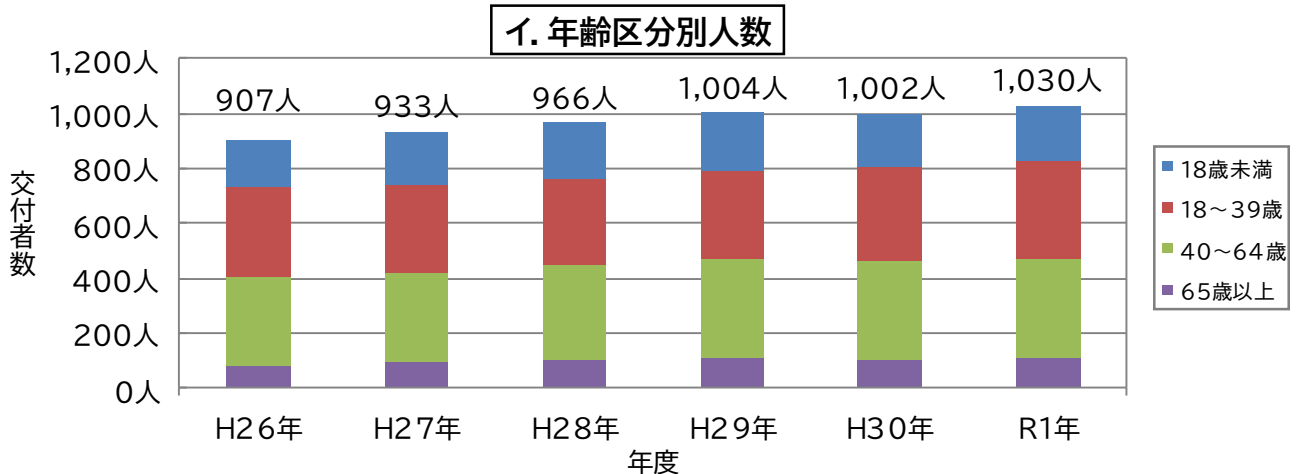


イ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別増減内訳は、18歳未満が30人、18歳～39歳が28人、40歳～64歳が37人、65歳以上が28人であり、全体的に増加がみられます。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	172人	192人	199人	211人	195人	202人	30人
18～39歳	327人	322人	317人	321人	342人	355人	28人
40～64歳	322人	322人	347人	360人	356人	359人	37人
65歳以上	86人	97人	103人	112人	109人	114人	28人
計	907人	933人	966人	1,004人	1,002人	1,030人	123人

(各年度末現在)



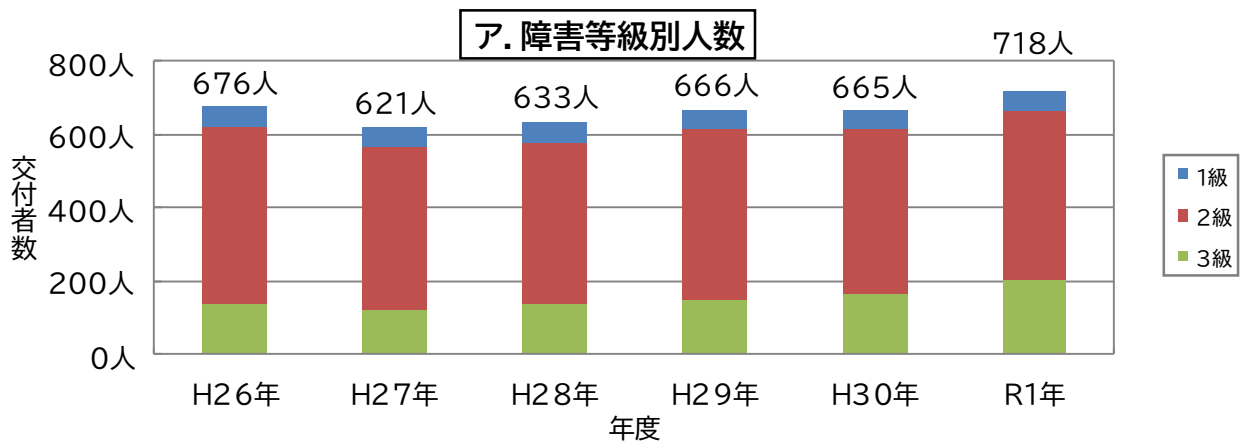
(3) 精神障がいのある人の状況

ア. 精神障害者保健福祉手帳交付者数、障害等級別人数

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳交付者数は718人であり、6年間で42人増加しています。

等級別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
1級	54人	52人	54人	51人	48人	51人	△3人
2級	484人	446人	441人	463人	450人	462人	△22人
3級	138人	123人	138人	152人	167人	205人	67人
計	676人	621人	633人	666人	665人	718人	42人

(各年度末現在)

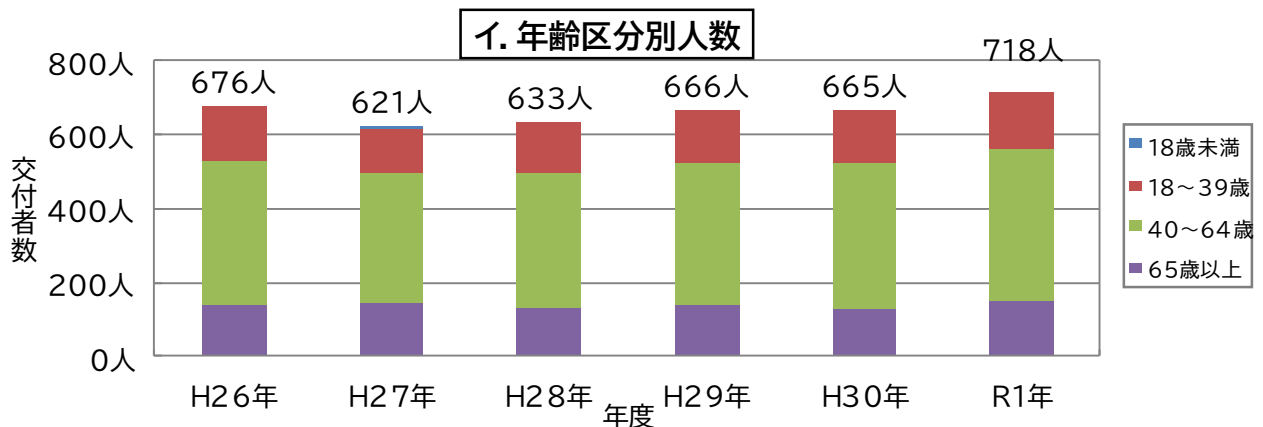


イ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別内訳は、18歳未満が0人、18歳～39歳が156人、40歳～64歳が412人、65歳以上が150人であり、全体的に増加がみられます。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	1人	1人	1人	0人	0人	0人	△1人
18～39歳	146人	122人	134人	141人	139人	156人	10人
40～64歳	393人	353人	363人	389人	397人	412人	19人
65歳以上	136人	145人	135人	136人	129人	150人	14人
計	676人	621人	633人	666人	665人	718人	42人

(各年度末現在)



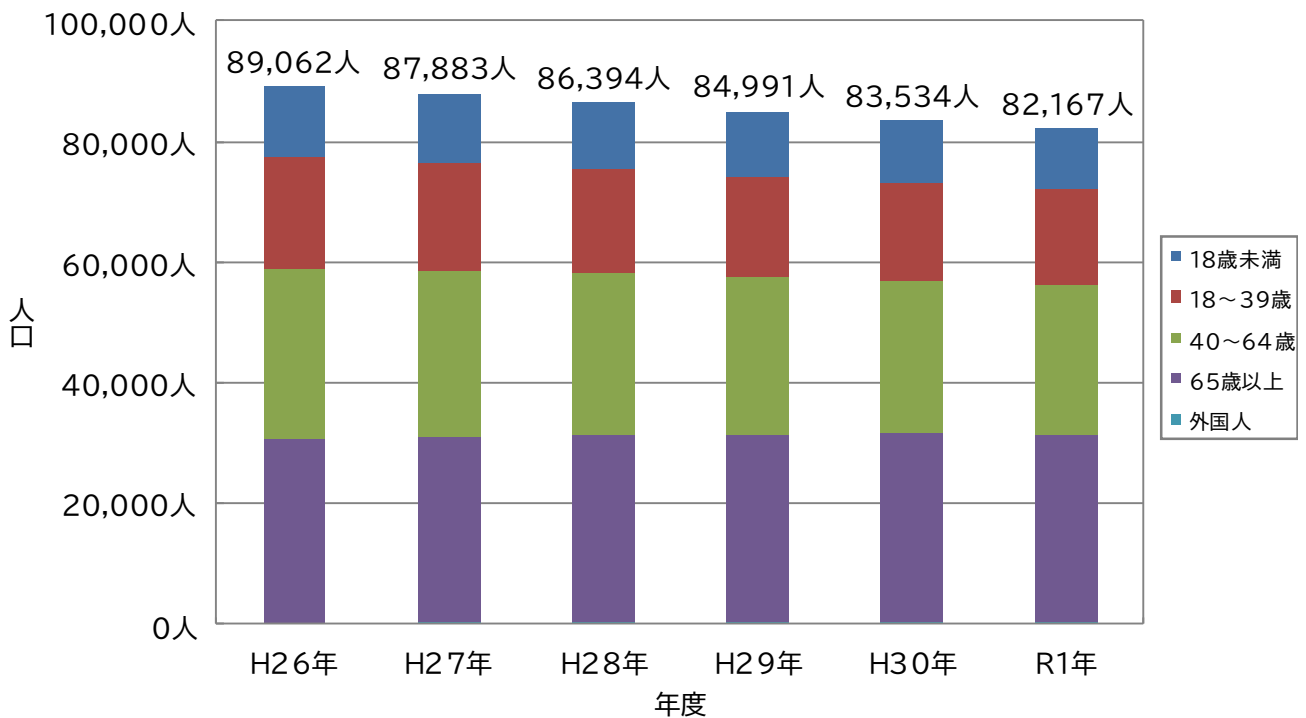
(参考) 室蘭市の人口推移

令和元年度の室蘭市における人口は82,167人で、6年間で6,895人減少しています。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	11,478人	11,312人	10,980人	10,714人	10,363人	9,967人	△1,511人
18～39歳	18,511人	17,895人	17,192人	16,728人	16,121人	15,853人	△2,658人
40～64歳	28,353人	27,485人	26,760人	26,027人	25,490人	24,998人	△3,355人
65歳以上	30,451人	30,877人	31,129人	31,186人	31,176人	30,915人	464人
外国人	269人	314人	333人	336人	384人	434人	165人
計	89,062人	87,883人	86,394人	84,991人	83,534人	82,167人	△6,895人

(各年度末現在)

室蘭市の人口の推移



2 アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用状況等を把握し、第3期室蘭市障がい者支援計画作成のための基礎資料として実施しました。

(2) 調査の実施内容

ア. 障害者手帳所持者等

- 調査時期 ～ 令和2年8月14日から令和2年8月31日
- 調査対象 ～ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の約20%（年齢・障害程度等で按分）
- 調査数 ～ 1,275人（身体966人、知的165人、精神144人）
- 調査方法 ～ 郵送方式による調査

イ. 特別支援学級・特別支援学校在籍者、子ども発達支援センター通所児

- 調査時期 ～ 令和2年7月22日から令和2年8月17日
- 調査対象 ～ 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒、本市出身の特別支援学校（室蘭養護学校、伊達高等養護学校、室蘭聾学校）在籍児童・生徒、子ども発達支援センター通所児
- 調査数 ～ 428人（特別支援学級在籍児童・生徒272人、特別支援学校在籍児童・生徒97人、子ども発達支援センター通所児59人）
- 調査方法 ～ 調査票の配布は各学校・施設へ依頼、返信用封筒により郵送回収

ウ. 障害者福祉サービス、障害児福祉サービスを提供している法人等関係機関

- 調査時期 ～ 令和2年9月7日から令和2年9月18日
- 調査対象 ～ 市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人
- 調査数 ～ 28法人
- 調査方法 ～ メール又は郵送による調査

(3) 調査回収結果

調査対象	アンケート配布数	アンケート回答数	有効回収率
障がい者	1,275	635	49.8%
障がい児	428	182	42.5%
法人等関係機関	28	15	53.6%

3 障害者関係団体との意見交換

第3期室蘭市障がい者支援計画を作成するにあたり、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所など28団体と個別に意見交換を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

(1) 障がいのある人のための障害福祉サービスの充実

- ① 障害特性に配慮したグループホーム等の整備について
- ② 重度障がい者が通所できる施設の充実について
- ③ 医療的ケアやジェンダー等のニーズに応えられる短期入所施設の充実について
- ④ 地域生活支援拠点整備体制の強化について
- ⑤ 地域活動支援センターへの看護師や理学療法士等専門職員の配置について
- ⑥ 共生型・多機能型施設の推進について
- ⑦ 出合い・交流等、趣味を活かせるような集いの場となるサロンの開設について
- ⑧ 放課後等デイサービスの適正利用ができるような体制整備について
- ⑨ 保育所・幼稚園、小中学校等各教育機関との連携強化について
- ⑩ ライフステージに応じた切れ目のない継続的支援体制の強化について

(2) 障がいのある人のための就労に関する体制づくり

- ① 障がい者を一般就労につなげるための行政の支援について
- ② 行政機関や企業側の障がい者雇用に対する理解促進について
- ③ 障がい者の一般就労にかかわる専門相談の充実について
- ④ 障がい者の雇用に関する制度周知について
- ⑤ 障がい者を雇用する企業への支援について
- ⑥ 優先調達法の推進による福祉的就労事業所への発注強化について
- ⑦ 授産製品の販売支援（販売先との調整、広報活動等）について
- ⑧ 就労支援を行う専門職員の確保に向けた取り組みについて
- ⑨ 施設外就労場所の確保、トライアル雇用実施企業開拓支援について
- ⑩ 児童の時点から（一般・福祉的）就労を視野に入れた支援体制の構築について

(3) その他、各種障害福祉関連情報や制度等に関する意見

- ① 災害時の情報伝達や防災対策、避難時の支援方法等について
- ② 基幹相談支援センターを含む相談支援事業所などへの幅広い周知について
- ③ 障害者手帳の取得など各種手続き内容の周知について
- ④ 障害者理解を深めるための普及啓発について
- ⑤ 各種障害者団体の活動内容や各種障害者イベント関連情報の周知について

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容 (第2期障がい者支援計画期間(平成27年度～令和2年度))

1 生活支援

(1) 生活支援体制整備の充実・地域移行支援の充実

- 平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。
- 令和元年度に地域自立支援協議会における専門部会として新たに精神部会を新設。
- 令和元年度から、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所等による面的な体制の整備を行う地域生活支援拠点整備等の開始。

(2) 相談支援体制・地域移行支援の充実

- 令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障がいのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。
- 令和元年度に基幹相談支援センターの運営や障がいのある人の地域移行や地域定着に対応する相談支援員を2名配置(8名体制へ)。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- (再掲)平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。
- 平成27年度から、市内在宅重度障がい者の入浴サービスの利用の充実強化を図るため室蘭市障害者福祉総合センターにおける入浴サービスの1日あたりの利用定員を4人から5人へ拡大。
- 平成28年度から、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を開始。
- 平成28年度から、障害者総合支援法の対象となる指定難病について随時見直しが行われ、令和2年度までに361疾病が対象となる。
- 平成30年度に室蘭市障害者活動支援施設あけぼのが民間移譲される。

- 平成30年度から、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児などの便宜を図ることを目的として補装具借受け制度が開始となる。
- 令和2年度に就労継続支援A型事業所が市内1事業所となる。
- 令和2年度に就労継続支援B型事業所が市内11事業所となる。
- 令和2年度に生活介護事業所が市内5事業所となり、うち入浴可能な生活介護事業所が計3事業所となる。
- 令和2年度に就労移行支援事業所が市内1事業所となる。
- 令和2年度に就労定着支援事業所が市内1事業所となる。
- 令和2年度に居宅介護事業所が市内13事業所となる。
- 令和2年度に移動支援事業所が市内12事業所となる。

(4) 人材の養成・確保

- 令和元年度に手話通訳者に限定していた「室蘭市手話通訳者養成講座に係る研修助成金」を要約筆記支援者においても適用を拡大。

(5) 生活安定施策の推進

- (再掲) 平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。
- 平成27年度から、災害対策基本法改正に基づき、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けされたことを受け、対象となる本人の意思確認実施のうえ、名簿作成を開始。
- 平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- 平成28年度から、意思疎通支援協力員の安定的確保に資するため、支援協力報償について時給780円から時給1,040円へ単価の改定を実施。
- 平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称「しゅわでん」)を開始。
- 平成30年度から、高額障害福祉サービス費の支給対象者を拡大。
- 令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。

- (再掲) 令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障がいのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。

2 保健・医療

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

- 令和2年度に医療的ケア児等への新型コロナウイルス感染症に係る手指消毒用エタノールの無料配布。

(2) 適切な保健サービス等の提供

※ 新規・拡充された施策や制度等の特記なし。

(3) 精神障がいのある人や難病のある人等、障がいの特性に応じた支援の充実

- (再掲) 平成28年度から、障害者総合支援法の対象となる指定難病について随時見直しが行われ、令和2年度までに361疾病が対象となる。
- (再掲) 令和元年度に地域自立支援協議会における専門部会として新たに精神部会を新設。
- (再掲) 令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障がいのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。

3 療育・教育

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 平成27年度から、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がい児本人及び訪問先のスタッフに対する支援を行なう保育所等訪問支援事業を開始。
- (再掲) 令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。
- (再掲) 平成28年度から、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を開始。

(2) 保育・学校教育の充実

- (再掲) 平成27年度から、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がい児本人及び訪問先のスタッフに対する支援を行なう保育所等訪問支援事業を開始。
- 平成27年度から、放課後における居場所確保・充実に資する放課後児童対策事業強化のため、障がい児に対する支援員の配置基準を見直し。
- 通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する特別支援教育支援員を配置。
平成27年度：44名、平成28年度：49名、平成29年度：48名、
平成30年度：46名、令和元年度：45名、令和2年度：44名
- (再掲) 令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。
- 令和2年度現在、喜門岱小学校を除く全小中学校16校に知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、海陽小学校に肢体不自由特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、旭ヶ丘小学校・蘭北小学校・白蘭小学校・室蘭西中学校・星蘭中学校・東明中学校・本室蘭中学校の7校に病弱・身体虚弱特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、地球岬小学校に弱視特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、海陽小学校・白蘭小学校の2校に難聴特別支援学級を設置。

(3) 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- (再掲) 令和2年度に医療的ケア児等への新型コロナウイルス感染症に係る手指消毒用エタノールの無料配布。

4 就労支援

(1) 一般就労の推進

- 平成30年度から、精神障がい者の雇用義務化や合理的配慮などを義務化について障害者雇用促進法に追加。
- 平成30年度から、改正障害者総合支援法に基づき、一般就労に就いた障がいのある人の定着を支援する就労定着支援事業所が開設される。
- (再掲) 令和2年度に就労移行支援事業所が市内1事業所となる。
- (再掲) 令和2年度に就労定着支援事業所が市内1事業所となる。

(2) 多様な就労の機会の確保

- 平成30年度に障がい者を雇用している企業の担当者によるシンポジウムのほか、障がい者の雇用に関心がある市内企業や団体等を対象にした、市内の福祉的就労事業の見学会を実施。

(3) 福祉的就労の充実

- 平成29年度に市内障害者就労施設における提供役務や授産品等の受注促進カタログを作成し、一般企業向けに配付（※令和元年度に更新）。
- （再掲）令和2年度に就労継続支援A型事業所が市内1事業所となる。
- （再掲）令和2年度に就労継続支援B型事業所が市内11事業所となる。
- （再掲）平成30年度に室蘭市障害者活動支援施設あけぼのが民間移譲される。

5 社会参加

(1) 社会参加の促進

- 平成25年度から、一般市民を対象とした、障がい者に関する理解促進を図るための研修会を開始。（平成27年度以降も毎年実施継続）。
- 平成28年度からの障害者差別解消法施行に伴い、法制定に係る制度の周知・普及を図るリーフレットを作成し、広報誌折り込みにより市民周知を実施。
- （再掲）平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- 平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定した確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- 平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。
- 平成30年度から、市内小中学校等、保育所（園）、幼稚園、町内会、自治会向け手話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解促進を図る。

(2) スポーツ・文化活動の振興

- 指定管理事業者である一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会、室蘭障がい者スポーツ協会及びスポーツ関係団体との協働により、各種障害者スポーツ大会への選手派遣を行うほか、支援団体等との連携により趣向を変えながら各種行事を開催。（毎年実施）

(3) 障害者団体との連携

- (再掲) 指定管理事業者である一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会、室蘭障がい者スポーツ協会及びスポーツ関係団体との協働により、各種障害者スポーツ大会への選手派遣を行うほか、支援団体等との連携により趣向を変えながら各種行事を開催。(毎年実施)

6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止

- 平成28年度から、西胆振2市3町(室蘭市、登別市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)が実施する権利擁護支援における成年後見制度利用の総合的な推進を図るため、室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営する室蘭成年後見支援センターが始動。
- 平成28年度から、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定した障害者差別解消法が施行。
- (再掲) 平成30年度から、精神障がい者の雇用義務化や合理的配慮などを義務化について障害者雇用促進法に追加。

(2) 成年後見制度等の活用促進

- (再掲) 平成28年度から、西胆振2市3町(室蘭市、登別市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)が実施する権利擁護支援における成年後見制度利用の総合的な推進を図るため、室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営する室蘭成年後見支援センターが始動。

(3) 障害者理解の促進

- (再掲) 平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- (再掲) 平成28年度から、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定した障害者差別解消法が施行。
- (再掲) 平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定した確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- (再掲) 平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。

- (再掲)平成29年度に市内障害者就労施設における提供役務や授産品等の受注促進カタログを作成し、一般企業向けに配付(※令和元年度に更新)。
- (再掲)平成30年度に障がい者を雇用している企業の担当者によるシンポジウムのほか、障がい者の雇用に関心がある市内企業や団体等を対象にした、市内の福祉的就労事業の見学会を実施。
- (再掲)平成30年度から、市内小中学校等、保育所(園)、幼稚園、町内会、自治会向け手話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解促進を図る。

(4) 地域福祉活動の推進

※新規・拡充された施策や制度等の特記なし

7 生活環境

(1) 住まいのための環境整備

- (再掲)平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。

(2) 移動・交通のバリアフリーの推進

- 市内公共施設のうち、20施設26か所のトイレをオストメイト対応トイレとして整備済み。(令和元年11月現在)

(3) 防災・防犯対策の推進

- (再掲)平成27年度から、災害対策基本法改正に基づき、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けされたことを受け、対象となる本人の意思確認実施のうえ、名簿作成を開始。

8 情報・意思疎通支援

(1) 情報通信におけるバリアフリーの推進

- (再掲) 平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- (再掲) 平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称「しゅわでん」)を開始。

(2) 意思疎通支援の充実

- (再掲) 平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定的確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- (再掲) 平成28年度から、意思疎通支援協力員の安定的確保に資するため、支援協力報償について時給780円から時給1,040円へ単価を改定を実施。
- (再掲) 平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。
- (再掲) 平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称「しゅわでん」)を開始。
- (再掲) 平成30年度から、市内小中学校等・保育所(園)、幼稚園、町内会、自治会向けの手話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解の促進を図る。
- (再掲) 令和元年度から手話通訳者に限定していた「室蘭市手話通訳者養成講座に係る研修助成金」を要約筆記支援者においても適用を拡大。

第2章 基本計画

(障害者基本法に基づく障害者計画)

第1節 計画の基本理念と目標、体系

1 計画の基本理念と目標

障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」、「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」の4つの目標を柱に本市における障害者施策の一層の促進を図ります。

【基本理念】

地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、
安心して暮らせる社会の実現

【目標】

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人がライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう、行政機関や障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が、障がいのある人のニーズや障害の状況に応じ、必要な生活支援や保健福祉サービスを提供する体制の整備に努めます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、様々な社会活動に参加し、生きがいを持ち、豊かな人生が送れるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、その年齢や障害特性に応じた支援の充実に努め、自立と社会参加への取り組みを促進します。

(3) バリアフリー社会の実現

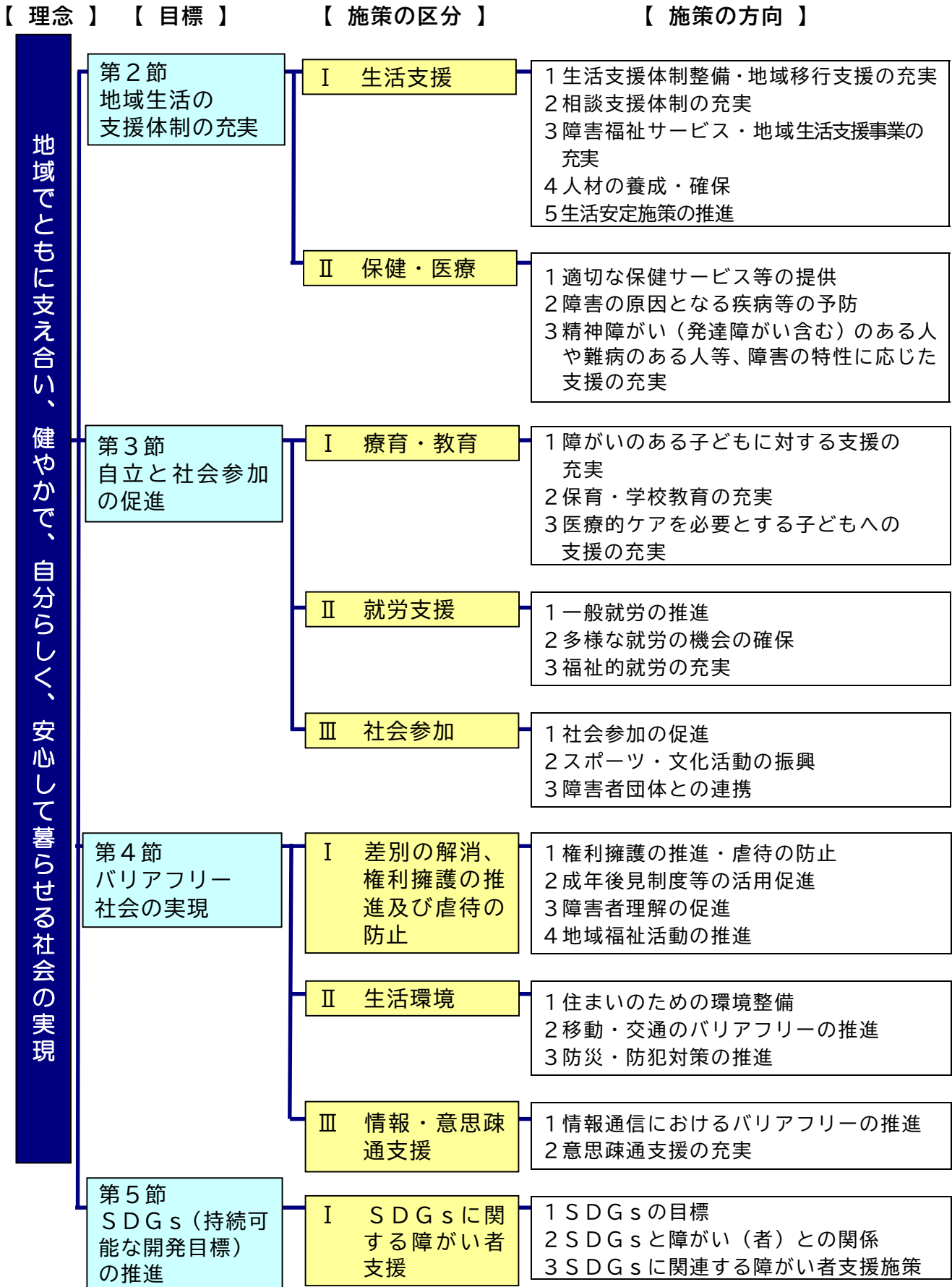
障がいのある人の安全で安心した地域生活や社会参加の機会を確保するため、障害や障がいのある人への理解を促進し、虐待や差別、偏見といった心のバリアフリー化を図るほか、生活や安全を確保するためのバリアフリー化、情報・意思疎通におけるバリアフリー化等の取り組みに努めます。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

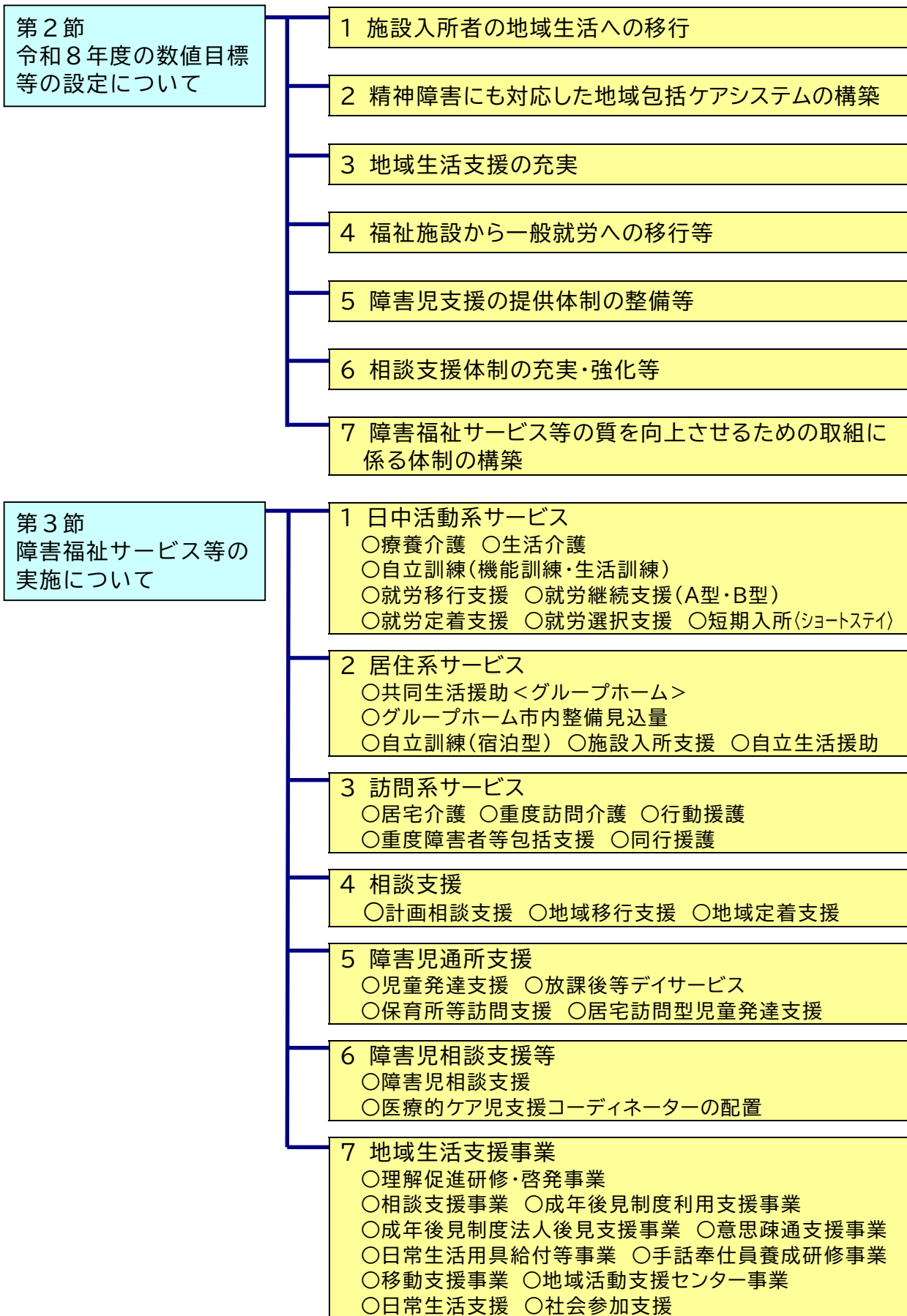
SDGsの理念に基づき、国と道の施策と連動した一体的な取り組みとして、誰一人として取り残さない、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を切り開くための社会の実現に向けた障害者支援施策の推進に努めます。

2 計画の体系

(1) 障害者計画（基本計画）



(2) 障害福祉計画（実施計画）



第4節
計画の達成状況の点検
及び評価

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績
施設入所者の地域生活への移行
福祉施設から一般就労への移行等
障害児支援の提供体制の整備等

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

日中活動系サービス

- 療養介護 ○生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型)
- 短期入所(福祉型)〈ショートステイ〉

居住系サービス

- 共同生活援助〈グループホーム〉
- グループホーム市内整備見込量
- 自立訓練(宿泊型) ○施設入所支援

訪問系サービス

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護
- 重度障害者等包括支援 ○同行援護

相談支援

- 計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

障害児通所支援

- 児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援
- 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業
- 相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業
- 地域活動支援センター事業 ○日常生活支援
- 社会参加支援

資料編

- 計画の性格及び法的位置付け
- アンケート調査の実施について(令和2年実施)
- アンケート調査の実施について(令和5年実施)

第2節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援



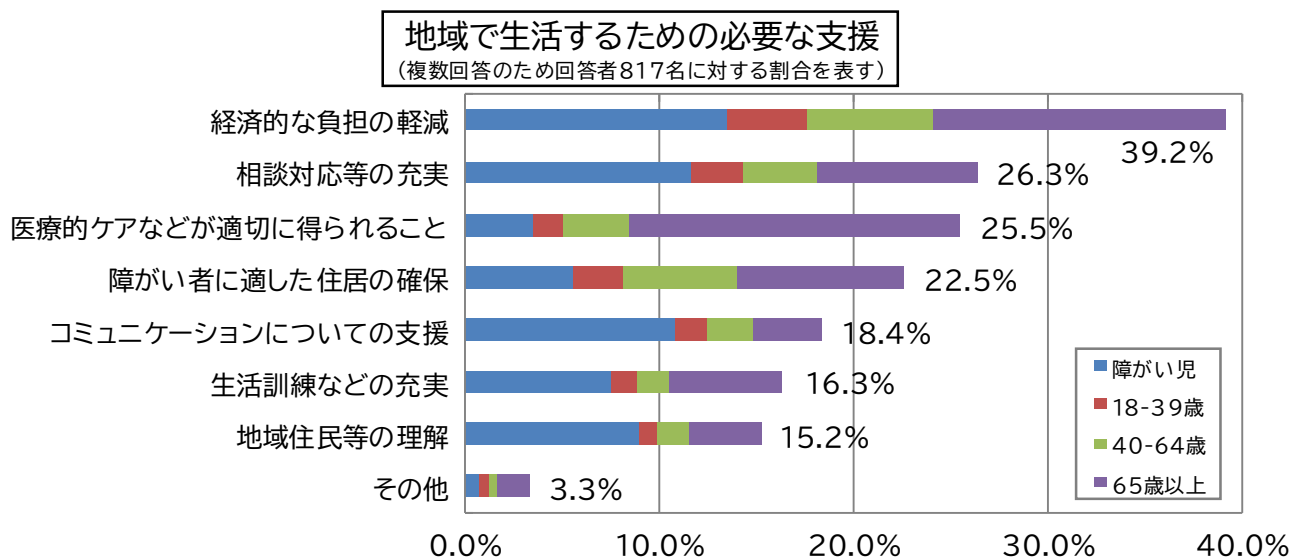
1 生活支援体制整備・地域移行支援の充実

(1) 現状と課題

高齢化の進展等により、障がいのある人が年々増加するとともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。

また、社会的な自立や在宅での生活を望まれる人のほか、施設や病院で生活している障がいのある人で、地域生活への移行を希望する人が増加しています。

そのため、障がいのある人及びその家族のニーズは、障害福祉サービスだけでなく、医療的ケアや障がい者に適した住居の確保のほか、相談対応の充実、コミュニケーションについての支援など多様化しています。



(2) 施策方向

地域での生活を希望する障がいのある人が、自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるように、地域生活の支援体制の整備・地域移行支援の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中心的な役割を果たす協議の場となる地域自立支援協議会等を中心に、保健、医療、福祉、経済、その他地域の各分野の関係機関が連携して支援する体制づくりの促進に努めます。
- ② 地域で生活する障がいのある人の重度化、高齢化にも対応できるように、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点等」のさらなる機能強化を図ります。

2 相談支援体制の充実



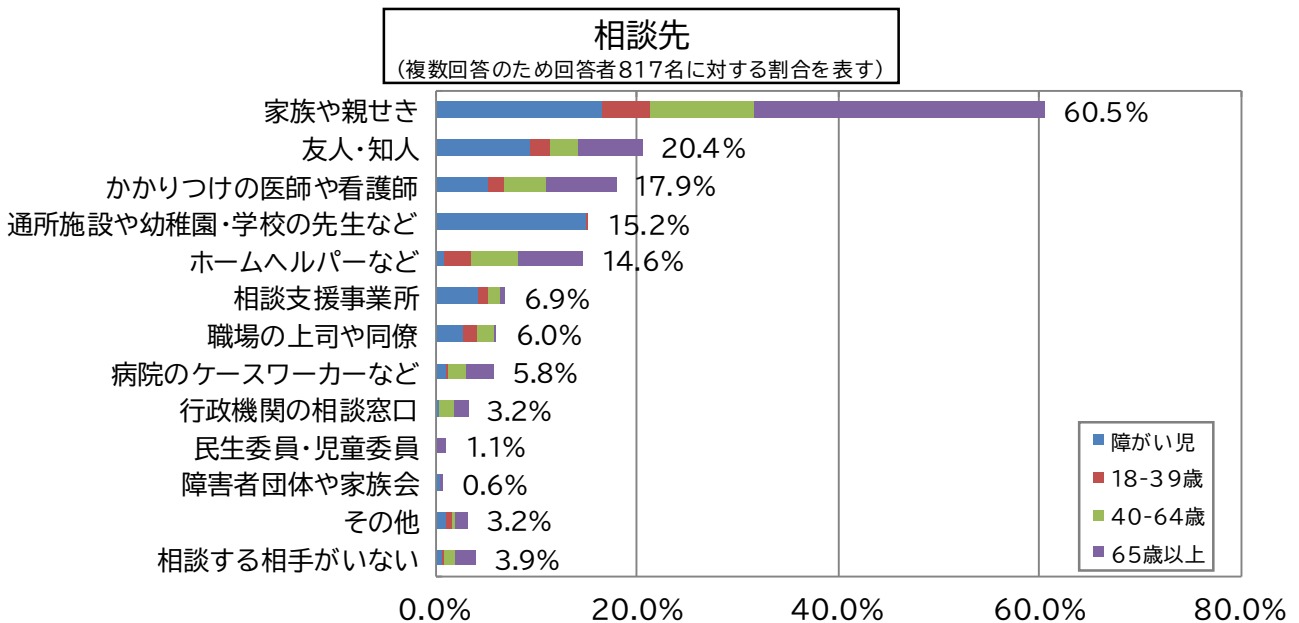
(1) 現状と課題

障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、身近な地域で気軽に相談できる体制の構築が必要であり、相談内容に応じて適切な支援へ迅速につなげていく体制の整備が不可欠です。

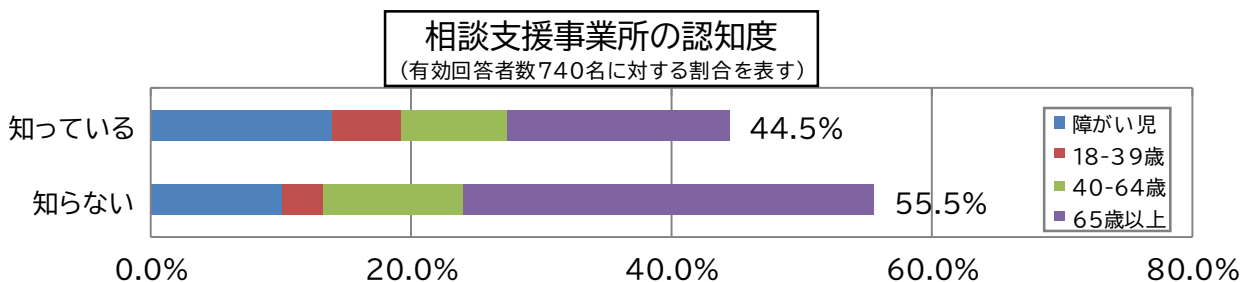
本市においては、平成24年度から基幹相談支援センターとして『室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」』を新規に設置し、令和元年度からは『室蘭市相談支援センターらん』を追加し設置するほか、市内の他の相談支援事業所との連携を図りながら相談支援の体制づくりを進めています。

アンケート調査の結果では、障がいや生活等の「相談先」としては、「家族や親せき」が60.5%と最も割合が高く「友人・知人」が20.4%「かかりつけの医師や看護師」が17.9%で「相談支援事業所」は6.9%「行政機関の相談窓口」は3.2%と低い割合です。

また、障がい児の保護者等については「家族や親せき」に次いで「通所施設や幼稚園・学校の先生など」が高い割合となっています。



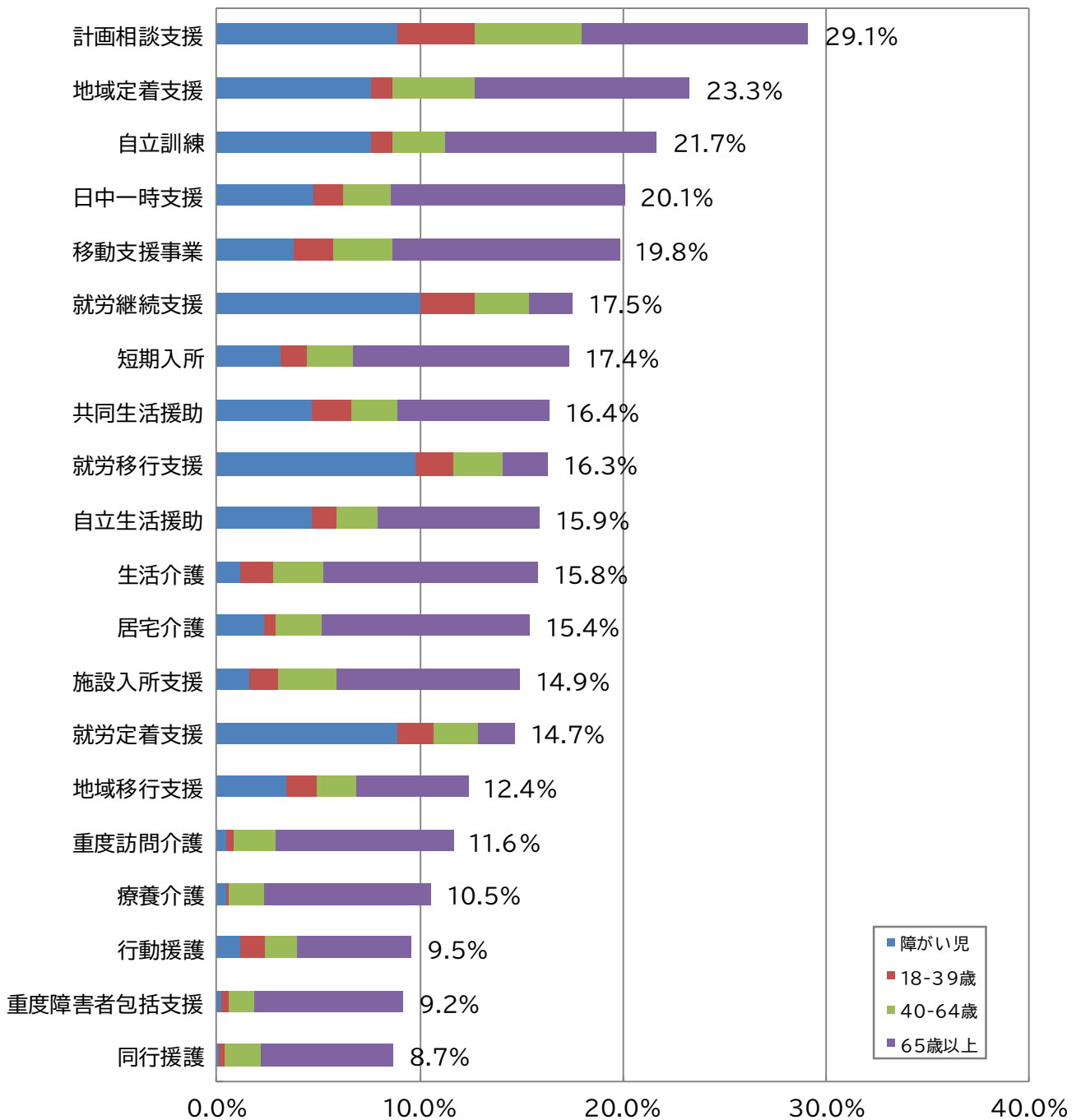
「相談支援事業所の認知度」について「知っている」と答えた人は44.5%の割合であり、今後とも、気軽に相談できる専門的機関としての相談支援事業所の周知を図る必要があります。



将来的に必要なと考える「障害福祉サービス等」については、サービス利用にあたり解決すべき課題やその支援方針など、本人にとって適切なサービスが提供されるための計画作成や定期的なモニタリングを行う「計画相談支援」のニーズが29.1%と最も高い割合を示しています。

また、障がい児の保護者等では、就労継続支援等の訓練等給付に対する回答割合が高く、社会的な自立を望んでいることがうかがえます。

将来的な障害福祉サービス等の利用ニーズ
(回答者817名に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある人のライフステージに対応した、必要なサービスが適切に提供されるよう、関係機関との連携をより一層強化し、身近で気軽に相談できる相談先としての相談支援事業所の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 総合的な相談支援を担う基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所と連携し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ② 地域自立支援協議会において、相談支援事業所をはじめ、障害福祉サービス提供事業所や各関係機関によるネットワークの構築を図り、地域の障害福祉に関する課題の解決に努めます。
- ③ サービス等利用計画や障害児支援利用計画作成の推進を図り、適切な支援に努めます。
- ④ 障がい者相談員との連携のほか、障がいのある人から個人情報提供の同意を受ける取り組みを推進し、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の年齢に応じたきめ細かい対応を図るため、子ども発達支援センターや相談支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化に努めます。



3 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実



(1) 現状と課題

本市では、障害者総合支援法に基づき共通の制度のもとに実施される自立支援給付事業とともに、地域の実情に応じて実施される地域生活支援事業など、各種障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

しかしながら、サービス利用者の増加等により、重度障がい者の日中活動の場や、一時的な預かりの場などが不足しており、市内の障害福祉サービス提供体制の充実が求められています。

また、地域で生活するうえで必要な各種サービスの活用促進のため、各関係団体との連携による制度周知が必要です。

(2) 施策方向

障害者総合支援法や地域生活支援事業を踏まえながら、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じたサービス提供体制の確保と制度周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 需要の高い生活介護や放課後等デイサービス等を提供する事業所や短期入所での預かりによる家族の休息（レスパイト）確保ができるよう、各障害福祉サービス事業所との連携を図り、機能の充実に努めます。
- ② 施設入所者や精神科病院の入院患者が地域生活へ円滑に移行できるよう、グループホーム設置の推進や、自立訓練や地域移行支援、地域定着支援等の制度周知に努めます。
- ③ 地域で日常生活や社会生活を送るための支援として、移動支援事業や日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④ 在宅生活を支援するために、緊急通報システムや、タクシー料金助成制度の周知のほか、社会福祉協議会と連携して、自動消火器や火災警報器設置費助成制度の活用促進に努めます。

4 人材の養成・確保



(1) 現状と課題

視覚や聴覚に障がいのある人が社会参加をするためには、周囲の人との意思疎通や互いに理解し合うためのコミュニケーション手段の確保が必要となります。

本市では、コミュニケーションツールとしての手話や要約筆記、点訳等に必要な技術を身につけ、ボランティアとして支援していただくための奉仕員養成講座を開催していますが、高齢化の進展や人口減少等により、今後の人材確保や養成方法等が課題となっています。

(2) 施策方向

視覚や聴覚に障がいのある人など、障害の種別や状態に合わせて、適切なコミュニケーション手段の確保を図るため、各種奉仕員の養成・確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各種奉仕員の知識・技術の向上を図るため、計画的、体系的な講座カリキュラムとなるよう、講師とも緊密に連携・調整のうえ支援を行います。
- ② 各種奉仕員の人材確保に向けて、養成講座の募集要件や講座内容等の見直しも視野に入れながら検討を進めます。
- ③ 視力障がいのある人のためのガイドヘルパー等の人材確保のために各種ボランティア団体との連携を密にし支援に努めます。

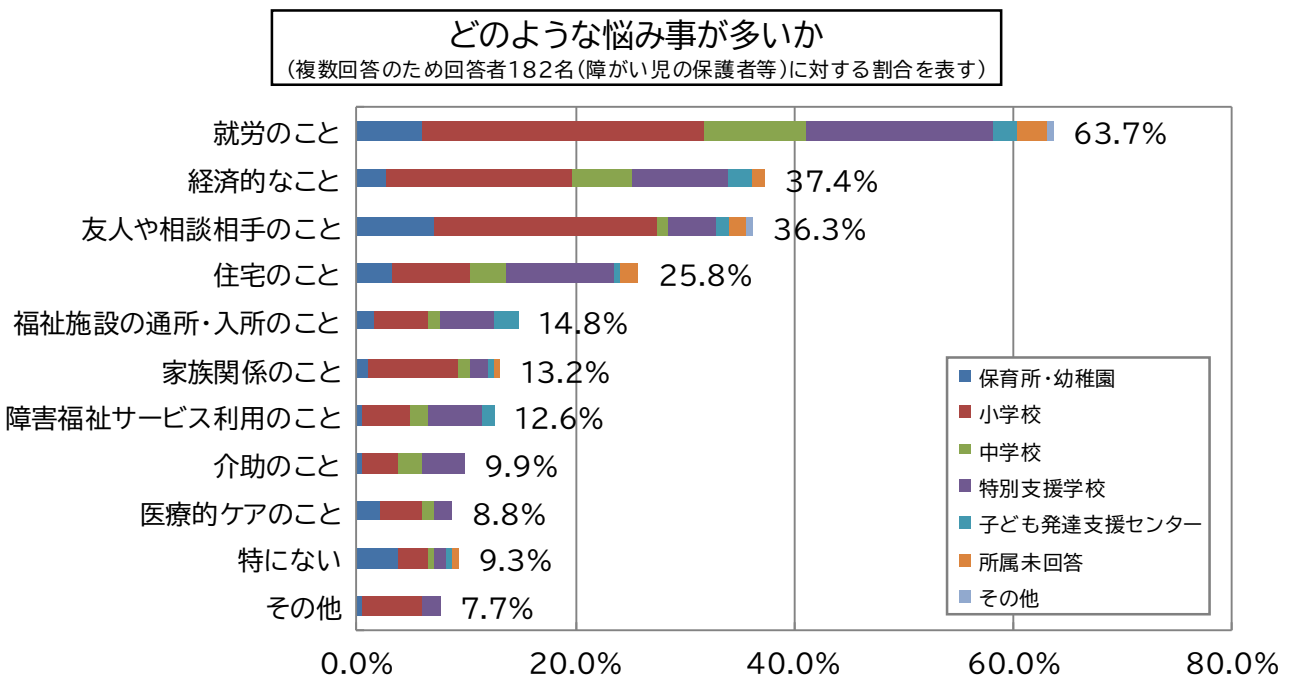
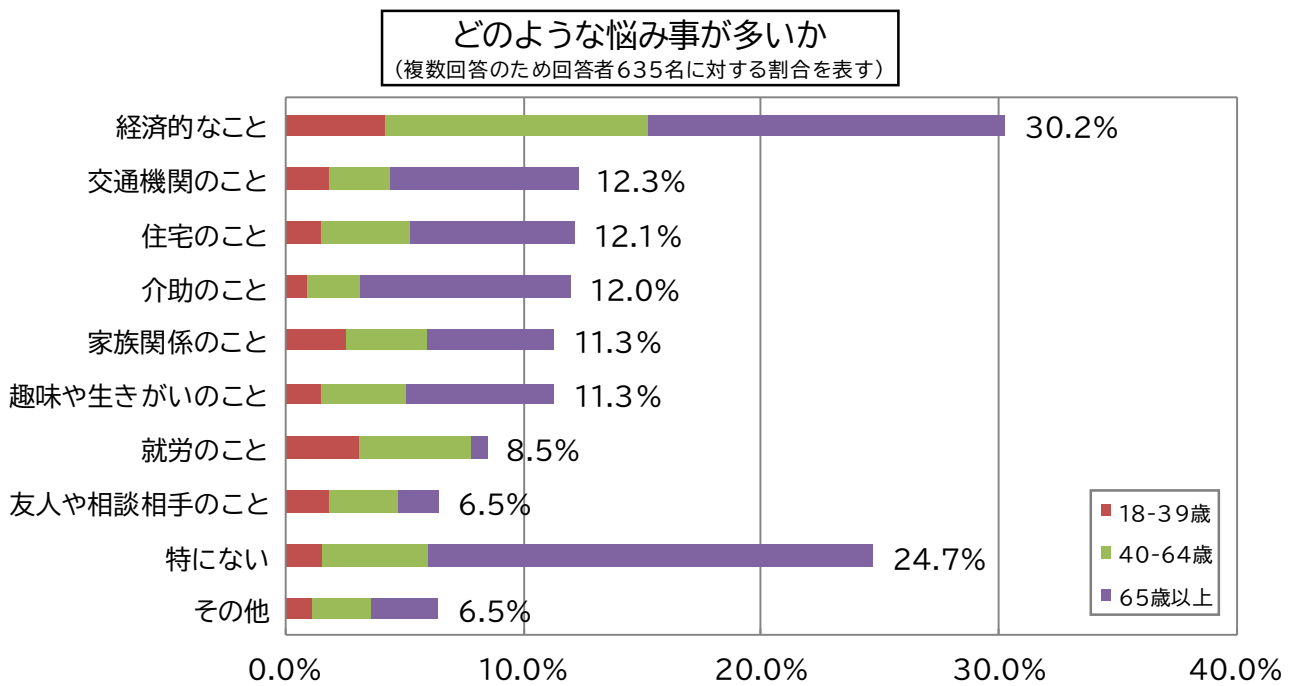


5 生活安定施策の推進

(1) 現状と課題

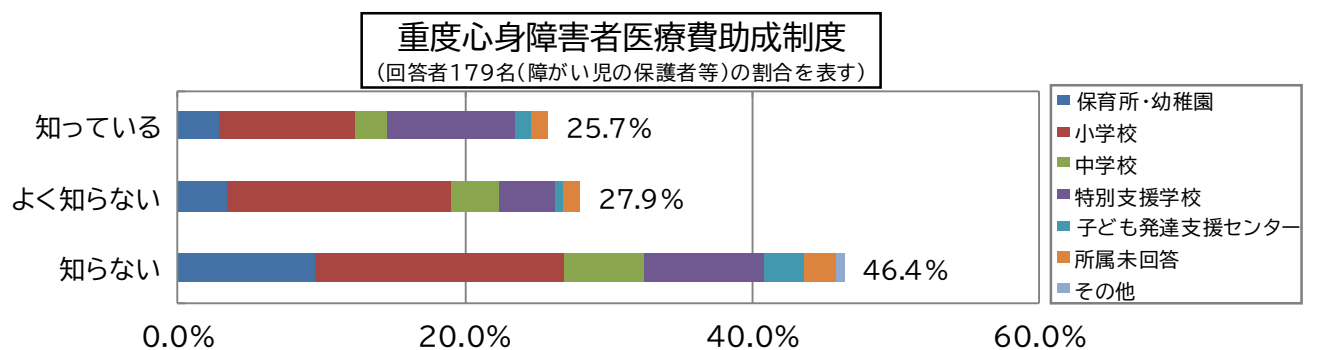
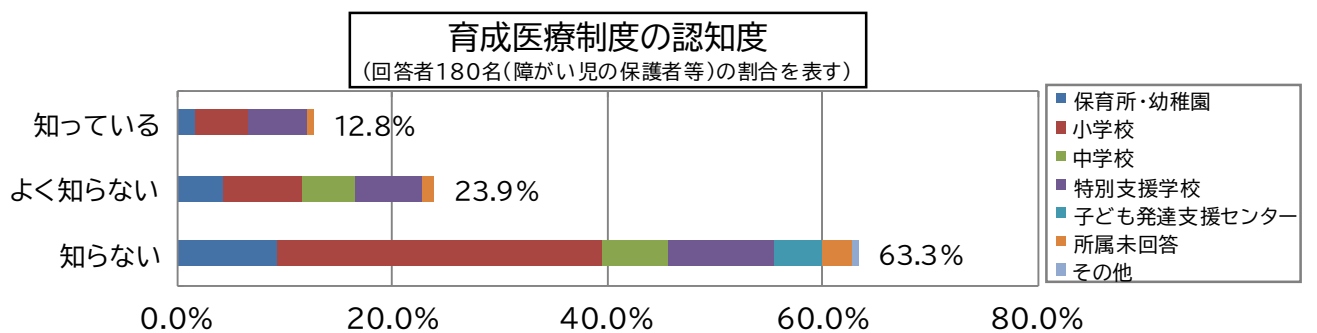
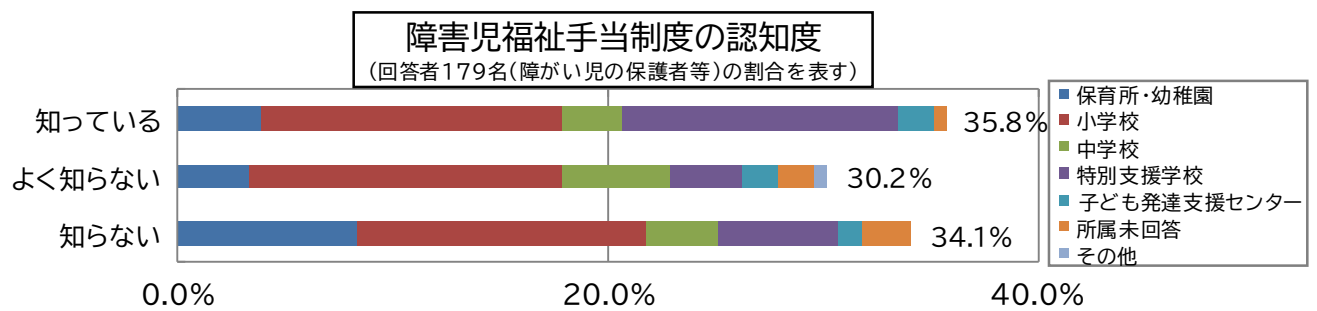
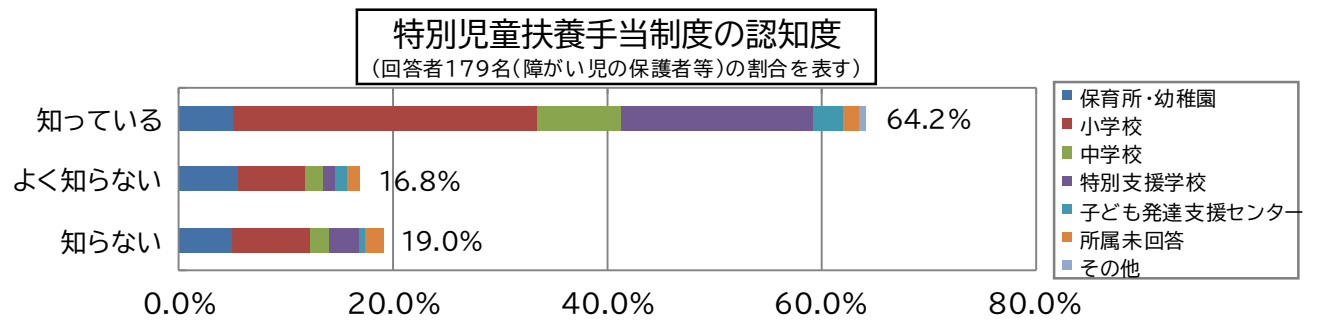
障がいのある人の自立した地域生活を支えるためには、経済的な生活基盤の安定が必要ですが、アンケート調査で「どのような悩み事が多いか」を尋ねたところ、障がいのある人、障がい児の保護者等どちらについても「経済的なこと」と回答した割合が高くなっています。

また、障がい児の保護者等については「就労のこと」や「友人や相談相手のこと」に関する悩みが多いことがうかがえます。



障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、各種障害関連手当制度について「知っている」と答えた人は、「特別児童扶養手当制度の認知度」で64.2%、「障害児福祉手当制度の認知度」で35.8%と十分に周知されていない状況がうかがえます。

また、障がいのある人の医療費助成制度の一つである「重度心身障害者医療費助成制度の認知度」についても「知っている」と答えた人は25.7%と低い割合であり、他の各種助成制度や軽減措置制度などについても、十分に周知されていない可能性があります。



(2) 施策方向

障がいのある人の生活を支援するため、基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所などの各関係機関と連携を図り、各種経済的支援に関する制度の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の年齢などに合わせ、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当制度などの周知と活用の促進を図るとともに、障害年金制度や心身障害者扶養共済制度などの周知に努めます。
- ② 自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度や指定難病・小児慢性特定疾病医療のほか、重度心身障害者医療など医療費助成制度の周知に努めます。
- ③ 所得税や住民税、自動車税等の税負担軽減措置のほか、JR、バス、タクシー、有料道路料金等の公共交通費割引制度や公共放送受信料減免制度の周知に努めます。
- ④ 公共料金や公共施設利用料の減免制度について周知に努めます。

Ⅱ 保健・医療



1 適切な保健サービス等の提供



(1) 現状と課題

障がいのある人が、身近な地域において、適切な保健サービス等（保健・医療等）を受けするためには、各種疾病に応じた相談体制や支援体制の充実が重要です。

相談支援事業所など各関係機関と連携を図り、自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度の周知や、障がいのある人へ向けた各種健康相談や健康講話等を通じ、保健、医療、福祉が一体となって各種サービスの提供を行い、生活の質の向上を図ることが必要です。

(2) 施策方向

適切な保健サービス等の提供により、障害の軽減や重度化の防止を図るとともに、障がいのある人の年齢や状況に応じた相談体制や支援体制の充実を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 相談支援事業所などの各関係機関と連携し、自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度の周知に努めます。
- ② 精神障がいのある人やその家族などに対する支援体制の充実のため、精神保健福祉士を配置する相談支援事業所や医療機関ソーシャルワーカーとの連携に取り組みます。
- ③ 障がい児・者歯科保健医療連携事業の活用や訪問歯科診療制度の周知など、口腔ケア支援の促進に努めます。

2 障害の原因となる疾病等の予防



(1) 現状と課題

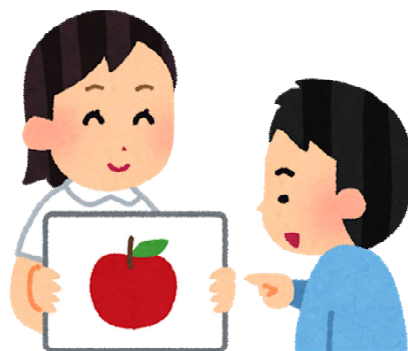
障害の原因となる疾病などの予防には、新生児・低出生体重児などに対する健康相談・保健指導や乳幼児健康診査による発育・発達の遅れの早期発見、また、栄養や食生活、運動などの生活習慣を改善し、疾病の発症や進行を予防するための各種健康相談や健康講話を積極的に行っていくことが必要です。

(2) 施策方向

障害の原因となる疾病などの適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進等のため、各種保健事業の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 乳幼児などに対する健康相談・保健指導や家庭訪問、乳幼児健康診査の実施などにより、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見し、子ども発達支援センターなどの各関係機関との連携のもと、早期療育の推進を図ります。
- ② 障がいのある人やその家族、グループホームの支援員など広く市民の方に、食生活や運動など生活習慣改善に向けた普及啓発により、生活習慣病の予防や健康増進に努めます。



3 精神障がい（発達障がい含む）のある人や難病のある人等、 障害の特性に応じた支援の充実



（1）現状と課題

精神障がい（発達障がいを含む）のある人が、社会的長期入院の解消を図るため地域移行への取り組みを推進するとともに、退院後の地域生活に必要な支援が必要ですが、社会的資源の不足や人員配置のため職員確保などが大きな課題となっています。

また、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺の予防、高次脳機能障がいのある人への支援のほか、難病に関する施策など、障害特性に応じた支援の充実が求められています。

（2）施策方向

精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、頭部外傷や疾病によって脳の領域に損傷を負った高次脳機能障がいのある人や、原因不明のほか治療方法が未確定で、かつ後遺症を残す可能性がある難病の人などに対する施策の推進を図ります。

（3）具体的施策

- ① 精神疾患に関する相談支援体制の充実や、精神疾患のある人の日中活動サービスの活用促進を図ります。
- ② 相談支援事業所など各関係機関との連携のもと、自殺予防対策に関する情報や自立支援（精神通院）医療制度の周知に努めます。
- ③ 精神障がいや高次脳機能障がい、また難病のある人などのほか、その家族などに対する支援体制の充実のため、精神保健福祉士を配置する相談支援事業所や医療機関ソーシャルワーカーとの連携を図ります。
- ④ 精神障がいや難病のある人などのほか、その家族などに対し、対象となる障害福祉サービスや医療費助成制度の周知と活用促進に努めます。

第3節 自立と社会参加の促進

I 療育・教育



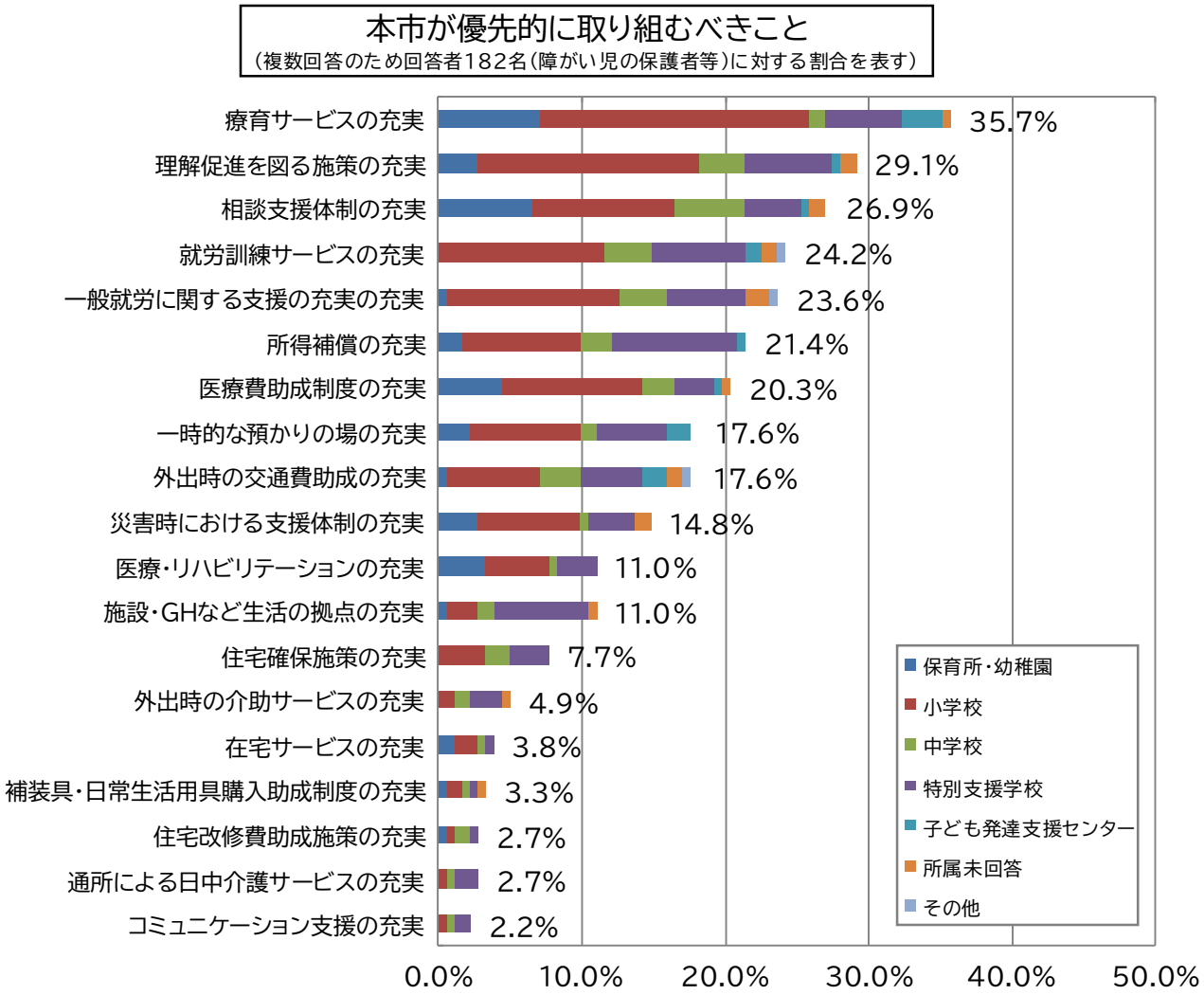
1 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとって大切なことは、可能な限り早期に障害の状況に応じた適切な治療と訓練指導などを受けることであり、障害の程度に応じ、適切な療育につなげる体制の整備を図ることが重要です。

このため、障がいのある子どもと保護者に対する相談や支援を行うにあたり、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した効果的な支援を身近な場所で行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら情報共有を行う必要があります。

障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、「本市が優先的に取り組むべきこと」について「療育サービスの充実」が35.7%と最も割合が高くなっています。



(2) 施策方向

障害の早期発見と適切な療育ができるように、保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携強化を図るとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する支援を行うための療育・相談体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各関係機関と連携し、発育・発達の遅れの早期発見に努めるとともに、障がい児一人ひとりの状況を勘案した個別支援計画のもと、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などによる、適切なサービス提供を行います。
- ② 乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容について、各関係機関が情報共有を行うことで適切な支援につなげていくための支援ファイル「すてっぷ」の配布と活用に努めます。
- ③ 保育所等において、障がい児が集団生活へ適応するために必要とする専門的支援などを行うため、「保育所等訪問支援」によるサービス提供を行います。
- ④ 放課後等デイサービスについては、自立した日常生活を行うために必要な訓練、地域交流機会の創出、余暇の提供など幅広い利用者ニーズがあることから、対応するサービス形態に合わせた受け入れ体制の確保を図ります。
- ⑤ 難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。また、早期療育の体制構築に向けて、室蘭聾学校などの各関係機関と連携して推進に努めます。
- ⑥ 軽度・中等度難聴児の保護者への経済的負担軽減策としての補聴器の購入・修理費助成制度の周知と活用促進を図ります。
- ⑦ 保健、医療、福祉、教育機関等で構成する地域療育ネットワーク会議の活用により、地域療育の推進に努めます。

2 保育・学校教育の充実

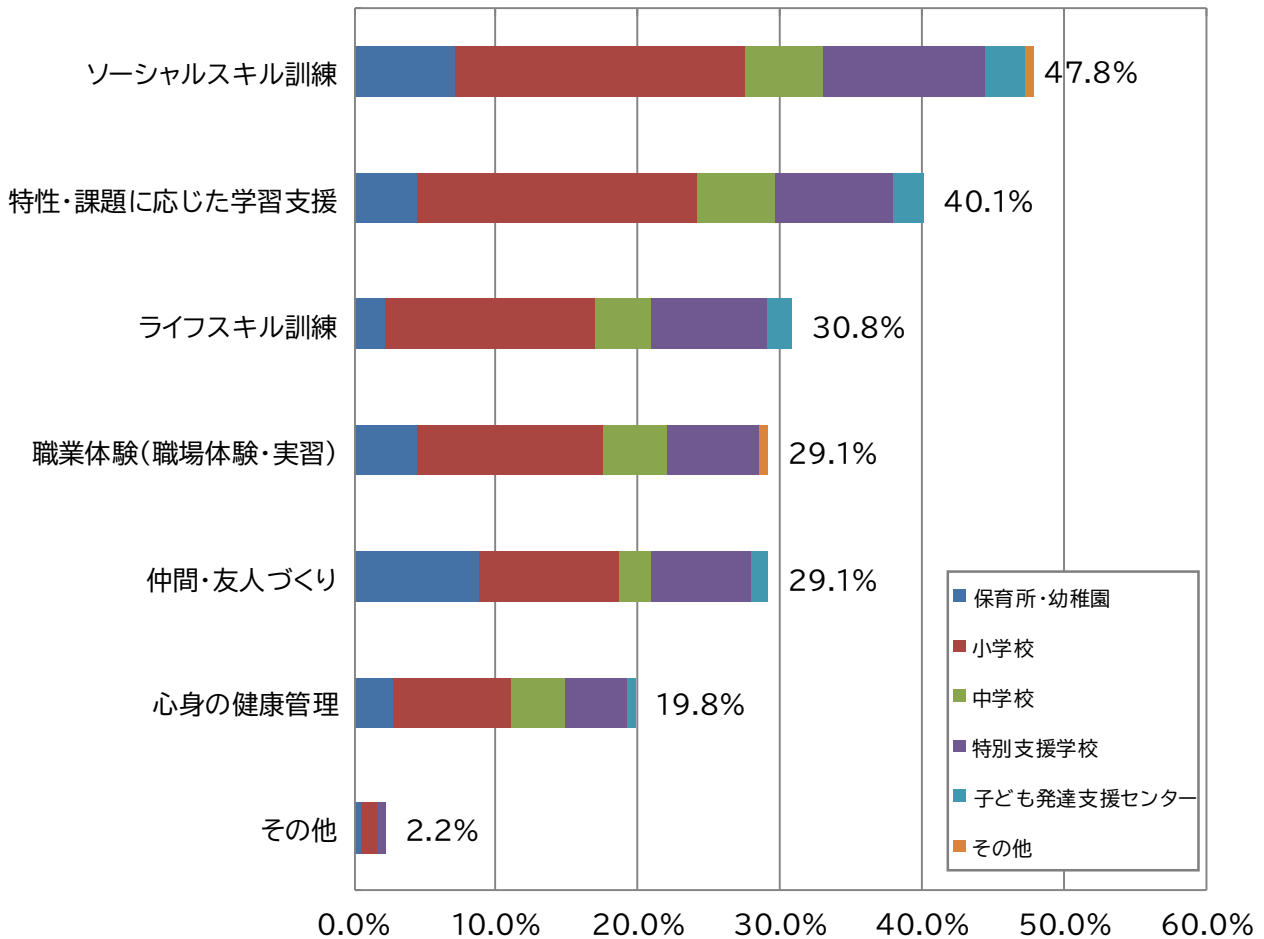


(1) 現状と課題

障がいのある子どもの特性に応じ、保育所・認定こども園で行う障害児保育のほか、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校において各種指導を行っています。障害児保育や特別支援教育充実のための人材確保や、障がいのある子ども一人ひとりに応じた適切な支援を行うための体制づくりを行うことが必要です。

障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、「学齢期に必要なと思う支援」について、社会生活上での円滑な人間関係を維持するための訓練である「ソーシャルスキル訓練」が47.8%と最も割合が高く、次いで「特性・課題に応じた学習支援」が40.1%となっています。

学齢期に必要なと思う支援
 (複数回答のため回答者182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある子ども一人ひとりの特性・能力に応じた適切な障害児保育や特別支援教育の充実のほか、特別支援教育にかかわる保護者負担の軽減に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 療育の専門員が保育所や小学校などへ訪問し、障がいのある子どもが集団生活を行ううえで必要なサポートや保育士・教職員などとの連携を図ります。
- ② 知的障害や自閉症・情緒障害、難聴など各種障害特性に合わせた特別支援学級の設置拡充に努めます。
- ③ 各種障害特性に合わせ、通常学級や特別支援学級における特別支援教育支援員の配置に努めます。
- ④ ことばや聞こえ、話すことを苦手とする幼児や児童などに、専門教室でその症状や障害程度に応じた個別指導を実施します。
- ⑤ 保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費や通学費等の助成に努めます。
- ⑥ 全保育所・認定こども園で障害児保育の継続実施に努めます。



3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実



(1) 現状と課題

近年では、医療の進歩により多くの若い子どもの命が救われるようになった一方で、たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする子どもが増加しています。

これに伴い、保健、医療、福祉、教育等関係機関で、医療的ケアを必要とする子どもの受け皿が不足しており、家族への負担が大きくなっているなどの課題があります。

(2) 施策方向

医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切なサービスが受けられるよう、支援にかかる課題と解決策について協議を行い、保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携強化を図りながら、医療的ケアを必要とする子どもとその保護者に対する支援体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 地域自立支援協議会における専門部会である子ども部会において、医療的ケアを必要とする子どもの支援体制の整備について推進します。
- ② 保護者や家族からの相談対応が図れるよう、相談支援事業所をはじめとする支援にかかわる関係機関へ療育にかかる各種制度や社会資源等の情報提供を行います。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもの家族の休息（レスパイト）が確保ができるよう、機能の充実に努めます。
- ④ 医療的ケアを必要とする子どもが必要な支援を円滑に受けられることができるよう、市内事業所や病院等との情報連携を図りながら、サービス利用等の相談やコーディネーターの配置に向けて努めます。
- ⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて、北海道で実施されている養成研修会に、保健師、看護師、相談支援専門員等の対象者を参加させ、スキルアップを図ります。

II 就労支援



1 一般就労の推進

(1) 現状と課題

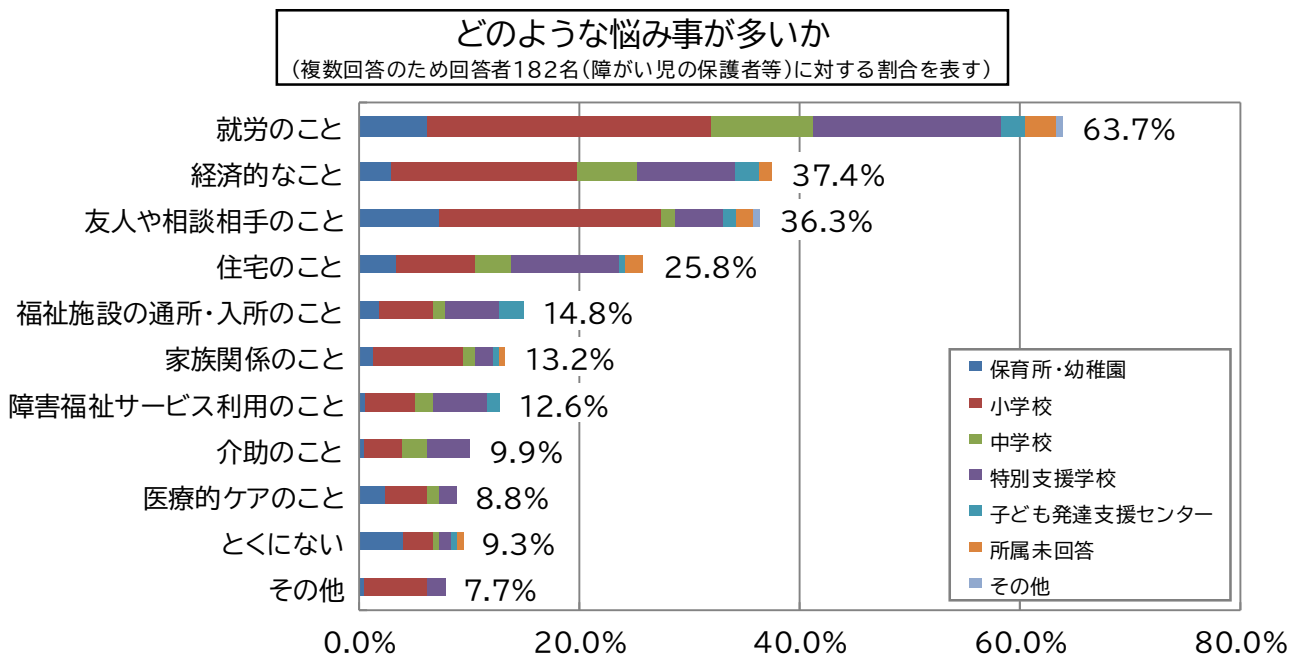
障がいのある人の一般就労を推進するためには、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実や、事業所での作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着支援等が重要となります。

また、障がいのある人の雇用促進や職場定着が図られるよう、各関係機関と連携し、企業等への理解促進に取り組むことが必要です。

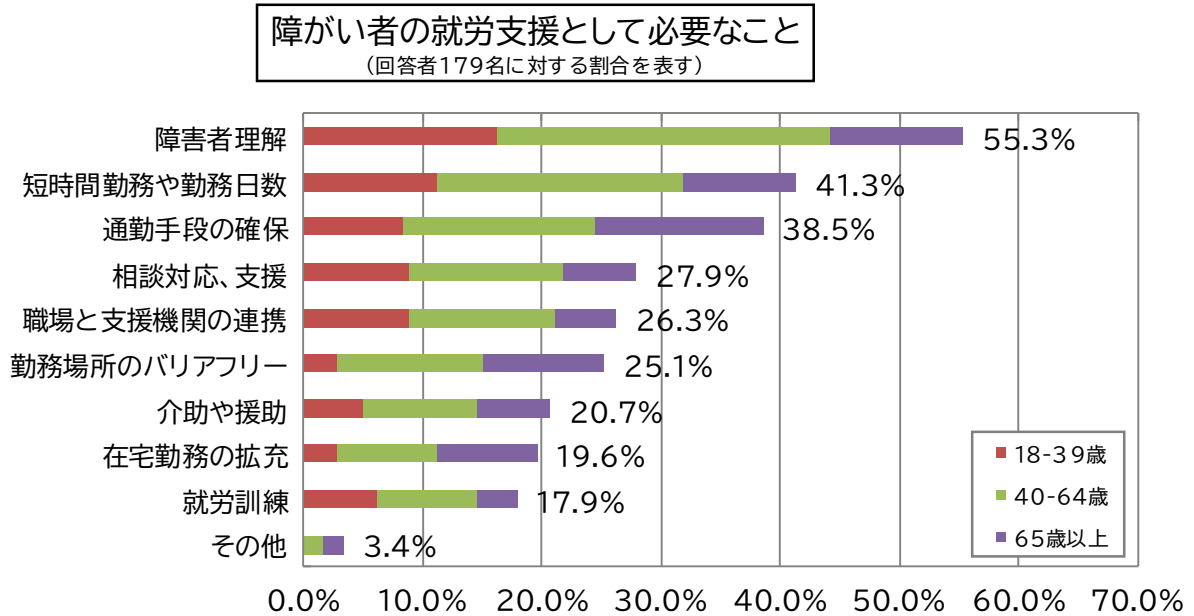
障がいのある人の雇用については「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・国及び地方公共団体等は、障がいのある人を一定割合以上雇用しなければなりません。

令和元年6月1日現在の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は2.2%であり、全国の実雇用率は2.11%、北海道では2.27%となっていますが、ハローワークむろらん管轄区域内では1.94%と、法定雇用率を下回っている状況にあります。

また、アンケート調査で「どのような悩み事が多いか」を尋ねたところ、障がい児の保護者等からの回答では「就労のこと」が63.7%と最も高い割合となっています。



このほか「障がい者の就労支援として必要なこと」を尋ねたところ「職場の障害者理解」が55.3%と最も高い割合となり、平成28年度から施行された改正障害者雇用促進法などの周知も重要であると考えられます。



(2) 施策方向

ハローワークや商工会議所等の各関係機関と連携し、障がいのある人の就労相談や就労後のフォローアップ、企業等への理解促進に努めます。

また、企業等に対し、各種雇用支援制度の周知や啓発に努め、障がいのある人の一般就労の拡大を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 地域自立支援協議会を通じ、ハローワークや商工会議所等との連携を図りながら、各種雇用支援制度や雇用納付金制度の周知に努めます。
- ② 相談支援事業所との連携を図りながら、障がいのある人の適性に応じ、就労継続・就労移行・就労定着支援事業所の周知と利用促進を図ります。
- ③ 障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら、就労相談支援を行います。
- ④ 社会福祉協議会と連携しながら、引きこもりなどの社会とのつながりが薄く生活困窮状態に陥る可能性がある方を対象に、就労準備支援などの制度を活用し、社会的自立を図ります。
- ⑤ 心身障がい者職親会の広報活動などを支援し、雇用の促進に努めます。

2 多様な就労の機会の確保

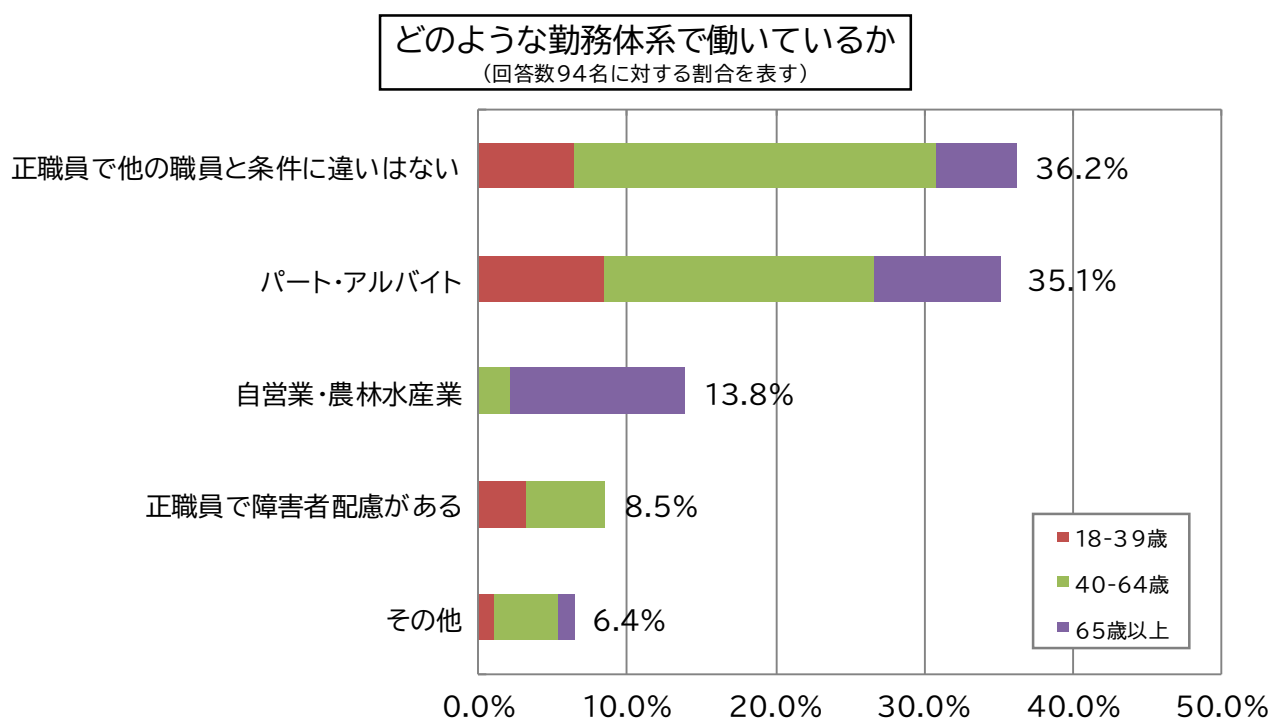


(1) 現状と課題

就労を希望する障がいのある人を取り巻く本市の雇用環境は厳しい状況にあり、令和元年6月1日現在、本市の民間企業における障がいのある人の法定雇用率については全道の障害者実雇用率2.27%を下回る1.94%となっています。

このような中で、障害の程度や種別、年齢などにかかわらず、生まれ育った地域で、本人の意欲や障害特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

障がいのある人で就職している人へ、「どのような勤務形態で働いているか」を尋ねたところ、「正職員で他の職員と条件に違いはない」が36.2%、「パート・アルバイト」が35.1%と全体の70%以上を占めている一方で、「正職員で障害者配慮がある」と回答した障がい者が8.5%と低い割合を示しており、行政機関や民間企業において障害者雇用の機会が十分ではないことが課題となっています。



(2) 施策方向

様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、多様な就労機会の確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等と、ハローワークや商工会議所等の労働関係や経済関係機関との連携強化や情報の共有化を図り、障害特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- ② 行政、企業、経済団体、福祉団体等と連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。
- ③ 福祉的就労事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、テレワークなどの在宅就労）の推進に努めます。
- ④ 障がいのある人の就労機会を確保する取り組みとして、農業分野（農福連携）や水産分野（水福連携）のほか、本市の地域の特性を活かした工業分野（工福連携）について検討し、地場産業や企業、本市における新たな業態、業種の開拓・確保に向けて努めます。



3 福祉的就労の充実



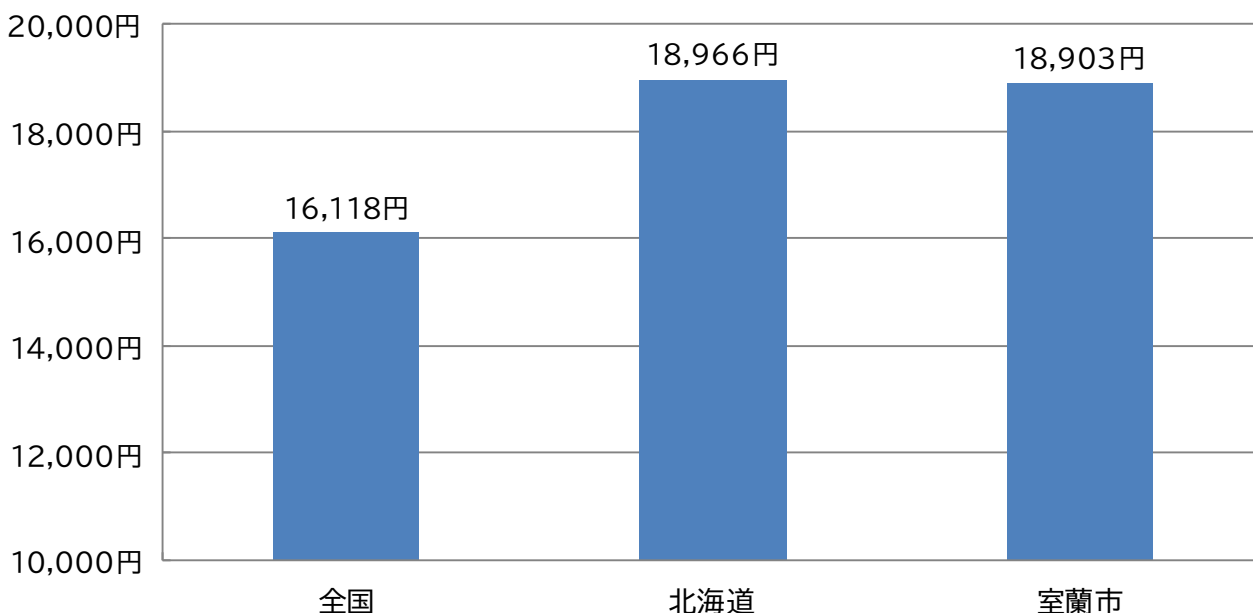
(1) 現状と課題

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、障害福祉サービス提供事業所等の福祉的就労の場を適切に確保し、公共団体や民間企業からの受託業務の受注拡大などによる工賃水準の向上を図っていく必要があります。

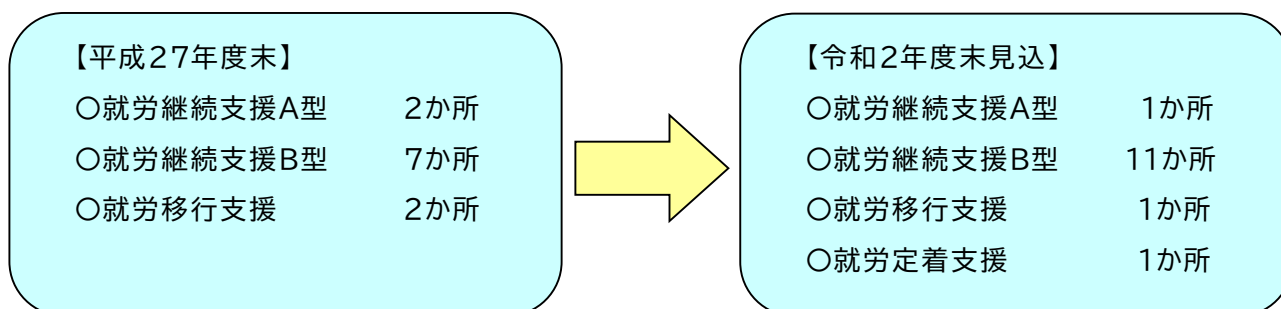
福祉的就労の場を利用する人は年々増加しており、就労意欲を持つ障がいのある人が、その能力と適性に応じて就労訓練を行うためには、訓練業務量と工賃水準の確保が重要な課題です。

平成30年度現在、就労継続支援B型の平均工賃月額について、本市は18,903円で道内の18,966円よりも下回っており、今後は道内平均工賃月額を上回るための工賃向上への取り組みが必要となります。（※全国平均工賃月額は16,118円）

平成30年度就労継続支援B型 平均工賃月額



○市内福祉的就労事業所の状況



平成27年度末には福祉的就労サービスを利用していた人は283人ですが、令和元年度末には372人に増加し、令和2年度末にはさらに増加する見込みです。

(2) 施策方向

福祉的就労の場を提供する事業者との連携を強化し、訓練業務量と工賃水準の確保に向けた受注の拡大や、各事業所の特色に合わせた利用者受け入れ体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障害者優先調達法に基づく「物品等の調達方針」を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品購入や役務の発注促進に努めます。
- ② 指定管理者制度導入施設などの公共施設において、障害者就労施設等からの受注機会の拡大やその支援に向けた取り組みについて検討します。
- ③ 広く市民や企業などに、授産品や障害者就労施設等の周知を行い、物品や役務にかかわる受注を促進し、障がいのある人の訓練業務量と工賃水準の確保を図ります。
- ④ 多様な障害の特性にあった福祉的就労の場の確保として、就労継続支援事業所のさらなる充実に努めます。



Ⅲ 社会参加



1 社会参加の促進



(1) 現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、当事者による自主的な活動のほか、まちづくり活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

また、こうした活動に参加するための情報提供や、意思疎通手段の確保や移動に関する支援等の充実を図る必要があります。

(2) 施策方向

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加できる活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるような環境整備に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の社会参加を促進するため、障害福祉団体などと協力しながら事業を実施するとともに、各種奉仕員の確保や移動に関する自立支援サービスや地域生活支援事業における給付（同行援護や移動支援等）の提供確保に努めます。
- ② 障がいのある人の社会参加を促進するため、「広報むろらん」やホームページのほか、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）などを活用しながら、社会参加活動に関する情報提供の促進に努めます。
- ③ 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、関係機関などと連携を図りながら、障がいのある人と地域住民が交流する場の整備に努めます。



2 スポーツ・文化活動の振興



(1) 現状と課題

障がいのある人のスポーツ・文化活動は、地域生活を送るための「生きがい」の役割に加え、自立意欲の向上、社会参加の促進、健康の維持増進などの役割を担います。

そのため、利用者ニーズに合わせた各種教室や講座等を開催し、積極的にスポーツや文化活動に参加できるような取り組みを進める必要があります。

また、各障害者団体等との連携により、スポーツや文化活動において、障害の有無にかかわらず交流の促進を図ることも必要です。

(2) 施策方向

障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、各関係団体と連携・協力し、スポーツ・文化活動へ参加しやすい環境の整備に努めます。

また、障害の有無にかかわらず交流促進を図るため、市民が気軽に参加できるスポーツ大会や楽器演奏会などの開催に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がい者スポーツ協会との連携、スポーツ協会等の協力を受け、障がいのある人が気軽に参加できる各種軽スポーツ講座を障害者福祉総合センターなどで開催します。
- ② 障害者スポーツ種目の普及促進や障害の有無にかかわらず交流促進を図るため、軽スポーツ教室や講演会などの開催に努めます。
- ③ 各種障害者スポーツ大会の開催情報などについて、各障害者関係団体や通所系障害福祉サービス事業所などへの周知に努めます。
- ④ 各種障害者スポーツや文化活動への参加促進のため、各種奉仕員の確保や移動に関する自立支援給付や地域生活支援事業におけるサービス（同行援護や移動支援等）の提供確保に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の文化活動を促進するため、気軽に参加できる各種文化・創作講座を障害者福祉総合センターなどで開催します。
- ⑥ 障がいのある人が制作した作品の展示、手話コーラスや楽器演奏の発表など、障害の有無にかかわらず文化交流について、ふれあいまつりなど促進できる場の創出に努めます。

3 障害者団体との連携



(1) 現状と課題

障がいのある人が身近な地域で安心して生活し、充実した社会生活を送るためには、障害者団体やボランティア団体と連携し、公的なサービスだけでは対応できないような、個々のニーズに合ったきめ細かい支援体制の構築が重要です。

また、市民の障がいのある人に対する理解促進を図るためには、障害者団体やボランティア団体の協力が不可欠です。

このような障害者団体やボランティア団体との連携体制を強化するためには、活動内容などの市民周知や新規会員の確保等を図り、団体活動をより活性化させるための支援が必要となります。

(2) 施策方向

行政機関と障害者団体やボランティア団体が連携して、障がいのある人の福祉向上を図るため、各種団体活動の市民周知や連絡調整等の支援体制強化に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各種団体活動について、社会福祉協議会等との連携により、広く市民に周知するよう努めます。
- ② 障害者団体やボランティア団体の組織体制強化のため、各関係団体との連携調整に努めます。
- ③ 障害者団体やボランティア団体の活動促進として、障害者福祉総合センターでの貸館無料利用や他の公共施設における使用料減免などの周知に努めます。

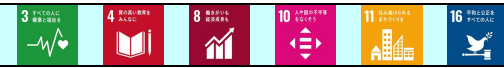


第4節 バリアフリー社会の実現

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



1 権利擁護の推進・虐待の防止



(1) 現状と課題

わが国では、障がい者に対する権利擁護に関して、障害者差別解消法の制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、国連の障がい者の権利に関する条約を批准しています。

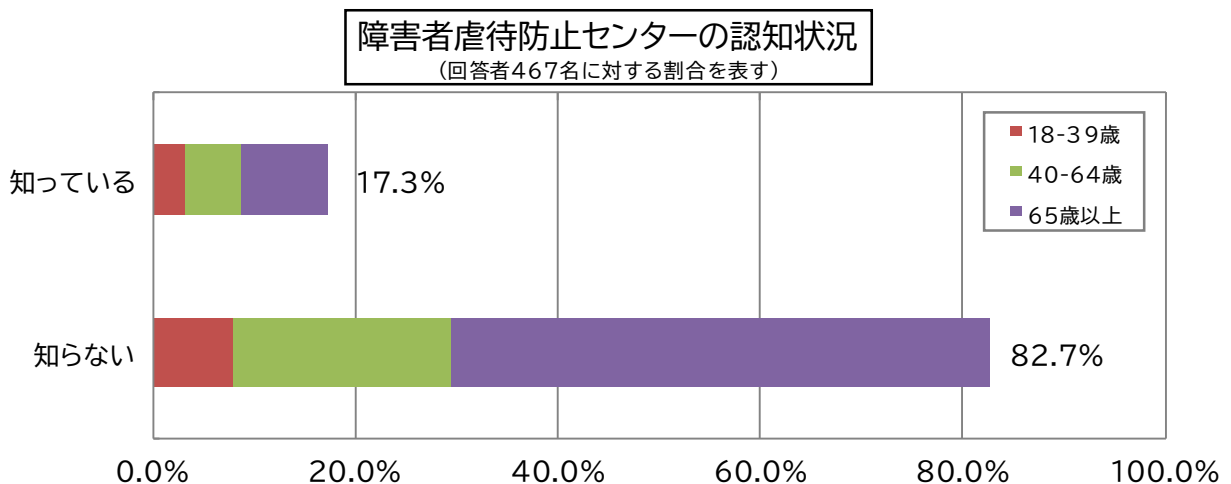
しかしながら、社会には、未だに障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが数多く存在しています。

こうした実状から見ても、家庭や施設における虐待や権利侵害への対応など、障がいのある人を対象とする権利擁護の推進は、全国的にも重要な課題です。

本市においては、障害者虐待防止センターの設置（室蘭言泉学園への委託）による障害者虐待への対応などに取り組んでいますが、制度の浸透や施設の周知が十分に図られていない状況にあります。

また、障がいのある人の権利擁護については、複雑な問題を抱えているケースが多いため非常に対応が難しく、関係機関との連携強化が問題解決の重要な要素となります。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の身体的・精神的虐待への対応・支援を行う「障害者虐待防止センターの認知状況」は17.3%と低い割合です。



(2) 施策方向

高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定が困難な障がいのある人の地域で自立した生活を支援するため、権利擁護にかかわる各種制度の周知と活用促進を図るとともに、障がいのある人の生命・財産に影響が及ぶ虐待の問題に対応するため、障害者虐待防止センターや各関係機関との連携強化に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 虐待に関する通報・相談に関しては、障害者虐待防止センターを中心に各関係機関との連携を図りながら、未然防止や発生時の迅速な対応、再発防止などに努めます。
- ② 障害特性などにより、判断能力に不安がある人を支援するため、社会福祉協議会と連携して、障害福祉サービス等利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知と活用促進に努めます。
- ③ 権利擁護に必要な法的手続きなどの専門的知識を必要とする相談に関しては、本市の無料弁護士相談や消費生活センターとの連携のほか、北海道身体障害者福祉協会の「障がい者110番事業」の周知と活用促進に努めます。

2 成年後見制度等の活用促進

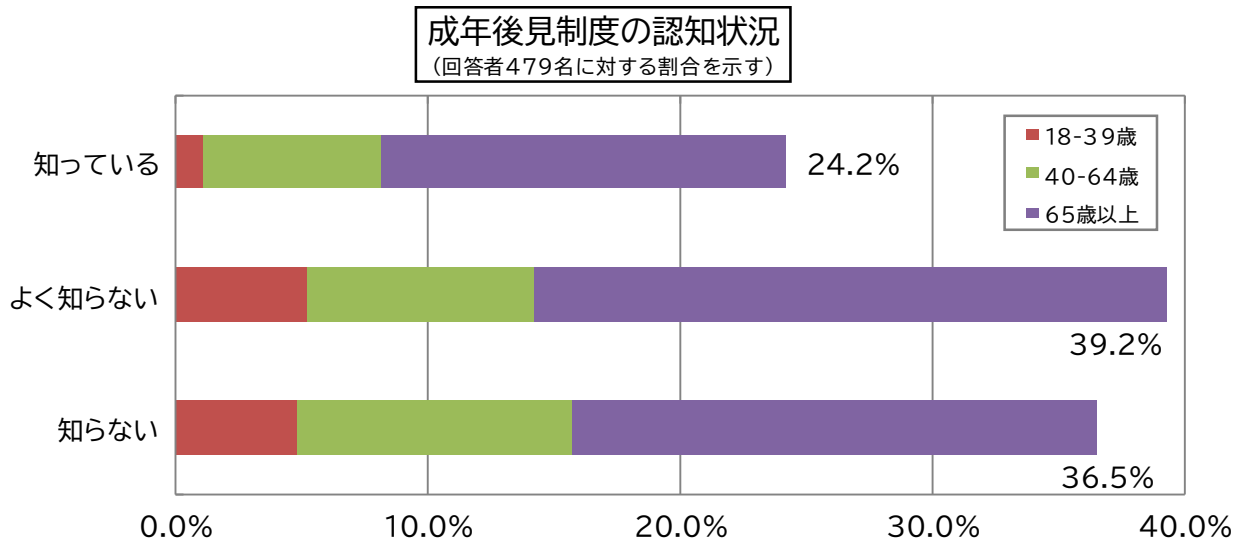


(1) 現状と課題

障害特性により判断能力が十分ではないため、各種制度やサービスの利用契約が困難であったり、身の回りのことや金銭管理ができないなど、さまざまな問題を抱えているケースが見受けられます。

本市においては、「室蘭成年後見支援センター（室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営）」による成年後見制度の申し立て支援に取り組んでいますが、制度そのものがまだ広く理解されていないことや、制度を利用するために費用が生じることなどから、利用が進んでいない状況にあります。

アンケート調査の結果では、制度内容も含めた「成年後見制度の認知状況」は24.2%と低い割合です。



(2) 施策方向

障害福祉サービス利用の観点から、障がい者の権利擁護を図るための成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けた取り組みに努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障害特性などにより、判断能力が十分ではない人が財産管理や契約等の法律行為を行うことを保護・支援するため、基幹相談支援センターや成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の周知と活用の促進に努めます。
- ② 成年後見制度活用促進のため、経済的理由等により制度の利用が困難な人に対して、後見人報酬などに対する助成制度の周知に努めます。

3 障害者理解の促進



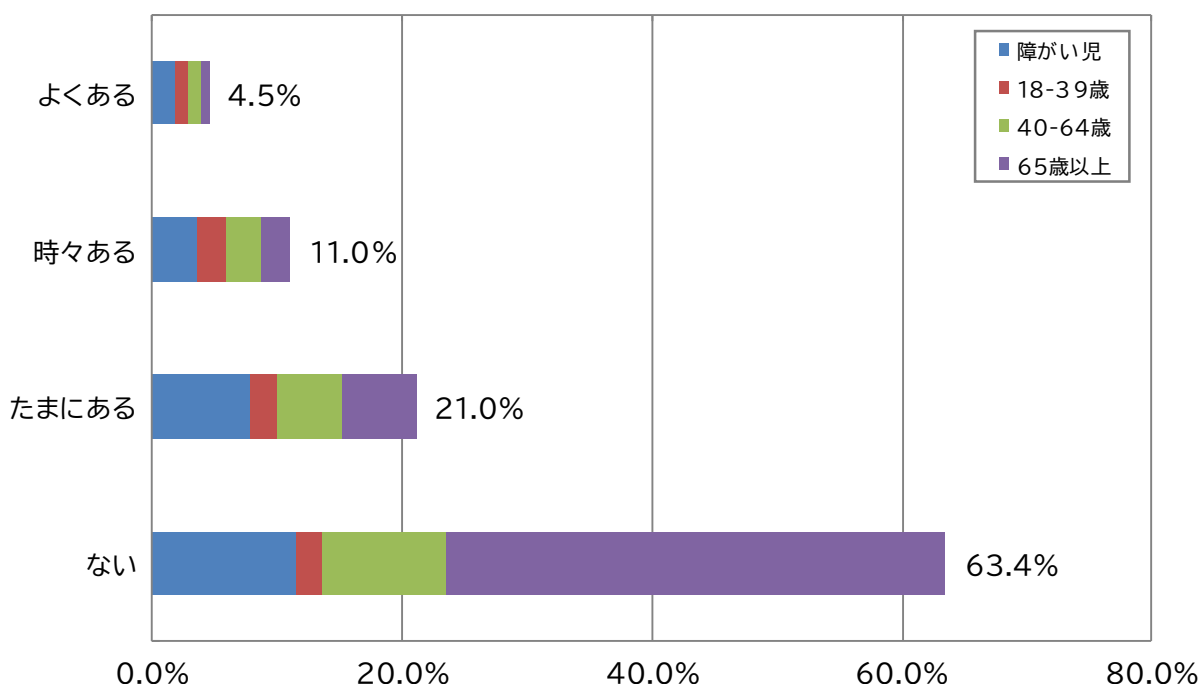
(1) 現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で、障がいのない人と共生しながら安心して生活していくためには、周囲の人が障害のことを正しく理解する必要があります。

しかしながら、アンケート調査の結果では「障害を理由とした差別や嫌な思いの経験」について「よくある・時々ある・たまにある」と答えた人が36.5%と3割以上を占めています。

障害を理由とした差別や嫌な思いの経験

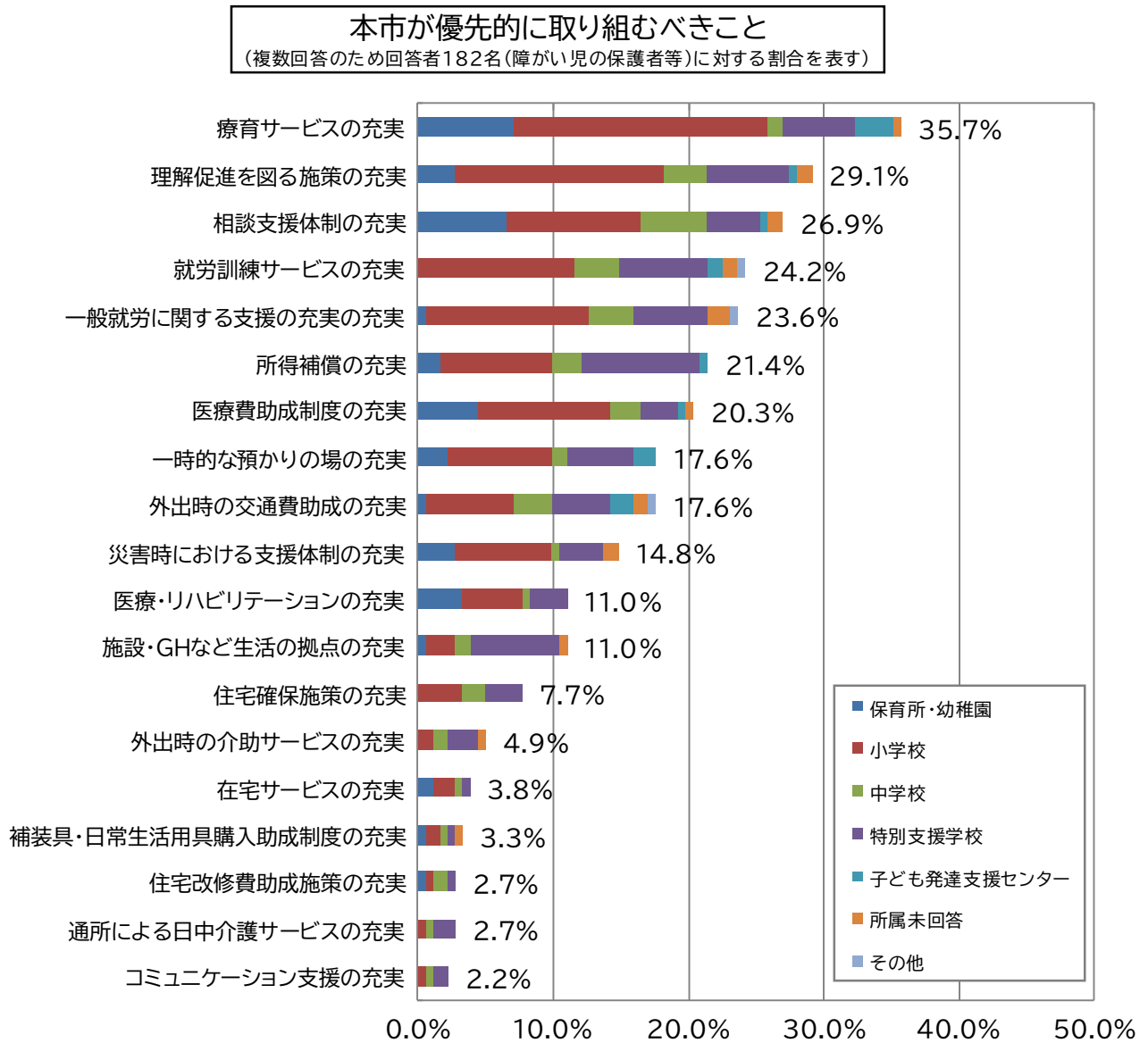
(回答者727名に対する割合を表す)



特に精神障害については、内部障害同様に目に見えない障害であること、また、一般的に認知され始めたのが比較的近年であるため、他の障害と比較しても市民理解が進んでいない状況にあり「強い偏見や差別を受けることが多々ある」といった意見が寄せられています。

このような状況を改善するために、障害に対する正しい理解を促進するための啓発や教育活動に取り組むことが重要です。

また、障がい児の保護者等へのアンケート調査の結果では、今後「本市が優先的に取り組むべきこと」を尋ねたところ「療育サービスの充実」に次いで、「理解促進を図る施策の充実」が29.1%の高い割合です。



(2) 施策方向

障がいのある人とない人が交流する機会の場を創出するため、各種イベントなどの開催に努めるとともに、研修会の開催や出前講座の実施などを通じ、障害や障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 障がい者と関わる機会の少ない市民を対象に、障がい者の日常生活や社会参加の現状など、障がい者への理解を深めるための研修会の開催や出前講座などを実施します。
- ② 「広報むろらん」やホームページのほか、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）等を活用して、障がい者の地域生活の現状やボランティア団体の活動内容などの広報に努めます。
- ③ 社会福祉協議会との連携により、ボランティア団体が開催する各種講座や、小中学校などへの出前講座を行い、障がい者への理解や学習の促進に努めます。
- ④ 障がいのある人とない人とが共同で参加し、交流を深めるためのイベントの開催や周知に努めます。
- ⑤ 障害者優先調達法の推進を目的に、障害者就労施設等が請け負う受託業務や授産品等の紹介リーフレット（カタログ）を作成・活用し、市民・企業等に対し周知を図ります。
- ⑥ 視覚障がい者や聴覚障がい者への理解を深めるため、点字・要約筆記・手話奉仕員養成講座への参加促進を図ります。
- ⑦ 障害者差別解消法に基づく、社会的障壁を除去するための合理的配慮について、研修を通じて職員への制度周知を図ります。
- ⑧ ヘルプマークやハートプラスマーク等、障がいのある人に関するマークの普及を推進し、外見から分かりにくい障害など、周囲の人からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動の促進に努めます。

4 地域福祉活動の推進



(1) 現状と課題

本計画の基本理念である障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかに、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」に向けた取り組みを進めていく中で、未だ、障がい者への理解が十分に浸透していない理由として、地域福祉活動の推進が図られていないことも要因として挙げられます。

(2) 施策方向

地域福祉活動の推進のための取り組みとして、障害者理解の促進に向けた啓発活動の推進のほか、市内の障害者支援施設等が所在する地域住民との交流機会の拡大に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした「障害者週間」を活用した啓発に努めます。
- ② 住民が障がいのある人とともに参加する啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を活かした交流機会の拡大に努めます。
- ③ 障がいのある人もない人も、あらゆる世代の地域住民が支えあいながら暮らすことができる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人が喜びや生きがいを見出せるよう、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進させる取り組みに努めます。

II 生活環境

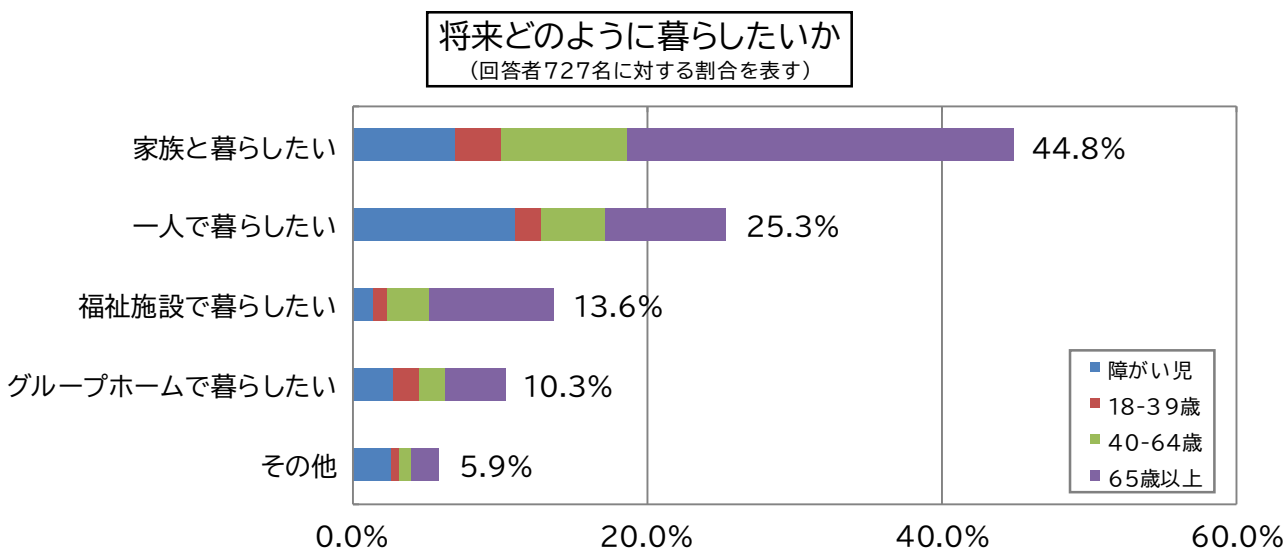


1 住まいのための環境整備

(1) 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、生活の場となる環境面を含めた安定した住まいの確保が必要となりますが、この対応策として、グループホームや訪問系障害福祉サービスの充実、また、地域生活移行への支援などが求められています。

アンケート調査の結果では「将来どのように暮らしたいか」を尋ねたところ「家族と暮らしたい」が44.8%「一人で暮らしたい」が25.3%です。



しかしながら、保護者の高齢化等により、家族による障がいのある人の支援が困難となった場合や、親亡き後の子の生活を不安視する声が多く、各障害者団体等との意見交換においても、市内でのグループホームの充実を望む声が寄せられています。

本市では、平成27年度から令和2年度までの6年間にかけて、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置したグループホーム等3か所の整備費助成を実施してきましたが、現況では、全てのグループホームに利用者が入居しており、新たな利用者を受け入れる体制が整っていない状況にあります。

また、福祉施設入所者の退所や精神疾患のある長期入院患者等の退院による地域移行等により、今後もグループホームの利用ニーズは高まるものと予測されます。

一方では、利用ニーズがあっても、グループホームで働く支援員等職員の処遇改善が遅々として進まないこともあり、人材確保が難しい現状に対する課題も浮き彫りとなっています。

(2) 施策方向

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するための拠点となる環境面を含めた住まいの確保のため、各障害福祉サービス事業所と連携して、市内のグループホーム設置を推進するとともに、精神疾患のある人の地域生活移行への支援や在宅での生活を希望する人への家事援助等サービスの提供体制の確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の住まいの場として、市内のグループホーム設置を推進します。
- ② 障害福祉サービスである地域移行支援や地域定着支援等を活用しながら、長期にわたり精神科病院に入院していた人が退院する場合などに、不動産会社との賃貸契約や住居の確保、新生活の準備などへの支援や24時間体制の相談支援の提供確保に努めます。
- ③ 障がいのある人が、在宅で生活するために必要となる手すりの設置、段差の解消、引き戸への改修などの費用に対する助成制度の周知に努めます。
- ④ 入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事援助など、生活全般にわたる支援の提供確保に努めます。
- ⑤ グループホームで働く支援員等に限らず、障害福祉関係職員の処遇改善に向けて、全国・全道市長会等を通じて、国や道に対して積極的に意見・要望を行います。

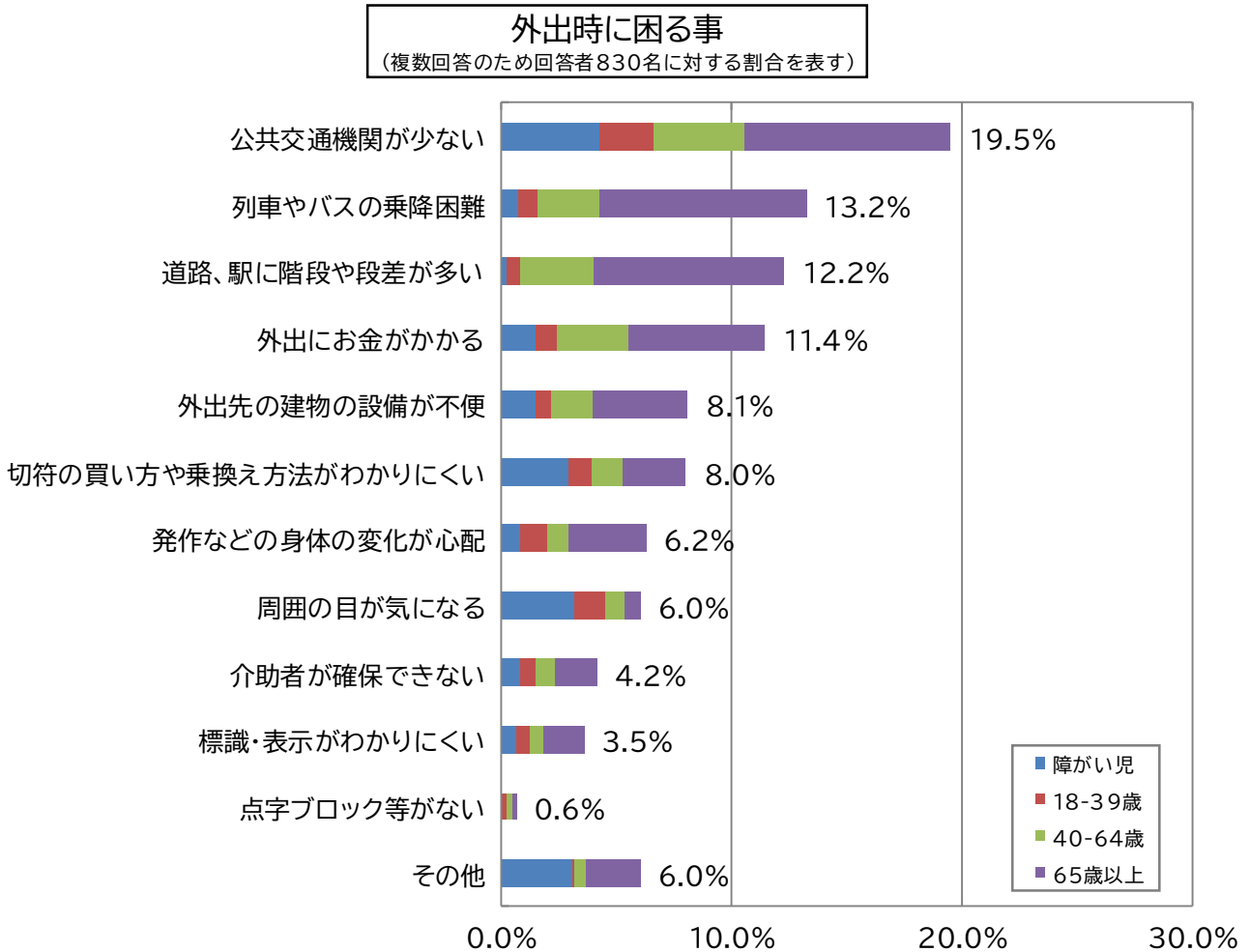
2 移動・交通のバリアフリーの推進



(1) 現状と課題

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していくうえで、移動や交通の手段は重要な問題となります。

アンケート調査の結果では「外出時に困る事」として、「公共交通機関が少ない」が、19.5%と割合が最も多く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」13.2%、「道路、駅に階段差が多い」が12.2%と高い割合となっています。



(2) 施策方向

障がいのある人の日常生活支援と社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進を図り、障害の状況に対応した各種交通費助成制度の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 公共施設の改修・建替等に合わせて、障害特性に配慮した昇降機や玄関スロープ、多目的トイレ、補聴器等補助設備（ヒアリンググループ）などのバリアフリー化の推進に努めます。
- ② 障がいのある人の通院や社会参加を促進するため、通院介助や移動支援サービス等の提供体制の確保を推進します。
- ③ 障がいのある人の社会活動促進や、通所系サービスの利用促進のため、JR、バス、タクシー、有料道路料金等の公共的交通費割引制度等の周知を図ります。



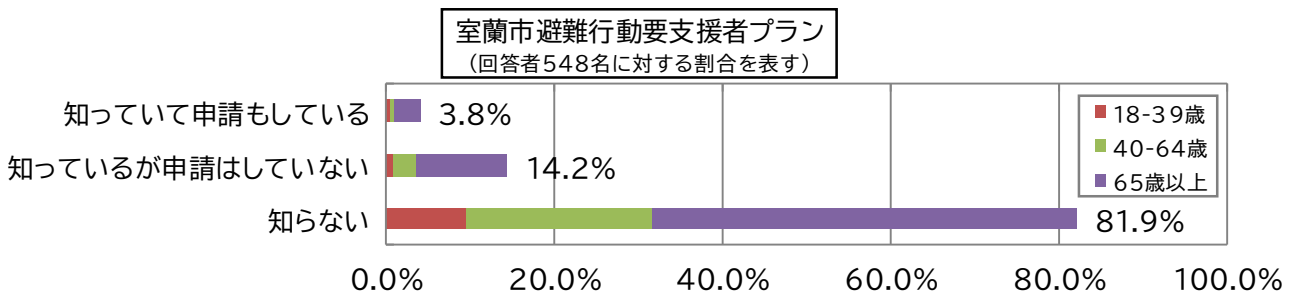
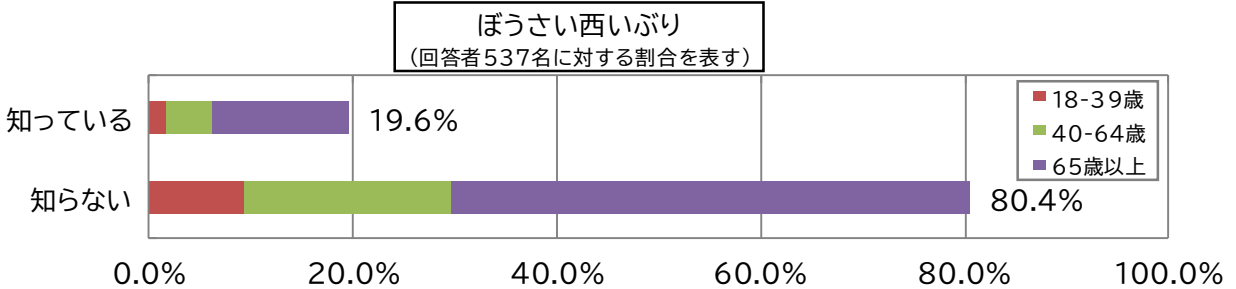
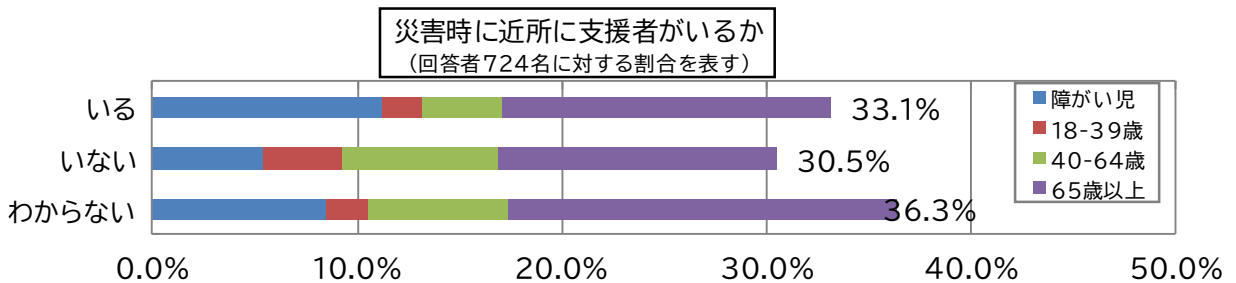
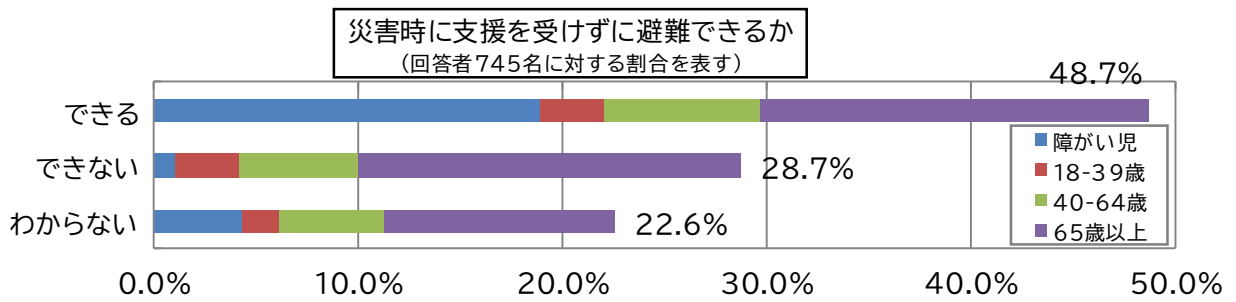
3 防災・防犯対策の推進

(1) 現状と課題

障がいのある人は、非常時に自ら避難行動をとることが難しい場合があり、災害時における情報提供体制の整備や、避難誘導などの支援方法については全国的に大きな課題です。

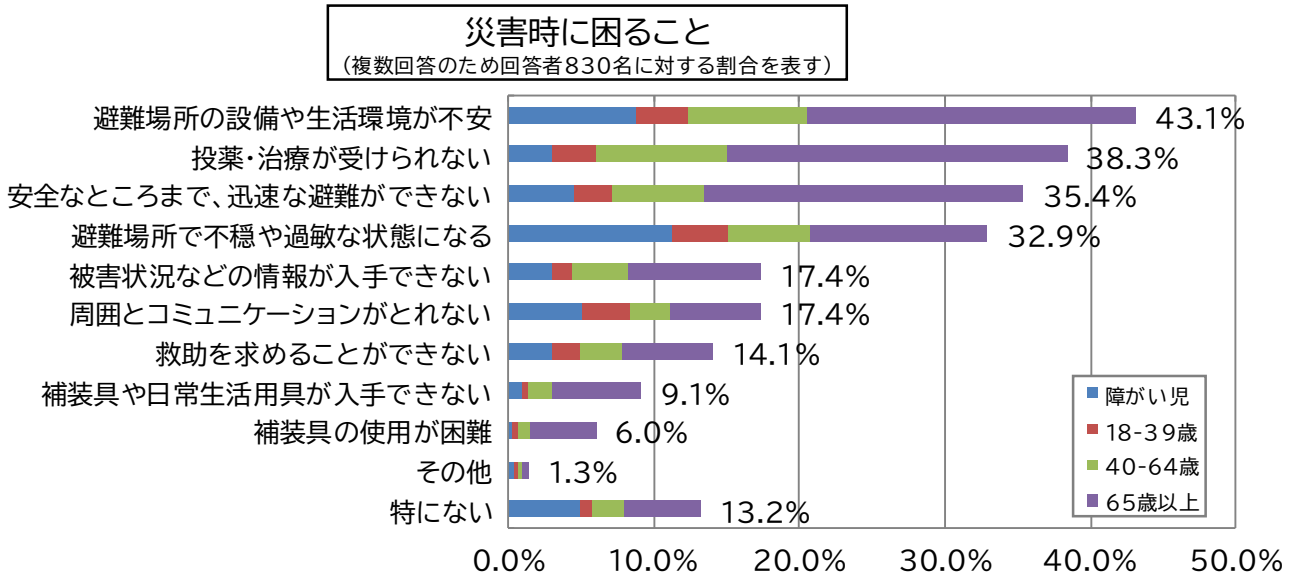
アンケート調査の結果では「災害時に支援を受けずに避難できるか」を尋ねたところ「できない・わからない」が51.3%、「災害時に近所に支援者はいるか」を尋ねたところ「いない・わからない」が66.8%です。

また、災害時の情報収集手段として活用が期待できる「ぼうさい西いぶり」について尋ねたところ「知らない」と答えた人が80.4%、町内会等の地域組織に災害時の支援協力を求める「室蘭市避難行動要支援者プラン」について尋ねたところ「知らない」と答えた人が81.9%を占めています。



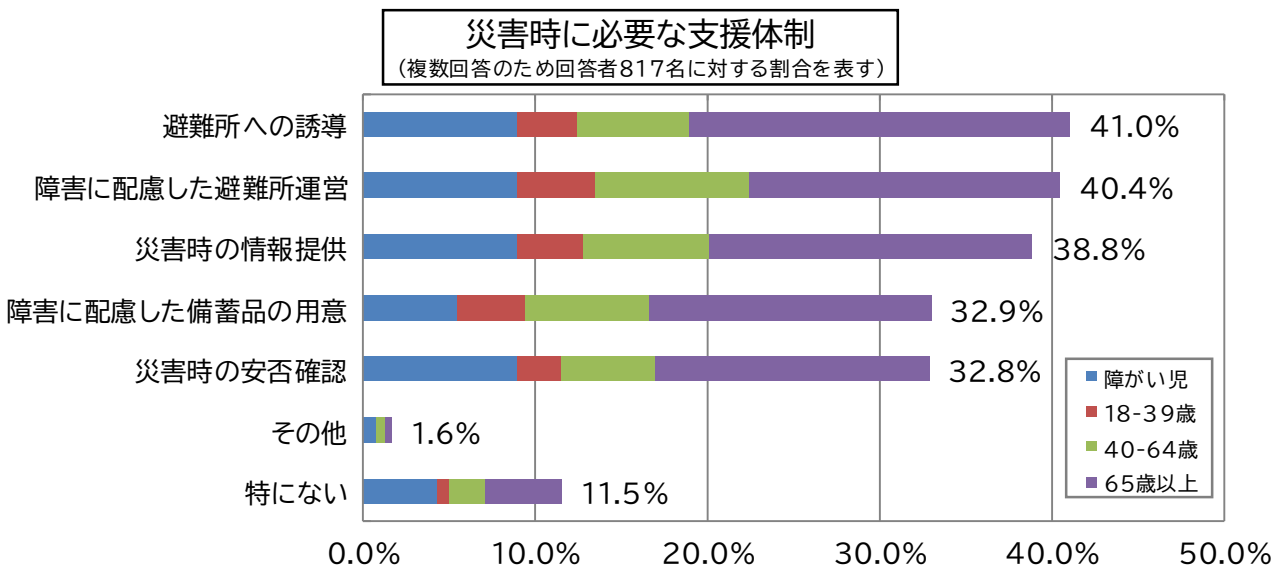
「災害時に困ること」としては「避難場所の設備や生活環境が不安」が43.1%「投薬・治療が受けられない」が38.3%「安全なところまで、迅速な避難ができない」が35.4%の割合です。

また、障がい児の保護者等の回答では「避難場所で不穏や過敏な状態になる」が高い割合となっています。



また「災害時に必要な支援体制」では「避難所への誘導」が41.0%と最も高く「障害に配慮した避難所運営」が40.4%「災害時の情報提供」が38.8%です。

災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するうえで、障がいのある人やその家族からは、災害時に必要な「どのような災害が発生しているのか」、「避難所はどこなのか」、「避難所にどうやって行くのか」などの情報を提供する体制や支援を行う体制の確立を求める意見が多く、また重度障がいのある一人暮らしの人など、火災時において自ら避難行動をとることや通報が難しいケースへの対応や、障害特性から判断能力が十分ではない人に対する詐欺行為や虐待行為などへの対応を求める意見が多く寄せられました。



(2) 施策方向

障がいのある人が地域において安心・安全に生活するために、防災情報の提供や防災体制の充実、防災意識の高揚を図るとともに、火災時における消火・通報手段の確保や詐欺・虐待行為等への対策などに努めます。

(3) 具体的施策

- ① 避難行動要支援者リストの作成を進め、消防機関や民生委員等への事前の情報提供や、災害時における安否確認等に活用します。
- ② 災害時における避難所情報等の提供手段として、「コミュニティ放送」や「ぼうさい西いぶり情報メール」、「エリアメール」等を活用し、障がいのある人やその家族への日常的な情報について周知を図りながら、災害時における障害特性に配慮した支援体制づくりに努めます。
- ③ 各障害者団体やボランティア団体との連携により、「ぼうさい西いぶり情報メール」や「福祉避難所」等の周知に努めます。
- ④ 土砂災害区域避難訓練や地震・津波避難訓練等実施時において、障害福祉サービス提供事業所への参加を呼び掛けるとともに、事業所からの要請による防災講演の実施などに努めます。
- ⑤ 一人暮らしの重度身体障がいのある人などの緊急時の安全を確保するため、また、定期的な安否確認を行うため、緊急通報システムの周知啓発に努めます。
- ⑥ 重度障がいのある人の火災時の安全を確保するため、社会福祉協議会との連携により住宅用自動消火器や火災警報器の設置費助成制度の周知と活用促進に努めます。
- ⑦ 障がいのある人への身体的虐待や経済的虐待、詐欺行為などの問題に対し、障害者虐待防止センターや相談支援事業所との連携強化を図るほか、無料弁護士相談や消費生活センターなど各種相談機関との連携に努めます。
- ⑧ 障害のため判断能力の不十分な人などが、犯罪などにあわないよう、関係機関との連携により各種相談支援体制の充実に努めます。

Ⅲ 情報・意思疎通支援



1 情報通信におけるバリアフリーの推進



(1) 現状と課題

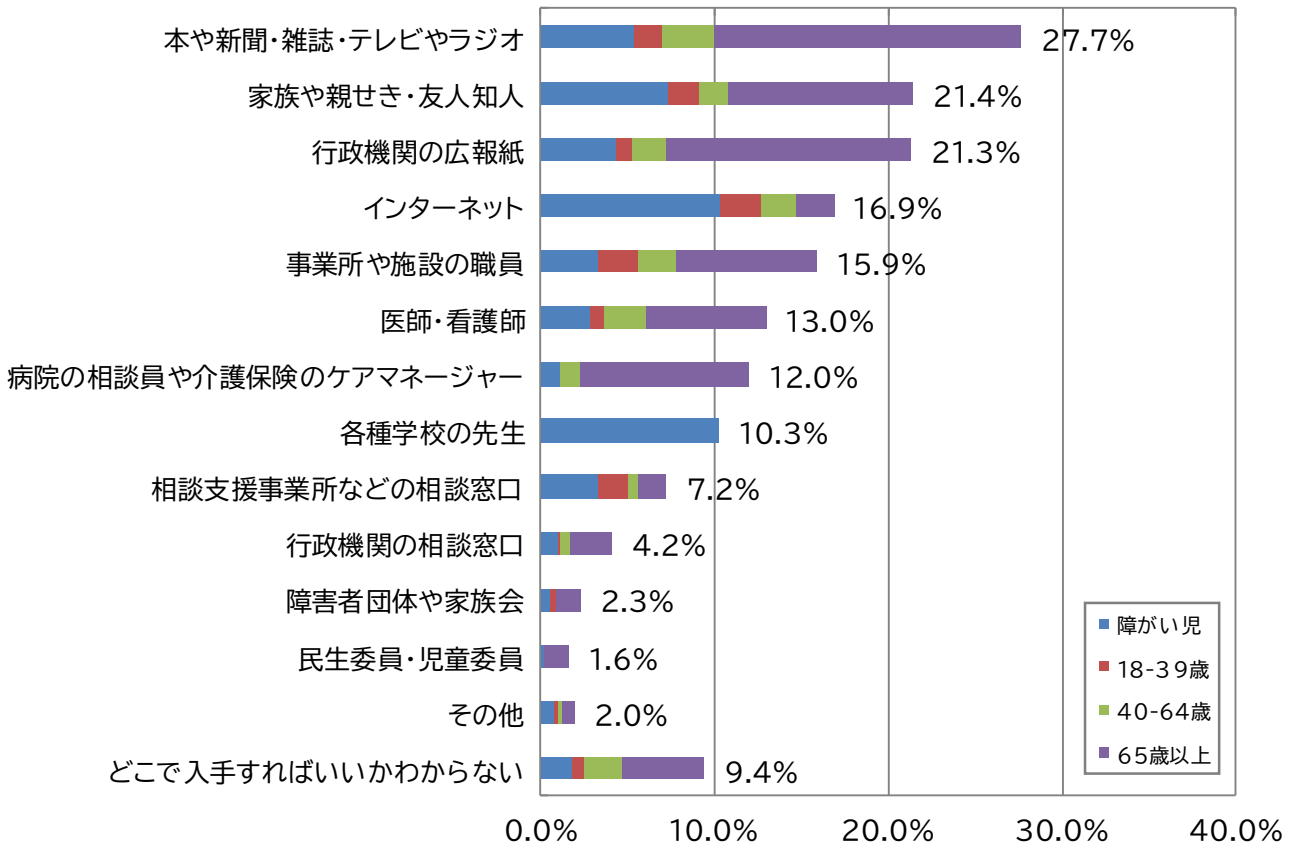
障がいのある人へ情報提供を行う場合、配慮の必要な人にわかりやすい情報伝達を心がけることが重要です。

障がいのある人に必要な情報が行き届くよう、情報内容の点字化、音声化などの対応を行うほか、インターネット、メール、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）等による提供方法の多様化に取り組んで行く必要があります。

アンケート調査の結果では情報の入手先として「本や新聞・雑誌・テレビやラジオ」が27.7%、次いで「家族や親せき・友人知人」が21.4%、「行政機関の広報誌」が21.3%となっています。

また障がい児の保護者等からの回答は「インターネット」の割合が高くなっています。

障害や福祉サービスの情報をどこから知ることが多いか
 (複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある人が、住み慣れた地域で多様な情報に接し、必要な情報を主体的に選択し、情報発信を行うことができる情報バリアフリー化を推進するとともに、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 「広報むろらん」やホームページのほか、T w i t t e r (ツイッター)やL I N E (ライン)などを活用して、障害福祉制度やサービス提供事業所などの周知に努めます。
- ② 視覚障害や聴覚障害など、意思疎通に障がいのある人に対して、「広報むろらん」や生活にかかわる情報を音声CDや点字などで情報提供の充実を図ります。
- ③ 「障害福祉のしおり」を活用し、障害者手帳交付時などに各種障害福祉制度の周知を図ることで、サービスの活用促進に努めます。
- ④ 障害者福祉総合センター図書室の録音・点字図書について、視覚障害のある方に利用してもらえるように市立室蘭図書館と連携しながら普及啓発に努めます。



2 意思疎通支援の充実



(1) 現状と課題

障がいのある人の自立した生活と社会参加の促進を実現するためには、周囲の人との意思疎通や、お互いを理解するための意思疎通手段の確保が必要です。

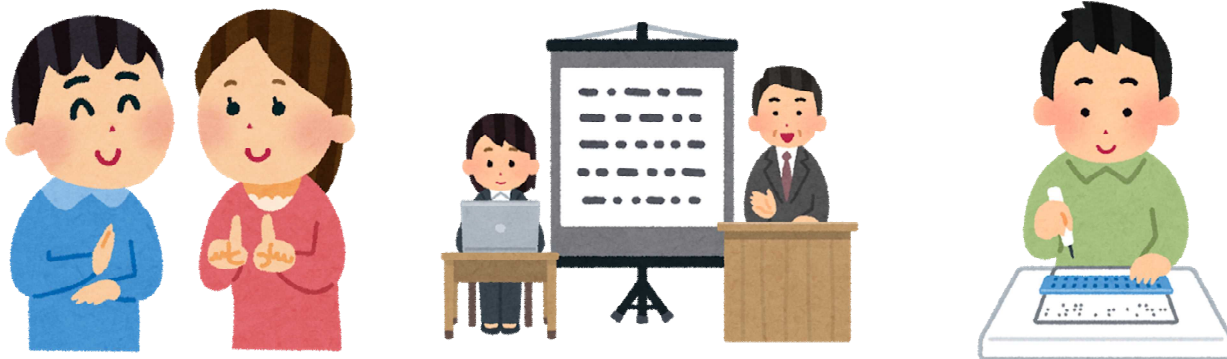
意思疎通手段は、障害の種別や状態によって異なることから、一人ひとりに配慮した支援体制の確保が必要となります。

(2) 施策方向

視覚障がいや聴覚障がいのある人など、障害の種別や状態に合わせ、中途障がいの人にも配慮した、適切な意思疎通手段の確保を図るため、各種奉仕員の人材育成やFAX購入等への支援に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳や要約筆記奉仕員の養成と派遣体制の確保に努めます。
- ② 聴覚障がいのある人が市外での意思疎通支援を必要とする場合、広域体系や市町村間連携による手話通訳者の派遣体制の確保に努めます。
- ③ 視覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、点訳奉仕員の養成と同行援護サービス提供体制の確保に努めます。



第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

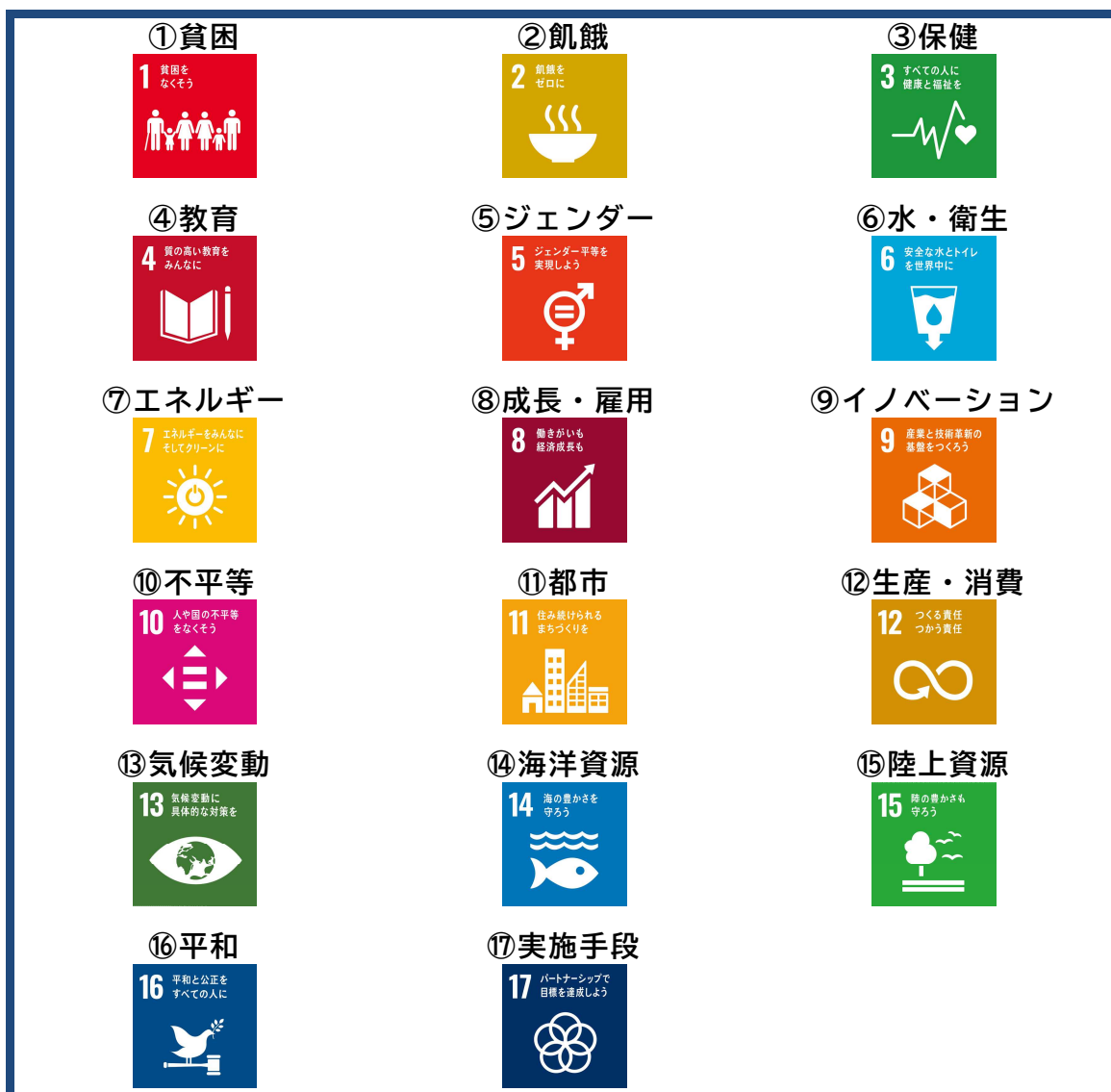
I SDGsに関する障がい者支援

1 SDGsの目標

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



2 SDGsと障がい（者）との関係

(1) SDGsと障がい（者）との関連性

SDGsの策定においては、障がい者支援団体等も参画し、障がい者についても目標に盛り込まれており、特に、SDGsの目標のうち、④教育、⑧成長・雇用、⑩不平等、⑪都市などについては、障害または障がい者に直接言及したターゲットが含まれていません。

SDGsの今後の目標達成のためには、国や自治体はもちろんのこと、民間企業や市民団体だけではなく、障がいがある人もない人も、全ての人々が関わりを持ちながら取り組みを推進していくことが重要です。

☆目標④教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- ・2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

☆目標⑧成長・雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

- ・2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

☆目標⑩不平等

各国内及び各国間の不平等を是正する。

- ・2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

☆目標⑪都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

- ・2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

3 SDGsに関連する障がい者支援施策

(1) SDGsに関連する障がい者支援計画としての取組み

策定されたSDGsの実施指針では、障がい者に関連した施策が盛り込まれ、今後の推進が求められています。

具体的には、障害者基本計画で規定した各種施策の推進をはじめ、障がい者雇用や公共交通機関のバリアフリー化等が施策として掲げられており、本市としても国の「障害者基本計画」や道の「北海道障がい者基本計画」における施策と連動して、「室蘭市障がい者支援計画」において一体的な取り組みに努めていきます。

国や道による施策	室蘭市障がい者支援計画との関連	関連するSDGsの目標
<p>「障害者基本計画（国）」 「北海道障がい者基本計画（道）」</p>	<p>基本理念である障がいのある人もない人も「地域とともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」に向けて、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の3つの目標を柱に、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 生活支援に関する施策 2 保健・医療に関する施策 3 療育・教育に関する施策 4 就労支援に関する施策 5 社会参加に関する施策 6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 7 生活環境に関する施策 8 情報・意思疎通支援に関する施策</p> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>③保健</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑩不平等</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>④教育</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑪都市</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑧成長・雇用</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑯平和</p> </div> </div>
<p>交通機関のバリアフリー化</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 7 生活環境に関する施策 等</p> </div>	<div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑪都市</p> </div>
<p>障がい者雇用</p>	<p>障害者雇用促進法等に基づき、法定雇用率を達成していない企業に対して、障害者理解の促進や、障がい者の雇用促進や職場定着が図れるよう、各関係機関との連携に努め、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 就労支援に関する施策 6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 等</p> </div>	<div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑧成長・雇用</p> </div>

第3章 実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)

(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)

第1節 実施計画の法的位置付け等(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

1 計画の法的位置付け

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、本市では「第3期室蘭市障がい者支援計画（令和3年度～令和8年度）」の実施計画として位置づけ「第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」として推進してきましたが、令和5年度で計画期間が終了することから、「第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

なお、本計画は、障害児通所支援等の障がい児に関する計画も含めて策定することから、児童福祉法に基づく「第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」としても位置付け、両計画をあわせ「第3期室蘭市障がい者支援計画」の実施計画（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画、以下これらを「第7期等」という。）として推進していきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

「第7期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、定期的に調査、分析、評価を行い、その結果に基づいて、計画の達成に必要な施策を講じるよう努めるものとします。

3 計画の期間及び見直し時期等

「第7期等」の計画期間は、国の基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、法制度や基本方針などの変更、または、計画の定期的な評価等の結果、必要があると判断される場合は、計画期間中であっても、必要な見直しを行うものとします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）					
	実施計画（障害者総合支援法に基づく障害福祉計画）					
	<第6期計画>			<第7期計画>		
	実施計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画）					
	<第2期計画>			<第3期計画>		

4 関係機関との連携

「第7期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の確保のため、各障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・教育・雇用機関等から構成される地域自立支援協議会や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとの連携強化に努めます。

第2節 令和8年度の数値目標等の設定について

用語の説明

施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行う施設です。 (重度の障がいがある人が利用します。)
地域生活への移行	障害者支援施設などに入所している人が、グループホーム、一般住宅などを利用して暮らしたいと望む地域で生活することです。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者、子どもを含む地域のすべての住民のかかわりによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。
地域生活支援の充実	
地域生活支援拠点等	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの地域生活支援の機能をさらに強化するために、市町村内または圏域内にそれらの機能を集約し、グループホームなどに付加した拠点のこと。 または、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のことです。
強度行動障害	自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。
福祉施設から一般就労への移行等	
福祉施設	主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のことです。
一般就労	一般の事業所（企業や官公庁など）で働くことです。
障害児支援の提供体制の整備等	
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態のことです。
児童発達支援	就学前の障がい児に対して日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適應など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供するサービスです。
相談支援体制の充実・強化等	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関です。
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
障害者総合支援給付審査支払システム	給付費の支払及び審査をより効果的・効率的に実施できるよう、国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス等の給付費の支払及び審査について委託し、ネットワーク回線を利用して一連の手続きを行うシステムです。

1 施設入所者の地域生活への移行

現在、施設に入所している人で、地域での生活を希望する人や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる人等、令和8年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定します。

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は155人となっており、令和6年度から令和8年度までの数値目標については、令和4年度末時点の入所者数155人から10人が地域生活への移行をすることを目指し、施設入所者数の減少見込みは12人とします。

(1) 目標値

施設入所者の地域生活への移行	
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	155人
令和8年度末時点の施設入所者数（B）	143人
地域生活移行者数	10人（6.5%）
施設入所者の減少見込み（A－B）	12人（7.7%）

（注）施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者に新規入所や地域生活移行以外の退所等の増減を加味した数値です。

(2) 目標の推進

地域移行先となるグループホームや、居宅生活を支援する訪問系サービスや日中活動系サービスの充実のための支援、地域の障がい者理解の促進に努めます。

<国の基本指針>

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築の推進を目指します。

(1) 目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の積極的な活用

(2) 目標の推進

本市においては、令和元年度より精神障害に関する専門的知見を有する『室蘭市相談支援センターらん』を基幹相談支援センターとして設置し、地域自立支援協議会においても、精神障がいの地域移行等の各種課題に対応すべく、精神障害に関連する専門部会である精神部会を立ち上げ、保健、医療及び福祉関係者との事例検討や意見交換を通して、重層的な支援体制の構築を推進し、精神病床からの地域移行につなげています。

第6期等計画から引き続き、協議の場となる精神部会は年2回以上の開催を目指し、積極的に活用していきます。関係者の参加については、保健、医療、福祉、介護だけでなく、当事者及び家族等の出席を可能として、関係者ごとに1名以上の出席を基本とします。

また、協議の場における目標設定及び評価については、年度ごとにそれぞれ1回実施することを目標とします。

<国の基本指針>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%、1年時点91.0%以上とする。

3 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」への必要な支援や、施設・精神科病院等から地域生活への移行等を見据え、障がい者や家族が地域で安心して生活するための切れ目のない支援を行うために、地域生活支援拠点等が有する、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能についてさらに充実を図っていきます。

強度行動障害は、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要になっている状態であることから、障害福祉サービス事業所では受入が困難な場合や、同居する家族にとって介護負担がかかっていることが想定されることから、その状況や支援ニーズの把握を行い、支援体制の整備を図る必要があります。

(1) 目標値

地域生活支援の充実
地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討
強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

(2) 目標の推進

本市では、2か所ある基幹相談支援センターを中心に令和元年度より地域生活支援拠点等の整備を行っています。

この体制維持を図るとともに、「親亡き後」を見据えたグループホーム整備等のハード施策の継続した実施に努めていくほか、専門的な人材の育成・確保や、相談支援事業所等との連携によって地域移行・定着支援体制の強化を図る等のソフト施策についても、今後の支援に対するニーズを捉えながら展開し、拠点機能の確保を行っていきます。

拠点機能の充実のため、地域自立支援協議会の専門部会である「生活部会」を活用した拠点機能の運用状況を検証及び検討について、第6期等計画から引き続き年1回以上実施します。

また、近隣市町の社会資源把握やコーディネート機能も重要であることから、西胆振圏域内の地域生活支援拠点等と連携も引き続き、強化していきます。

強度行動障がいのある人の支援体制の整備については、精神障害に関連する専門部会である精神部会や、相談支援体制強化の専門部会である相談部会を中心に、既存の機能を活用しながら支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

<国の基本指針>

- 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が利用する福祉施設から一般就労への移行を推進するための目標値を設定するとともに、職場への就労定着を進めていきます。

本市における令和3年度中の福祉施設から一般就労への移行者数は10人となっていることから、令和8年度中の目標値は1.28倍（13人）とします。就労サービスごとの目標値は、就労移行支援事業における一般就労への移行者は令和3年度実績4人の1.31倍（6人）、就労継続支援A型事業における一般就労への移行者は令和3年度実績1人の1.29倍（2人）、就労継続支援B型事業における一般就労への移行者は令和3年度実績5人の1.28倍（7人）とします。

また、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を5割以上、就労定着支援事業における令和3年度末利用実績3人の1.41倍（5人）とするとともに、就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上となるようにします。

(1) 目標値

福祉施設から一般就労への移行	
令和8年度の一般就労移行者数	13人
令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	6人
令和8年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人
令和8年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数	7人
就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労への移行者が5割以上の事業所	1か所
令和8年度の就労定着支援事業利用者	5人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	1か所

(注) ここで言う福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 を提供する施設です。

(2) 目標の推進

就労支援事業所や相談支援事業所との連携により、利用者の意向を踏まえた就労相談等の支援を行うとともに、地元企業等に対する障害への理解や雇用に関する制度周知等を通じて障がい者の雇用の促進を図っていきます。

<国の基本指針>

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の目標値について、令和3年度移行実績の1.28倍以上を基本とする（就労移行支援事業は令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の1.28倍以上）。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対する支援については、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

(1) 目標

障害児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築
保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の継続確保
医療的ケア児等コーディネーターを中核とした医療的ケア児支援のための協議の推進

(2) 目標の推進

本市では、国の基本指針で目標としている「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制を全市町村で構築」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」「医療的ケア児等コーディネーターの配置」を既に達成しています。

今後も、市内事業者や圏域内の他市町等と連携し、限られた社会資源の中で支援体制を維持するとともに、地域療育ネットワーク会議や地域自立支援協議会の専門部会である子ども部会等の既存の機能を活用しながら、支援体制の構築を推進します。

<国の基本指針>

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

本市では、地域の相談支援体制強化のため、個別事例における専門的な指導や助言やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を行っていきます。

(1) 目標

相談支援体制の充実・強化等
地域の相談支援体制の強化
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

(2) 目標の推進

地域自立支援協議会の専門部会である相談部会での事例検討を通じた地域の相談支援事業者への年2回の指導・助言及び基幹相談支援センターが実施する年1回の人材育成に係る研修について、第6期等計画から引き続き行うことを目標とし、相談支援体制の強化を図ります。

また、現在、地域自立支援協議会の各専門部会で実施している個別事例の検討を通じて、地域の課題を捉え、より良い支援体制の整備に努めます。

<国の基本指針>

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭にその目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

本市は、障害者総合支援法の具体的内容を正しく理解するための取組を行い、適切なサービス提供が行われているのか検証を行っていきます。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムを活用し、請求の過誤の減少に努め、審査結果を活用して障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

(1) 目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
障害者総合支援給付審査支払等システム審査結果の共有

(2) 目標の推進

第6期等計画から引き続き、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員を参加させ、スキルアップを図ります。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

<国の基本指針>

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第3節 障害福祉サービス等の実施について

用語の説明

○ 障害福祉サービスについて

日中活動系サービス（施設などを利用し、主に昼間に提供されるサービス）	
療 養 介 護	医療を必要とし常時介護が必要な人に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などのリハビリテーションや生活に関する相談、助言などを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言などを行います。
就 労 移 行 支 援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業で雇用されることが困難で、雇用契約を結ぶことも困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
就 労 選 択 支 援	障がいのある人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
短 期 入 所 <ショートステイ>	居宅において介護する人が病気の場合などに、施設で短期間、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
居住系サービス（施設などにおいて、主に夜間や休日に提供されるサービス）	
共 同 生 活 援 助 <グループホーム>	地域で共同生活を行う住居において、利用者の相談支援やニーズに応じた入浴・食事など、日常生活上の援助・介護を行います。
自立訓練（宿泊型）	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行います。 （障がい程度が重い人が利用します。）
自 立 生 活 援 助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が、一般住宅へ移行した場合等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
訪問系サービス（主に自宅において提供されるサービス）	
居 宅 介 護	居宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重 度 訪 問 介 護	重度肢体不自由者などの常時介護が必要な人に、居宅における入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
行 動 援 護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な人に、外出時における移動中の介護などを行います。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
同 行 援 護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、必要な情報を提供するなど、移動の援護を行います。

相談支援（障害福祉サービス等利用計画作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス）	
計画相談支援	利用者と面接などによるアセスメントを行い、利用者の状況に合わせたサービス等利用計画面を作成して、介護給付費等を支給決定します。 また、支給決定時のサービス利用計画や支給決定後のモニタリング等を併せて行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

○ 障害児通所支援等について

障害児通所支援（障がい児を対象に主に昼間に提供されるサービス）	
児童発達支援	障がい児の日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を利用するために外出することが困難な重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を提供します。
障害児相談支援等（障害児支援利用計画の作成など）	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑にうけることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の調整を行う人材のことです。

○ 地域生活支援事業について

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の創意工夫により実施する事業）	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への障がい者の理解を深めるための研修・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】</p> 障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用などの支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援などを行います。
	<p>【基幹相談支援センター】</p> 地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。
	<p>【相談支援機能強化事業】</p> 相談支援に特に必要な能力を有する専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に、申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人との意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣の実施及び手話通訳者設置事業を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な技術の習得者を養成し、障害により意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じて、障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供を受け、社会参加の促進などを行う事業です。
日常生活支援	<p>【訪問入浴サービス事業】</p> 地域での身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持など、福祉の増進を図ります。
	<p>【生活訓練等事業】</p> 障がいのある人に日常生活上必要となるさまざまな訓練や指導を行います。
	<p>【日中一時支援事業】</p> 障がいのある人の日中活動の場の提供、見守り等の支援を行います。
社会参加支援	<p>【点字・声の広報等発行事業】</p> 文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音訳などの方法により、広報紙や視覚障害にかかわる情報の提供、地域生活を行う上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。
	<p>【奉仕員養成事業】</p> 点訳や要約などに必要な技術等を習得した奉仕員の養成研修を行います。

1 日中活動系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
療 養 介 護	人/月	18	18	18
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	280 (5,768)	280 (5,768)	280 (5,768)
自立訓練（機能訓練）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）		6 (78)	6 (78)	6 (78)
就 労 移 行 支 援		4 (70)	4 (70)	4 (70)
就労継続支援（A型）		16 (304)	16 (304)	16 (304)
就労継続支援（B型）		348 (6,246)	351 (6,318)	354 (6,372)
就 労 定 着 支 援		人/月	4	4
就 労 選 択 支 援	人/月	0	0	0
短 期 入 所 < ショートステイ >	人/月 (人日/月)	12 (42)	12 (42)	12 (42)

<見込量確保のための方策>

就労継続支援（B型）については、利用者の増傾向が続いており、第7期等計画の期間中に新たなサービス提供事業者の参入や定員が拡充が見込まれます。

今後も事業者との連携を密にしながら、利用者への情報提供に努めます。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がいのある人に一般就労へ向けた訓練の機会や必要な相談援助等を提供するサービスについては、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「4 福祉施設から一般就労への移行等」を踏まえて見込量を設定しています。

就労選択支援は、第7期等計画の期間中に創設される新たなサービスですが、現段階では室蘭市内でサービス提供を予定している事業者がないことから、利用見込は無しとしています。事業者と連携した提供体制の確保に努めます。

短期入所（ショートステイ）は、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「3 地域生活支援の充実」でもあるように、保護者等の医療機関への入院等の高齢化を要因とした利用ニーズや、医療的ケアを必要とする人への対応のため、圏域内での事業所情報の共有や受け入れ体制の強化に努めます。

2 居住系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
共同生活援助 <グループホーム>	人/月	238	243	247
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	148	156	161
自立訓練(宿泊型)		6	6	6
施設入所支援	人/月	149	146	143
自立生活援助		0	0	0

<見込量確保のための方策>

共同生活援助(グループホーム)及びグループホーム市内整備見込量は「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「1 施設入所者の地域生活への移行」、「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「3 地域生活支援の充実」及びアンケート調査の結果を踏まえて見込量を設定しています。

また、第6期等計画期間中に、新たなサービス提供事業者の参入や定員の拡充により、主に軽度から中等度の障がいのある人の受け入れ体制は強化されつつありますが、設備整備や人員配置上の課題から、重度の障がいのある人が入居可能な共同生活援助(グループホーム)は不足している状態です。今後も、事業者と連携した重度の障がいのある人の受け入れ体制の強化や生活環境の向上のための基盤整備を推進します。

施設入所支援は、「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「1 施設入所者の地域生活への移行」を踏まえて見込量を設定しています。

自立生活援助は、室蘭市内でサービス提供を予定している事業者がないことから、利用見込は無しとしています。地域での一人暮らしを望む障がいのある人にとって有益なサービスであるため、事業者と連携した提供体制の確保に努めます。

3 訪問系サービス

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
居宅介護	人/月 (時間/月)	126 (2,039)	124 (2,015)	122 (1,991)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護				

<見込量確保のための方策>

訪問系サービスは、核家族化や保護者の高齢化が進む中で、障がいのある人の在宅での生活を支える上で重要な役割を果たすことから、積極的な情報提供と必要なサービス量の確保に努めるとともに、給付の適正化についても推進していきます。

4 相談支援

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
計画相談支援	実人	906	910	913
地域移行支援		4	4	4
地域定着支援		22	24	26

<見込量確保のための方策>

計画相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院の長期入院者の退院促進への支援として有効なサービスであるため、医療機関や提供事業者と連携して、その活用を促進します。

5 障害児通所支援

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
児童発達支援	人/月 (人日/月)	105 (622)	105 (622)	105 (622)
放課後等デイサービス		93 (1,178)	95 (1,203)	97 (1,229)
保育所等訪問支援		22 (27)	22 (27)	22 (27)
居宅訪問型児童発達支援		0 (0)	0 (0)	0 (0)

<見込量確保のための方策>

「第2節 令和8年度の数値目標等の設定について」の「5 障害児支援の提供体制の整備等」のとおり、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進するため、事業所の新規進出等による受入体制の拡充や、医療的ケアを必要とする障がい児の数等を含めて総合的に勘案して推計しています。

6 障害児相談支援等

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
障害児相談支援	実人	220	222	224
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	有	有	有

<見込量確保のための方策>

障害児相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

医療的ケア児支援コーディネーターの配置については、検討を推進するとともに、本市が有する市内事業所の情報連携、サービス利用等の相談やコーディネート機能を活用することで調整を図っていきます。

7 地域生活支援事業

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	6	6	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳協力員派遣事業	実人	25	25	25
要約筆記協力員派遣事業	実人	30	30	30
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具		15	15	15
在宅療養等支援用具		11	11	11
情報・意思疎通支援用具		10	10	10
排泄管理支援用具		2,948	2,948	2,948
居宅生活動作補助用具(住宅改修)		3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数	1	1	1
移動支援事業	実人(時間/年)	18(444)	18(444)	18(444)
地域活動支援センター事業	箇所(実人)	1(108)	1(108)	1(108)

サービス種別		単位	R6	R7	R8
日常生活支援					
	訪問入浴サービス事業	実人	3	3	3
	生活訓練等事業		8	8	8
	日中一時支援事業		18	18	18
社会参加支援					
点字・声の 発行の	声の広報むろらん	実人	14	14	14
	視覚障がい者情報誌		15	15	15
奉仕員養成 事業	点訳奉仕員	実人	8	8	8
	要約筆記奉仕員		0	0	0

<見込量確保のための方策>

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めることや、共生社会の実現を目指すためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動の継続した実施に努めます。特に、発達障害などの目に見えない障害については、市民理解を進めることが重要であることから、理解促進・啓発を推進します。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談を受けられる体制づくりが必要となるため、今後も、関係機関との連携強化を図りながら、事業の継続に努めます。

成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理や権利擁護の必要性から、相談支援事業所や成年後見支援センターとの連携により、制度周知や活用の促進に努めます。

意思疎通支援事業及び点字・声の広報等発行は、障がいのある人への情報の保障・提供の重要性から、ボランティア団体と連携するとともに、点訳・要約筆記・手話奉仕員養成事業を継続して実施することにより、人材の育成・確保を図ります。

奉仕員養成研修事業（要約筆記）は、令和3年度より休講となっており、再開の目処が立っていないことから、利用見込は無しとしています。

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績

施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は、目標値を下回る見込みですが、この要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による移動等の制限、地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化に対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情による家族の意向、障害程度の問題等があげられます。

項目	第6期等（令和5年度末）		
	計画	見込	差
令和元年度末施設入所者数（A）	162人		－
【目標値】地域移行者数（B）	10人	4人	△6人
（B） / （A）	6.0%	2.5%	△3.5%
【目標値】減少数（C）	20人	10人	△10人
（C） / （A）	12.3%	6.2%	△6.1%

福祉施設から一般就労への移行等

就労定着支援事業利用者数は目標値を下回る見込みですが、理由としては、一般就労の受け入れ先が限られていることや、就労継続事業所での就労訓練の長期化等、高等養護学校の一般就労率の向上が考えられます。

項目	第6期等（令和5年度末）		
	計画	見込	差
一般就労移行者数	17人	18人	1人
就労移行支援事業における一般就労移行者数	3人	2人	△1人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	1人	1人	－
就労継続支援B型における一般就労移行者数	15人	15人	－
就労定着支援事業利用者	12人	4人	△8人
就労定着率が80%以上の事業所	1か所	1か所	－

障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、目標を達成する見込みです。

計画	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保	令和5年4月より、市内に事業所開設済み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年3月に医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了済み

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

日中活動系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
療 養 介 護	人/月	計画	15	15	15
		実績	15	17	18
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	計画	281 (5,789)	281 (5,789)	281 (5,789)
		実績	282 (5,755)	282 (5,647)	277 (5,706)
自立訓練（機能訓練）	人/月 (人日/月)	計画	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）	人/月 (人日/月)	計画	6 (92)	6 (92)	2 (31)
		実績	5 (83)	6 (98)	3 (39)
就 労 移 行 支 援	人/月 (人日/月)	計画	4 (68)	3 (51)	3 (51)
		実績	4 (68)	3 (50)	4 (70)
就労継続支援（A型）	人/月 (人日/月)	計画	21 (404)	21 (404)	21 (404)
		実績	16 (298)	15 (290)	15 (295)
就労継続支援（B型）	人/月 (人日/月)	計画	356 (6,408)	359 (6,462)	365 (6,570)
		実績	319 (5,755)	340 (5,880)	345 (6,126)
就 労 定 着 支 援	人/月	計画	3	8	12
		実績	3	5	6
短期入所（福祉型） <ショートステイ>	人/月 (人日/月)	計画	10 (48)	10 (48)	10 (48)
		実績	8 (39)	8 (39)	12 (42)

生活介護は、概ね計画通り推移している一方で、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は計画を下回っており、高等養護学校の一般就労率の上昇や事業所の減などの要因が考えられます。

療養介護については、施設の空き状況や医療的ケアの提供可否等の関係で、計画を上回っています。

居住系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
共同生活援助 ＜グループホーム＞	人/月	計画	207	209	216
		実績	209	214	227
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	計画	99	99	104
		実績	98	106	128
自立訓練(宿泊型)	人/月	計画	7	6	2
		実績	7	9	6
施設入所支援	人/月	計画	153	147	142
		実績	161	155	152
自立生活援助	人/月	計画	0	2	2
	人/月	実績	0	0	0

「第4節 計画の達成状況の点検及び評価」の「第6期障害福祉計画の数値目標に対する実績」における「1 施設入所者の地域生活への移行」のとおり、施設入所支援については、施設からの地域移行者が見込みよりも減となっていること等から、計画を下回っています。

共同生活援助（グループホーム）については、第6期等計画の期間中から新たなサービス提供事業者の参入や定員の拡充により、利用者数、整備見込量ともに計画を上回っています。

自立生活援助については第6期等計画の期間中に提供事業所がありませんでした。

訪問系サービス

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
居宅介護	人/月 (時間/月)	計画	133 (2,379)	132 (2,356)	131 (2,333)
重度訪問介護					
行動援護		実績	144 (2,281)	138 (2,109)	127 (1,921)
重度障害者等 包括支援					
同行援護					

訪問系サービスについては、高齢化による介護保険制度への移行、給付の適正化等により利用人数・時間ともに実績は計画を下回る見込みです。

相談支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
計画相談支援	実人	計画	901	905	910
		実績	904	892	894
地域移行支援	実人	計画	2	2	2
		実績	4	4	4
地域定着支援	実人	計画	13	15	17
		実績	14	18	20

相談支援の各サービスについては、ほぼ計画どおりに推移しています。

障害児通所支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	106 (559)	106 (559)	106 (559)
		実績	88 (347)	97 (491)	96 (549)
放課後等 デイサービス	人/月 (人日/月)	計画	78 (897)	80 (920)	81 (932)
		実績	86 (930)	85 (921)	90 (1,140)
保育所等訪問支援	人/月 (人日/月)	計画	15 (23)	15 (23)	15 (23)
		実績	24 (36)	24 (33)	18 (22)
居宅訪問型 児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	1 (3)	1 (3)	1 (3)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

児童発達支援については、新型コロナウイルス感染予防のため一部事業所がサービス提供を中止していた期間があることの影響を受け、利用人数が計画を下回りました。

しかし、放課後等デイサービスについては、第6期等計画の期間中に市内及び近隣市での新規事業所の開設が続き、受け入れ体制が強化されたことから、利用人数・日数ともに計画を大幅に上回っています。

保育所等訪問支援については、近隣市での新規事業所の開設により、受け入れ体制が強化されたことから、利用人数が計画を上回る見込みです。

居宅訪問型児童発達支援については第6期等計画の期間中に提供事業所がありませんでした。

障害児相談支援

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
障害児相談支援	実人	計画	199	201	202
		実績	198	206	204
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	計画	無	無	有
		実績	無	有	有

障害児通所支援の利用が計画を上回ったことにより、障害児相談支援についても同様に計画を上回っています。

地域生活支援事業

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相 談 支 援 事 業					
障害者相談支援事業	箇所数	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	計画	6	6	7
		実績	6	3	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
意 思 疎 通 支 援 事 業					
手話通訳協力員派遣事業	実人	計画	32	32	32
		実績	22	24	25
要約筆記協力員派遣事業	実人	計画	31	31	31
		実績	19	23	30
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業					
介護・訓練支援用具	件	計画	4	4	4
		実績	4	2	3
自立生活支援用具		計画	24	24	24
		実績	14	18	15
在宅療養等支援用具		計画	12	12	12
		実績	15	9	11
情報・意思疎通支援用具		計画	21	21	21
		実績	6	10	10
排泄管理支援用具		計画	2,823	2,885	2,947
		実績	3,114	2,922	2,948
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画	1	1	1	
	実績	3	2	3	

サービス種別	単位	区分	第6期等		
			R3	R4	R5 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	登録 見込者数	計画	1	1	1
		実績	0	1	2
移動支援事業	実人 (時間/年)	計画	22 (807)	22 (807)	22 (807)
		実績	19 (408)	21 (451)	18 (444)
地域活動支援センター事業	箇所 (実人)	計画	1 (127)	1 (127)	1 (127)
		実績	1 (107)	1 (113)	1 (108)
日常生活支援					
訪問入浴サービス事業	実人	計画	3	3	3
		実績	5	3	3
生活訓練等事業	実人	計画	8	8	8
		実績	8	8	8
日中一時支援事業	実人	計画	29	29	29
		実績	18	14	18
社会参加支援					
点字・声の広報等発行	声の広報むろらん	計画	16	16	16
		実績	15	14	14
	視覚障がい者情報誌	計画	18	18	18
		実績	15	15	15
奉仕員養成事業	点訳奉仕員	計画	7	7	7
		実績	11	5	8
	要約筆記奉仕員	計画	11	11	11
		実績	0	0	0

奉仕員養成事業（要約筆記）については、令和3年度より休講となっていることから、利用者無しとなっています。

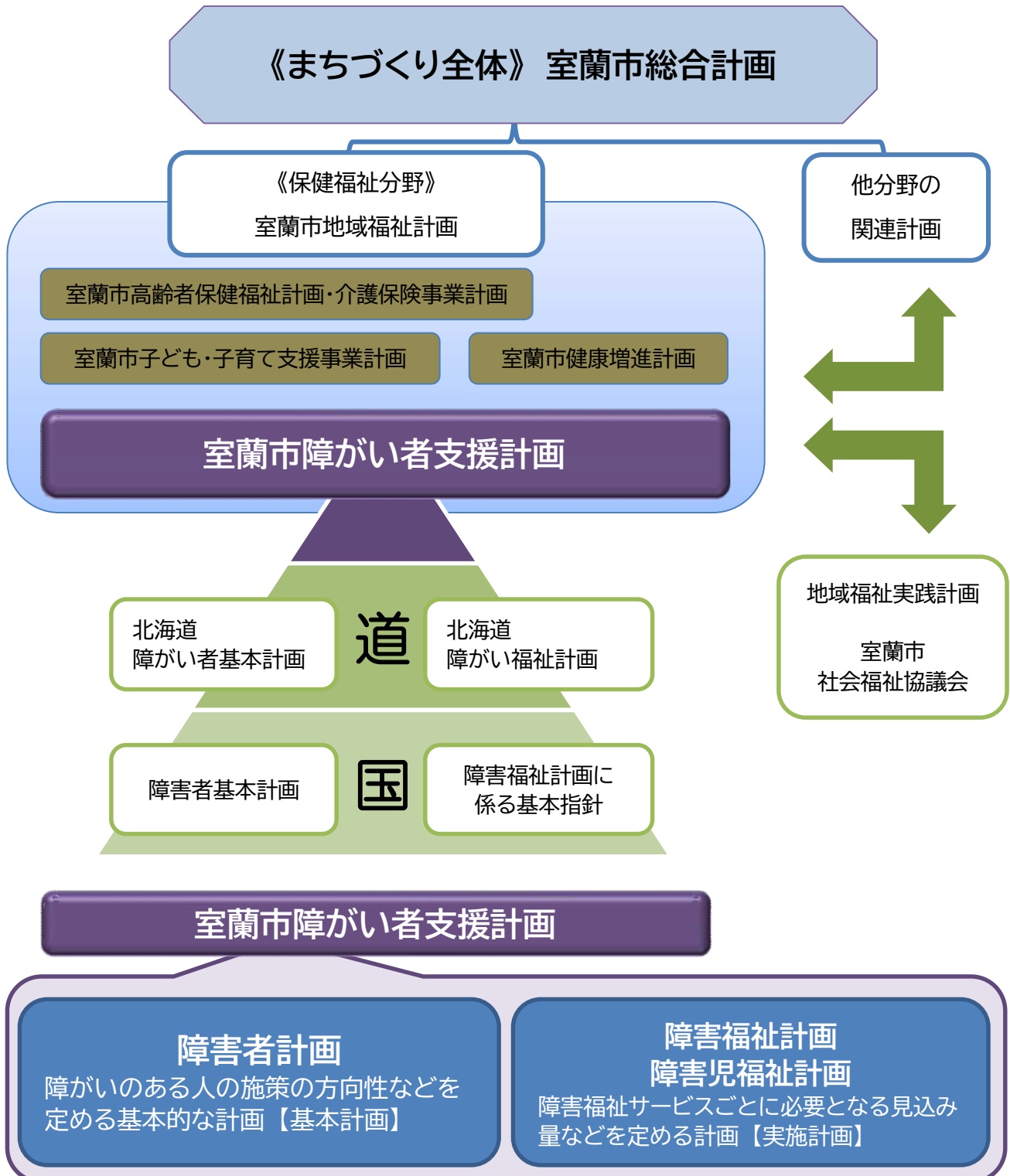
意思疎通支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止になったことから、計画を下回っています。

資料編

資料編

○ 計画の性格及び法的位置付け

この「室蘭市障がい者支援計画」は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策の方向性などを定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害福祉サービスごとに必要となる見込量などを定める「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。



○ アンケート調査の実施について（令和2年実施）

（1）調査の目的

本調査は、障がいのある人を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用状況等を把握し、第3期室蘭市障がい者支援計画作成のための基礎資料として実施しました。

（2）調査の実施内容

ア. 障害者手帳所持者等

- 調査時期 ～ 令和2年8月14日から令和2年8月31日
- 調査対象 ～ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の約20%（年齢・障害程度等で按分）
- 調査数 ～ 1,275人（身体966人、知的165人、精神144人）
- 調査方法 ～ 郵送方式による調査

イ. 特別支援学級・特別支援学校在籍者、子ども発達支援センター通所児

- 調査時期 ～ 令和2年7月22日から令和2年8月17日
- 調査対象 ～ 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒、本市出身の特別支援学校（室蘭養護学校、伊達高等養護学校、室蘭聾学校）在籍児童・生徒、子ども発達支援センター通所児
- 調査数 ～ 428人（特別支援学級在籍児童・生徒272人、特別支援学校在籍児童・生徒97人、子ども発達支援センター通所児59人）
- 調査方法 ～ 調査票の配布は各学校・施設へ依頼、返信用封筒により郵送回収

ウ. 障害者福祉サービス、障害児福祉サービスを提供している法人等関係機関

- 調査時期 ～ 令和2年9月7日から令和2年9月18日
- 調査対象 ～ 市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人
- 調査数 ～ 28法人
- 調査方法 ～ メール又は郵送による調査

（3）調査回収結果

調査対象	アンケート 配布数	アンケート 回答数	有効回収率
障がい者	1,275	635	49.8%
障がい児	428	182	42.5%
法人等関係機関	28	15	53.6%

年齢、所属等について

○ 年齢について

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	年齢未回答	合計
年齢層別回答数	182	62	148	413	12	817

○ 主な所属先（児童）

項目	人数	割合
保育所・幼稚園	29	15.9%
小学校	76	41.8%
中学校	20	11.0%
特別支援学校（高等養護学校・聾学校など）	40	22.0%
子ども発達支援センター	8	4.4%
所属未回答	8	4.4%
その他	1	0.5%
合計	182	100.0%

障害などの状況について

○ 障害者手帳の保有状況

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	9	24	95	375	503
療育手帳	84	35	37	18	174
精神障害者保健福祉手帳	4	16	33	21	74

○ 障害者手帳の初回交付時期

就学前	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
5.8%	15.5%	17.3%	17.3%	33.0%

このほか、障害者手帳保有者のうち、喀痰の吸引や服薬管理等の医療的なケアが必要となっている人は延254人となっています。

○ 障害支援区分の認定状況

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	わからない
10	14	16	15	13	16	180	218

○ その他疾病や発達課題の状況など

項目	障がい児		障がい者	
	件数	割合	件数	割合
難病（特定疾患）の認定を受けている				
受けている	-	-	58	10.1%
受けていない	-	-	470	89.9%
合計	-	-	528	100.0%
発達障害の診断を受けたこと				
有り	120	65.9%	43	7.9%
無し	62	34.1%	502	92.1%
合計	182	100.0%	545	100.0%
診断有りのうち、発達課題に気づいたきっかけ				
家族の気づき	83	49.0%	-	-
定期健診（乳幼児健診）での指摘	29	17.2%	-	-
医療機関での医師からの指摘	16	9.5%	-	-
就学児健診での指摘	0	-	-	-
保育所・幼稚園・学校の教師や職員からの指摘	34	20.1%	-	-
知人・親族からの指摘	2	1.2%	-	-
その他	5	3.0%	-	-
合計	169	100.0%	-	-
診断有りのうち、発達課題への気づきの時期				
早かったと思う	131	75.0%	-	-
遅かったと思う	40	25.0%	-	-
合計	171	100.0%	-	-
高次脳機能障害の診断				
ある	-	-	29	5.3%
ない	-	-	523	94.7%
合計	-	-	552	100.0%
高次脳機能障害の関連障害				
注意障害	-	-	10	17.5%
記憶障害	-	-	17	29.8%
失語症	-	-	13	22.8%
失認	-	-	6	10.5%
失行	-	-	6	10.5%
地誌的障害	-	-	2	3.5%
その他	-	-	3	5.3%
合計	-	-	57	100.0%

このほか、気づきの平均年齢は、3.5歳となっています。

○ 治療状況など

項目	障がい児		障がい者	
	件数	割合	件数	割合
定期通院しているか				
している	86	55.4%	537	87.9%
していない	62	44.6%	74	12.1%
合計	148	100.0%	611	100.0%
どのくらいの頻度で通院しているか	件数	割合	件数	割合
週4回以上	0	0.0%	4	0.8%
週2回から3回	0	0.0%	39	7.9%
週1回程度	2	2.5%	11	2.2%
月3回程度	2	2.5%	25	5.1%
月2回程度	4	4.9%	33	6.7%
月1回程度	24	29.6%	148	29.9%
2カ月に1回程度	12	14.8%	121	24.4%
3カ月に1回程度	8	9.9%	85	17.2%
4カ月に1回程度	7	8.6%	2	0.4%
5カ月に1回程度	1	1.2%	3	0.6%
半年に1回程度	21	26.0%	24	4.8%
合計	81	100.0%	495	100.0%

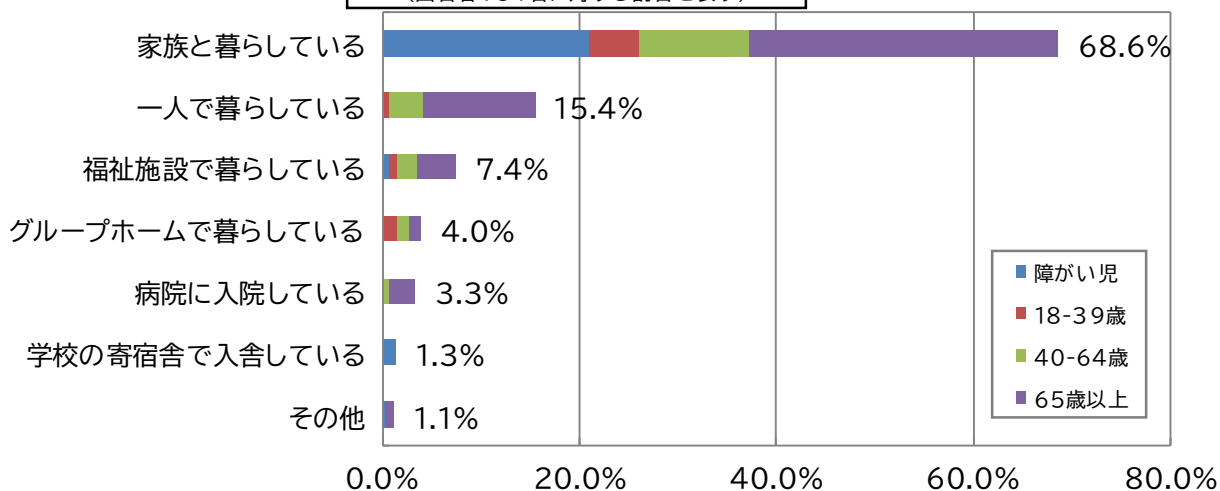
○ 介護保険サービスの利用状況など

項目	障がい者	
	件数	割合
介護保険によるサービス		
利用している	130	26.1%
利用していない	368	73.9%
合計	498	100.0%
介護保険によるサービス	件数	割合
要支援1	26	5.4%
要支援2	37	7.6%
要介護1	17	3.5%
要介護2	25	5.2%
要介護3	14	2.9%
要介護4	15	3.1%
要介護5	17	3.5%
わからない	38	7.8%
うけていない	296	61.0%
合計	485	100.0%

住まいや暮らしについて

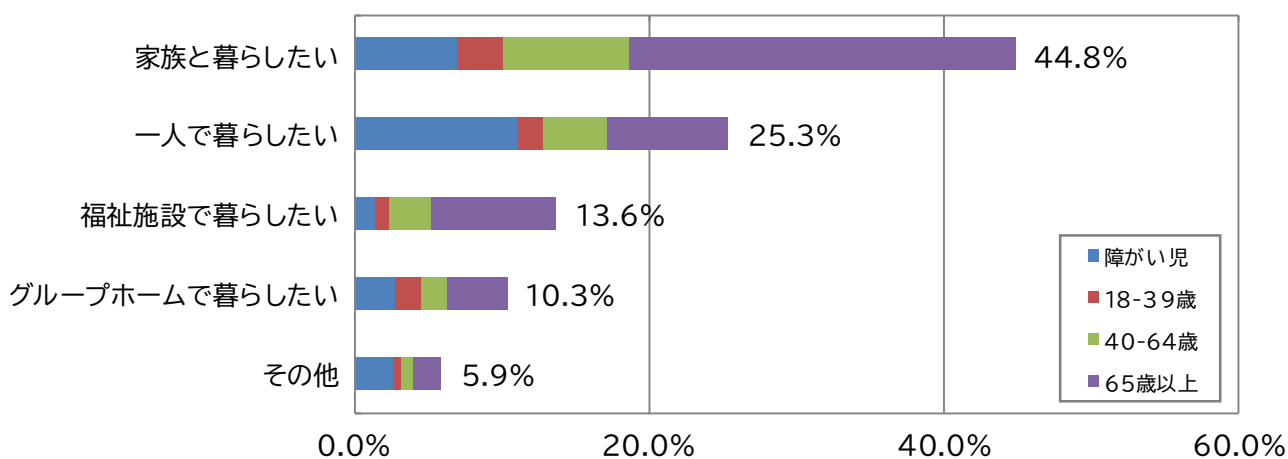
現在どのように暮らしているか

(回答者784名に対する割合を表す)



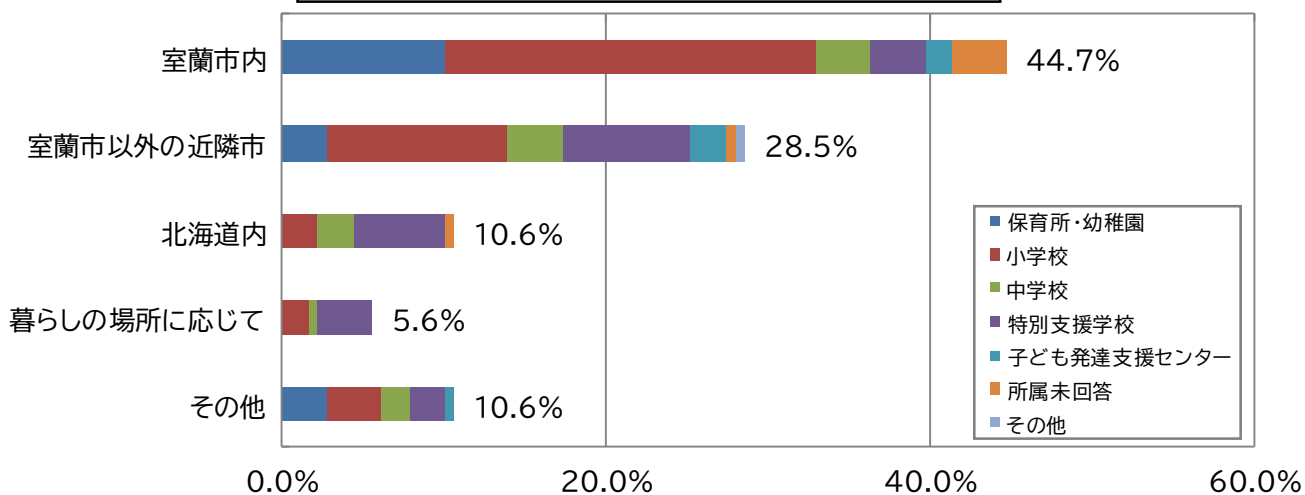
将来どのように暮らしたいか

(回答者727名に対する割合を表す)



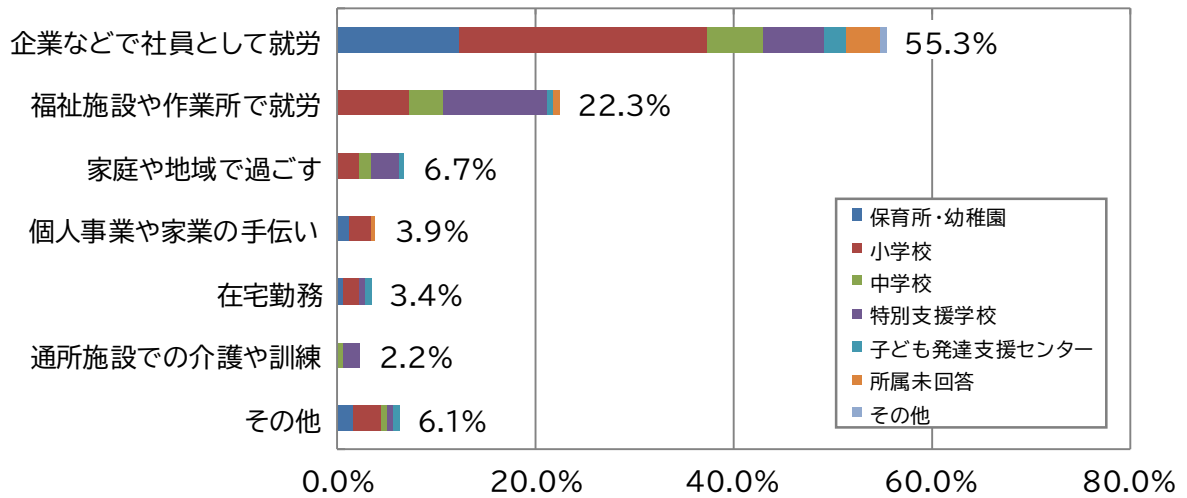
子どもが将来、どの地域で暮らすと良いと思うか

(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



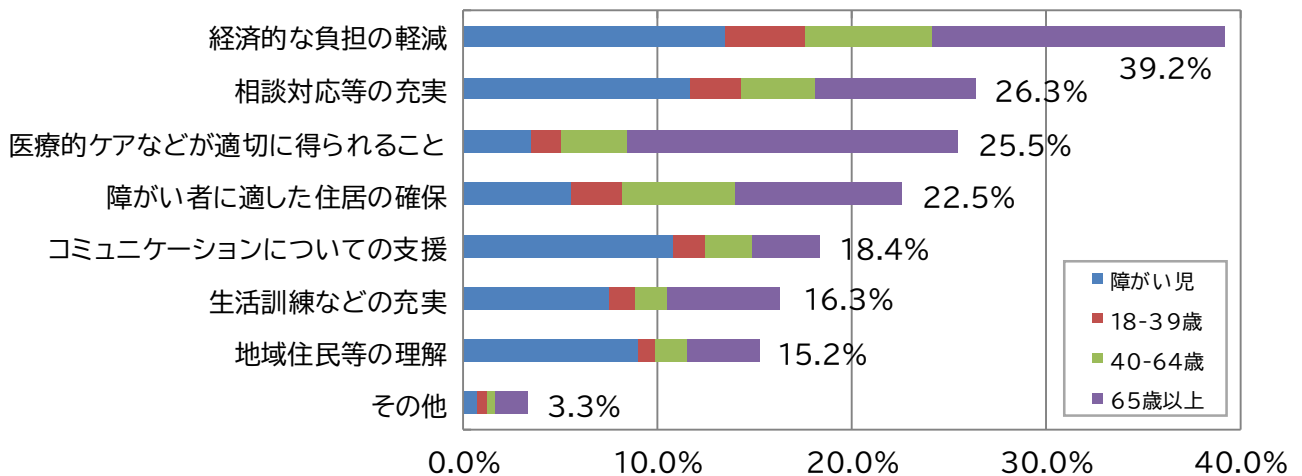
子どもが将来、日中どのような場所で生活するのが良いと思うか

(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



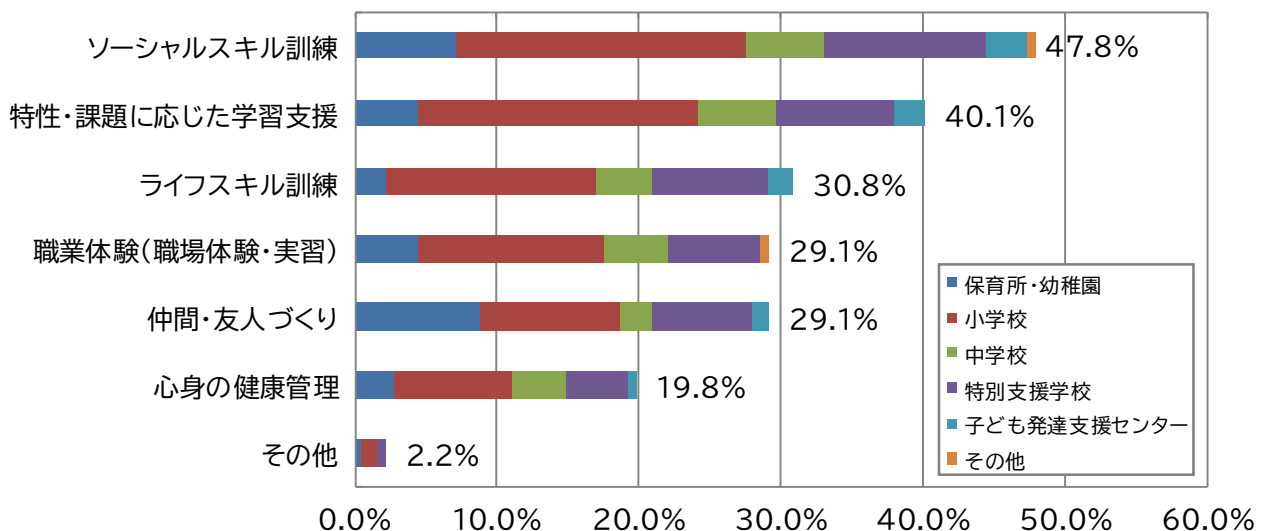
地域で生活するための必要な支援

(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



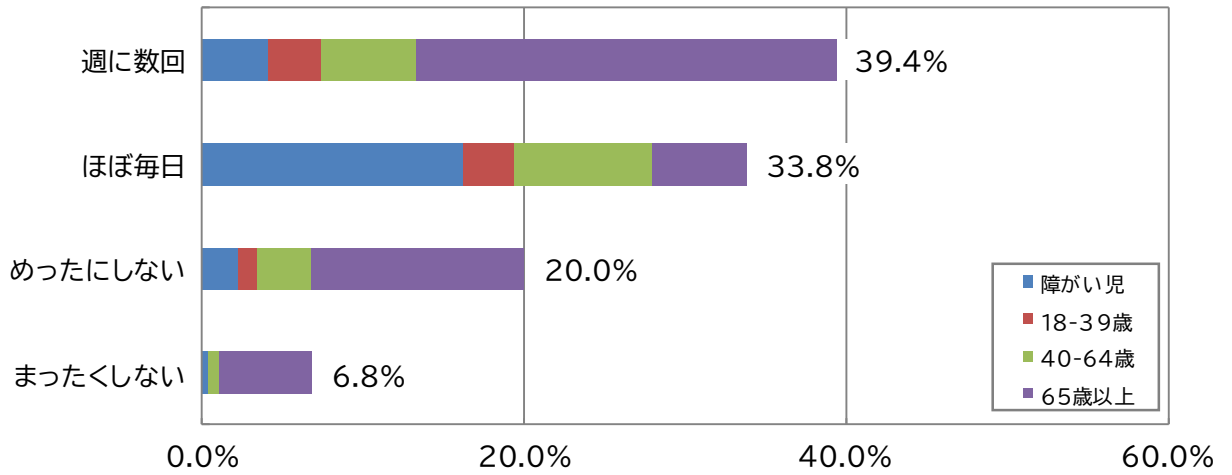
学齢期に必要なだと思う支援

(複数回答のため182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)

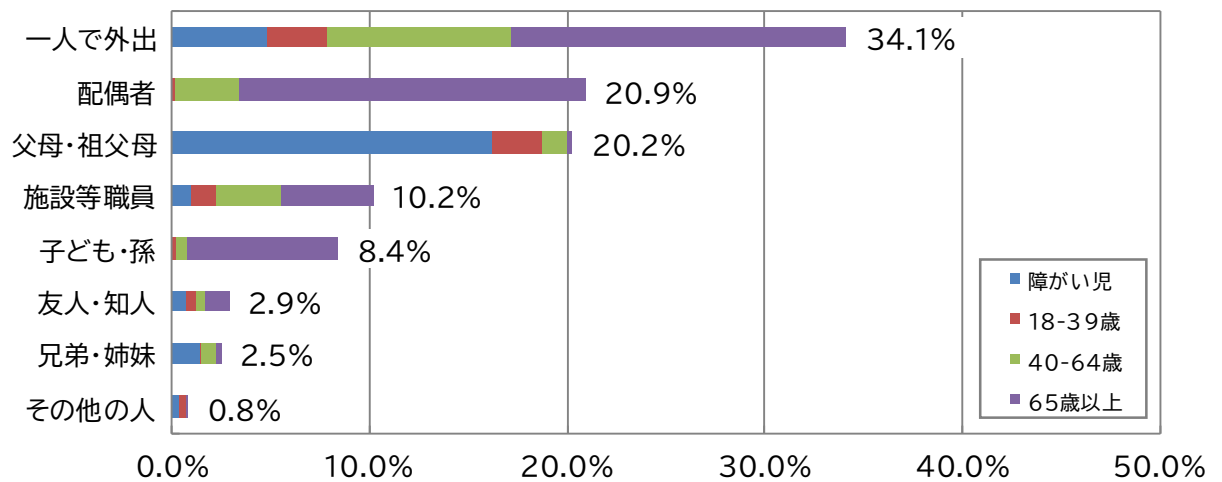


日中活動について

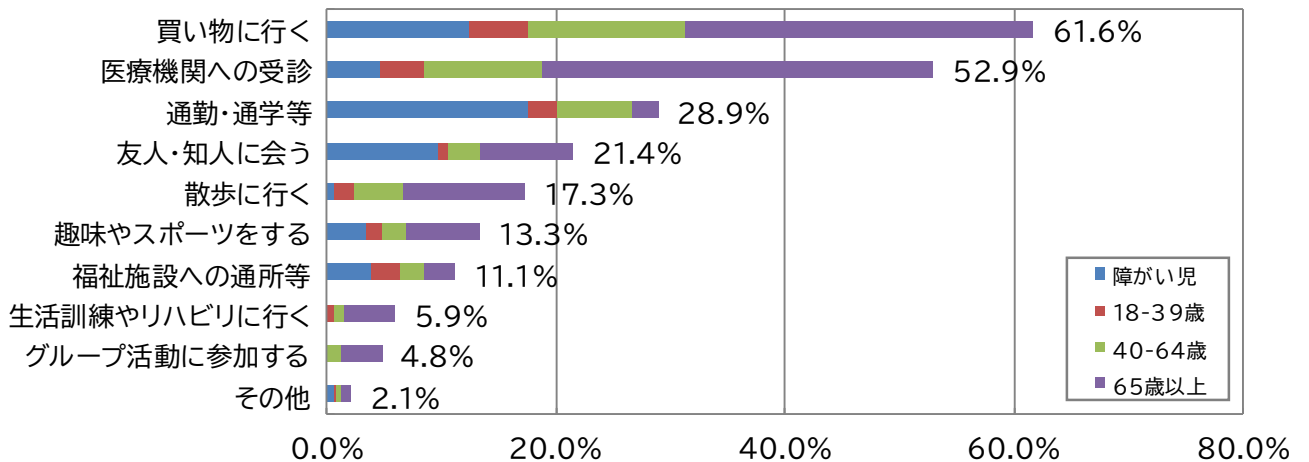
一週間にどのくらい外出するか
(回答者775名に対する割合を表す)

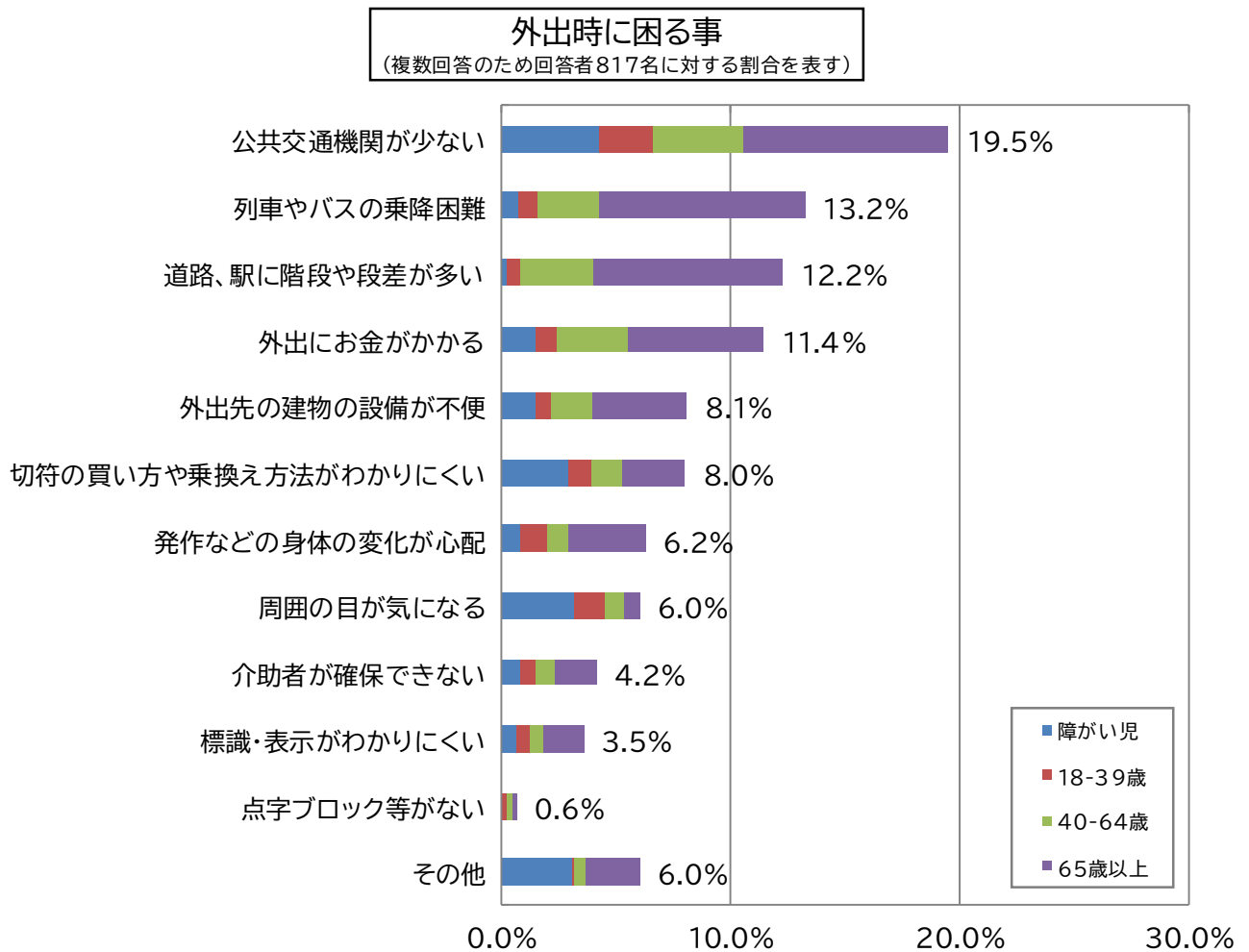
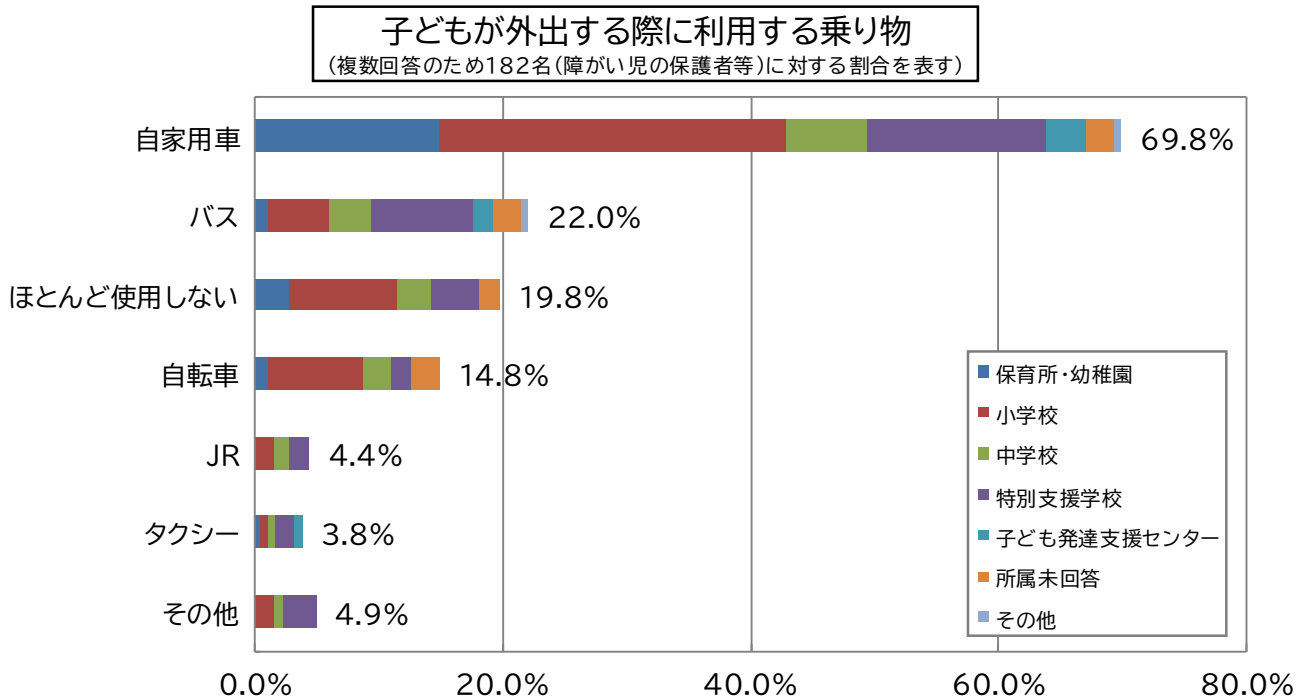


外出する際の主な同伴者
(回答者727名に対する割合を表す)



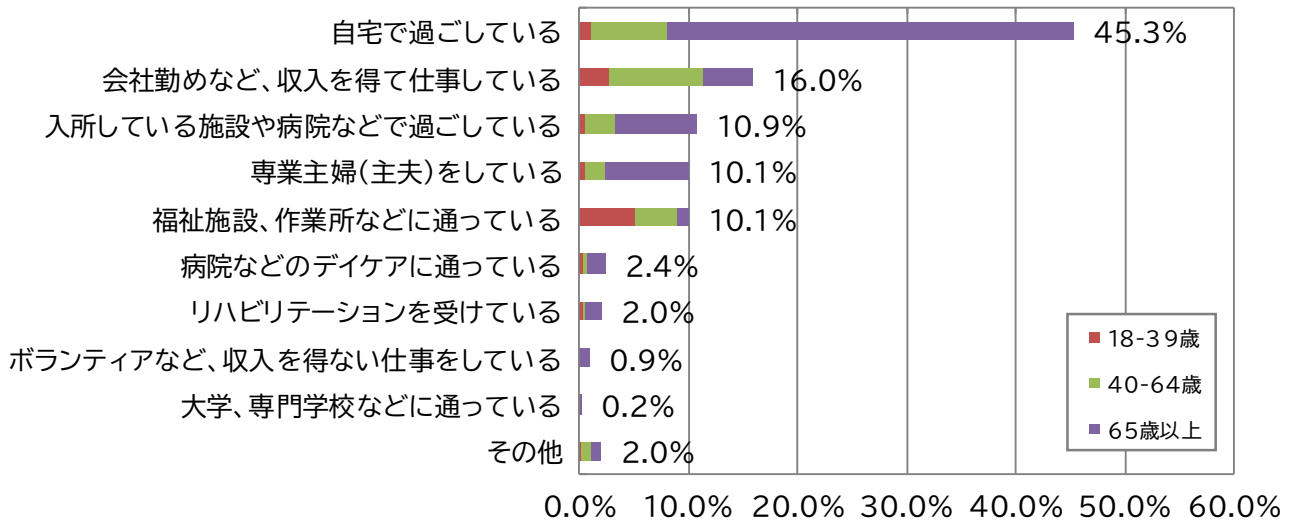
どのような目的で外出することが多いか
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)





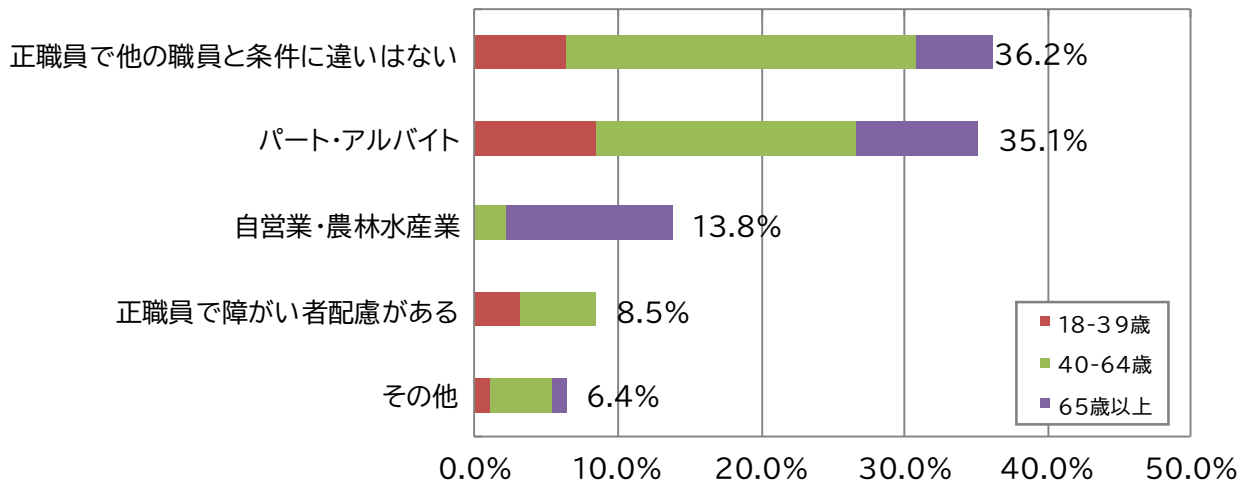
平日の日中をどのように過ごしているか

(回答者727名に対する割合を表す)



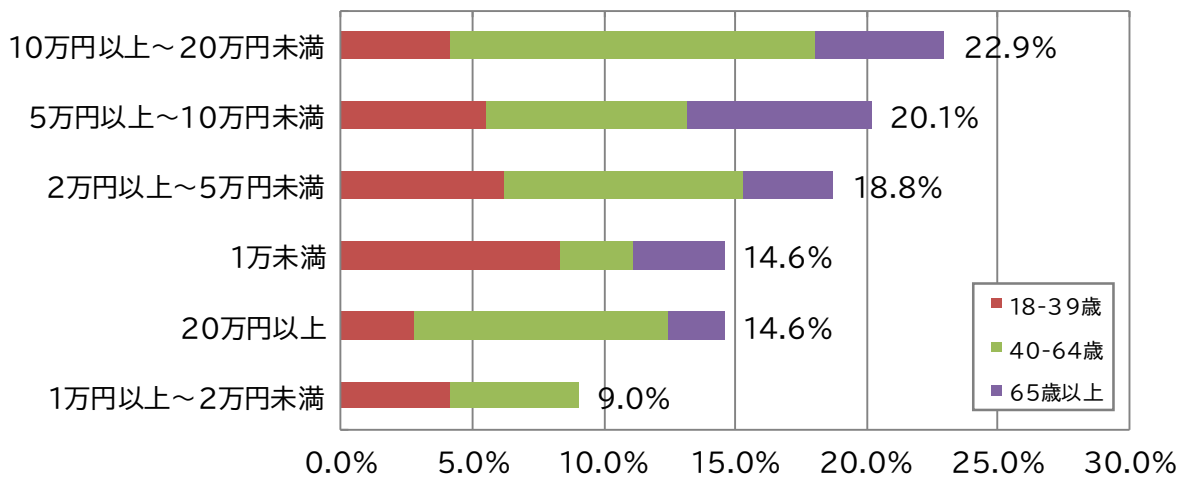
どのような勤務体系で働いているか

(回答数94名に対する割合を表す)



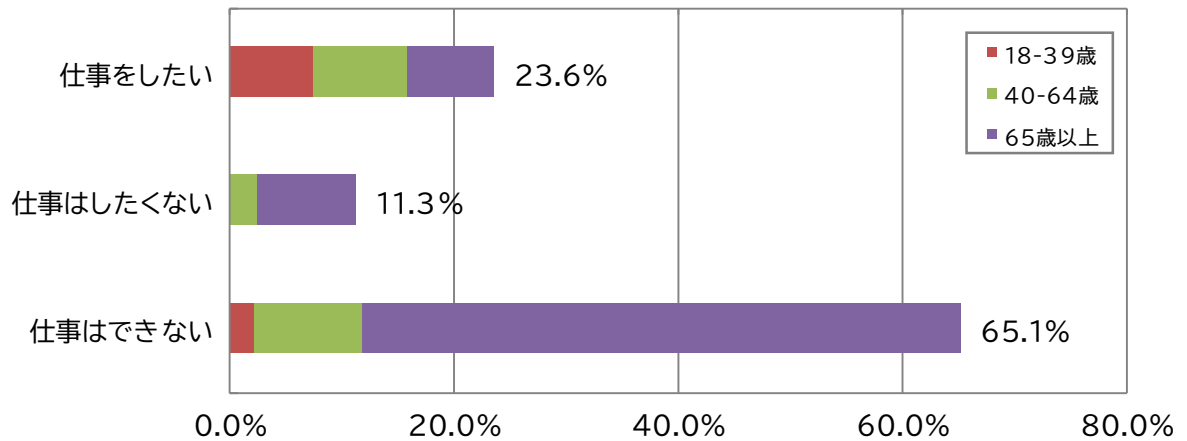
就労で得る収入額(月収)はどのくらいか

(回答)144名に対する割合を表す)



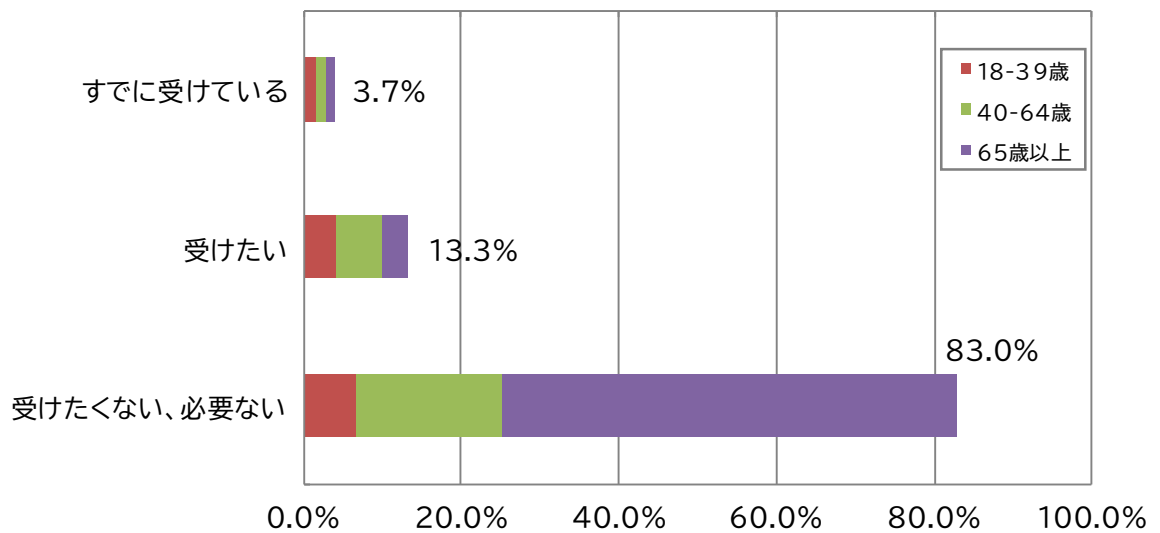
今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

(回答者373名に対する割合を示す)



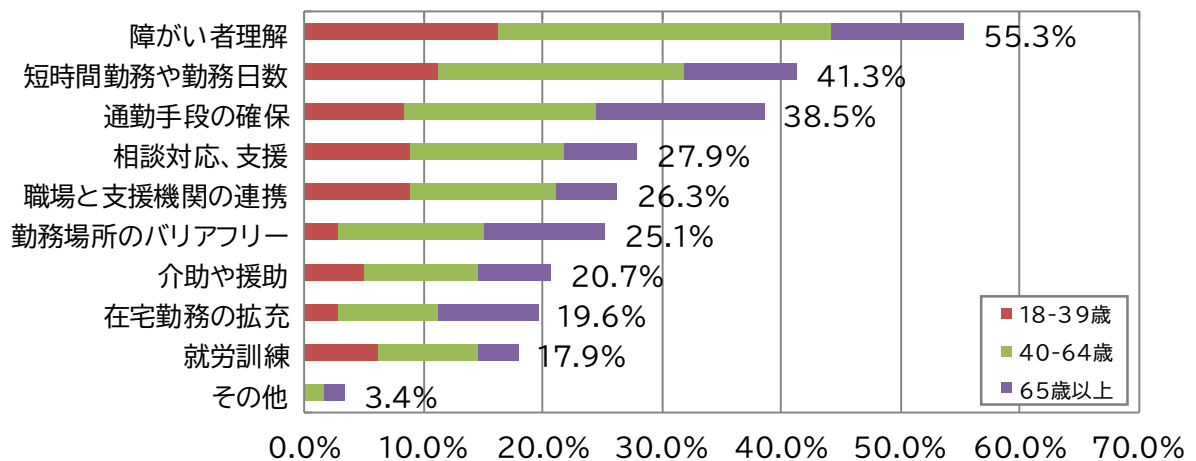
仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思うか

(回答者241名に対する割合を示す)



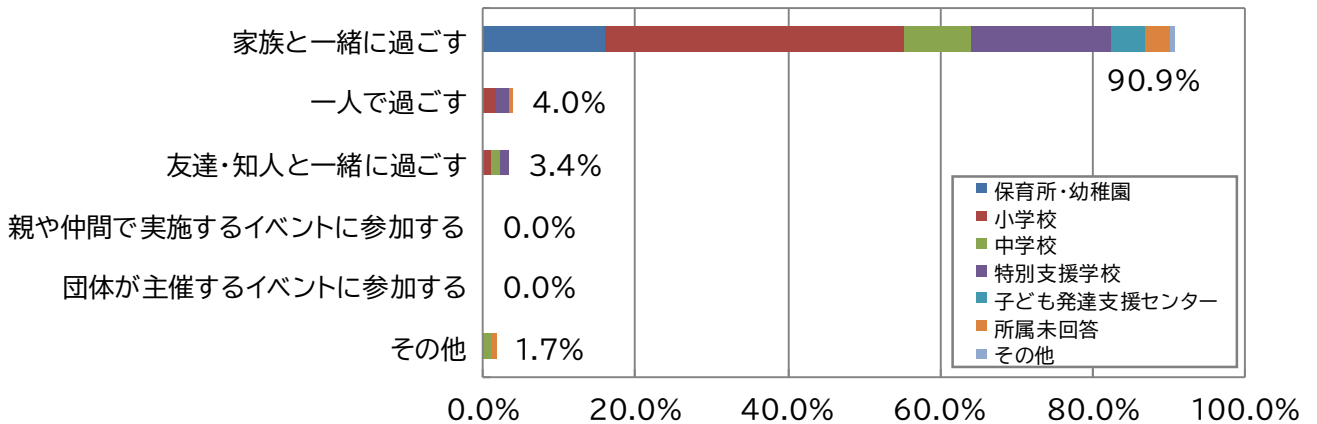
障がい者の就労支援として必要なこと

(回答者179名に対する割合を表す)



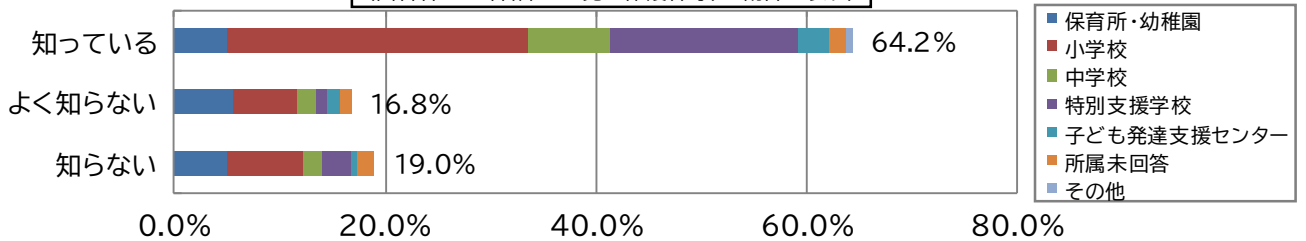
子どもが休日や放課後どのように過ごしているか

(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



特別児童扶養手当制度の認知度

(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



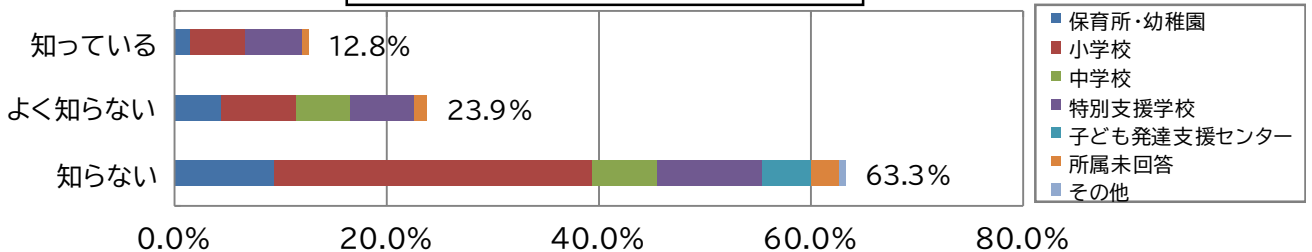
障害児福祉手当制度の認知度

(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



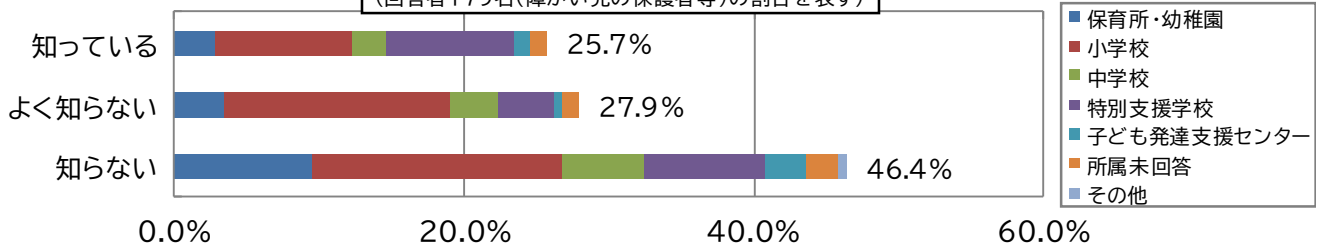
育成医療制度の認知度

(回答者180名(障がい児の保護者等)の割合を表す)

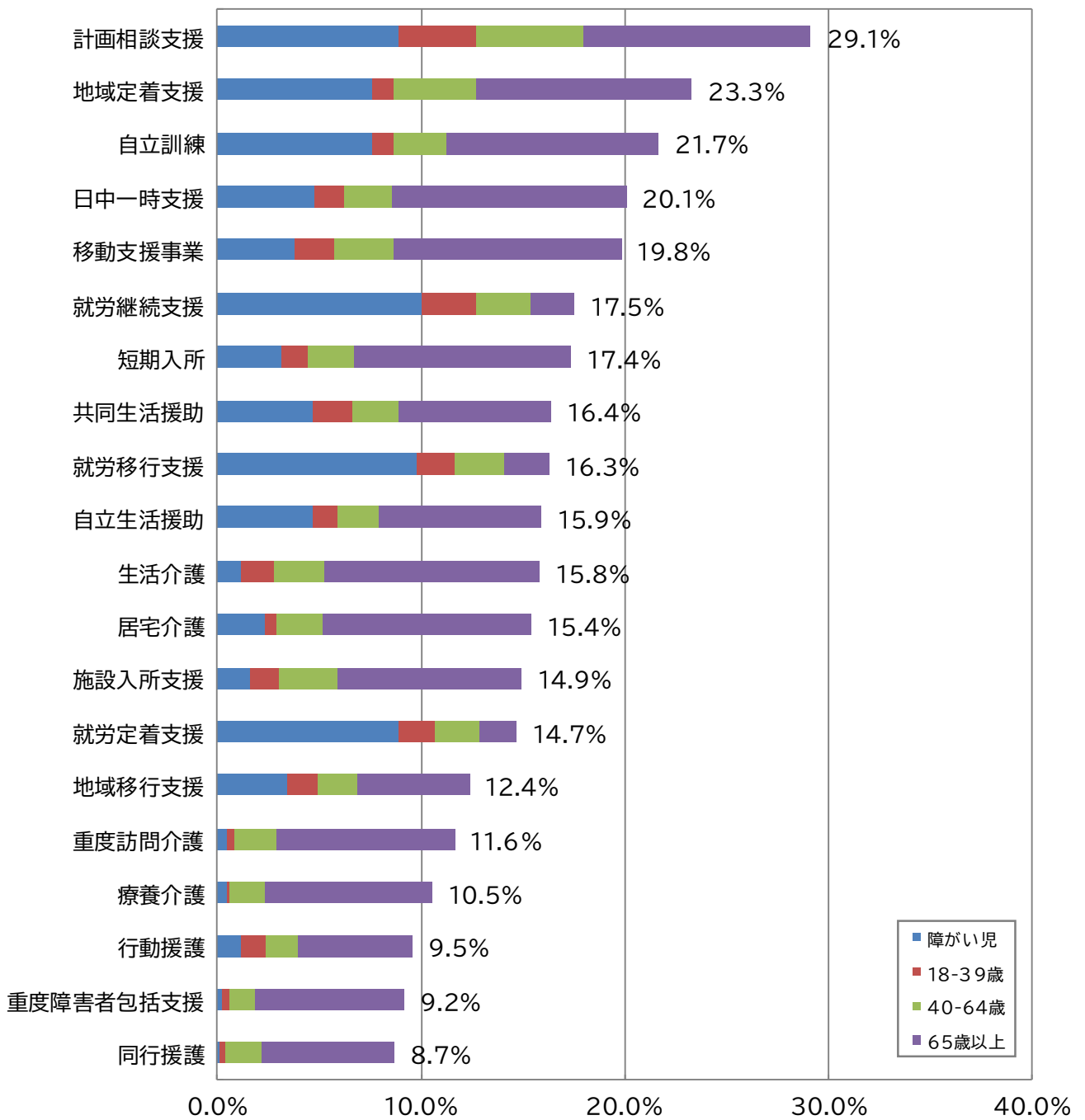


重度心身障害者医療費助成制度

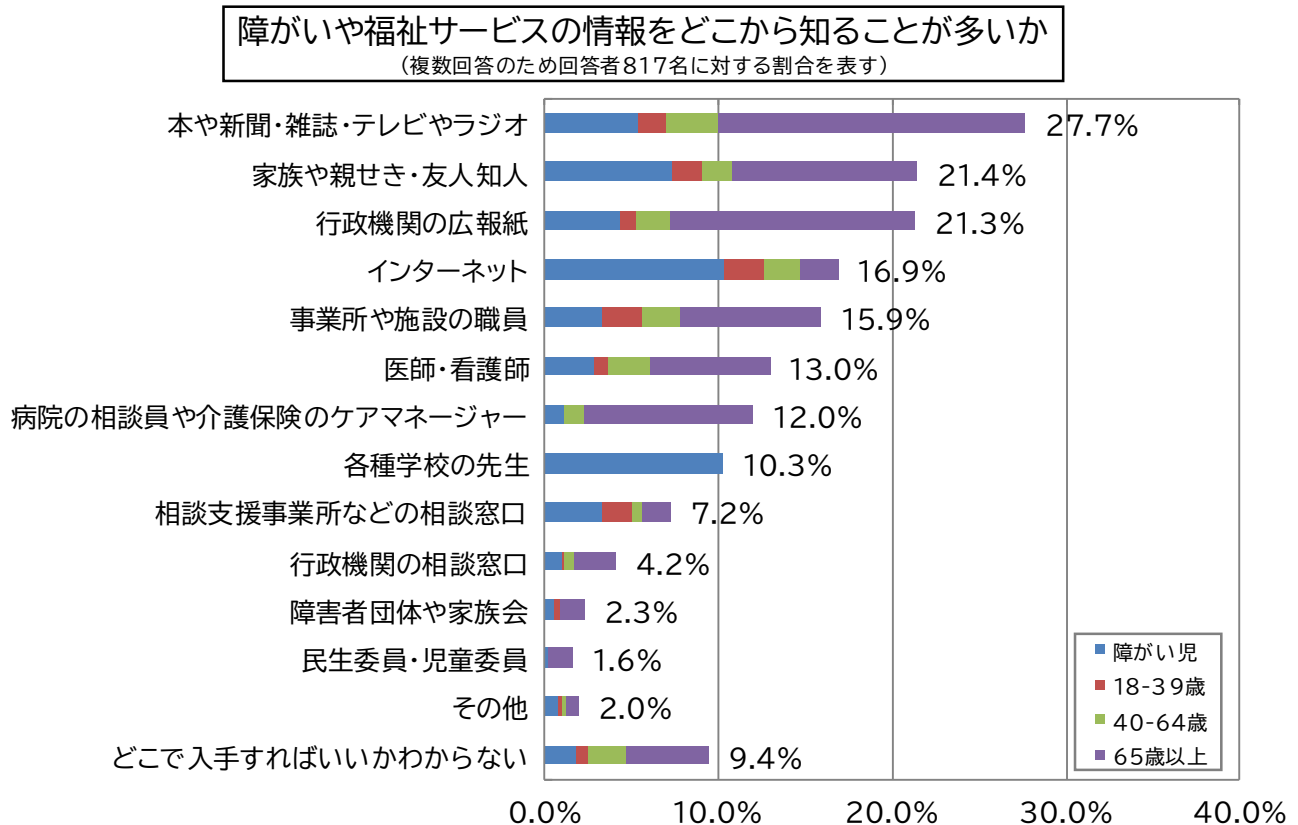
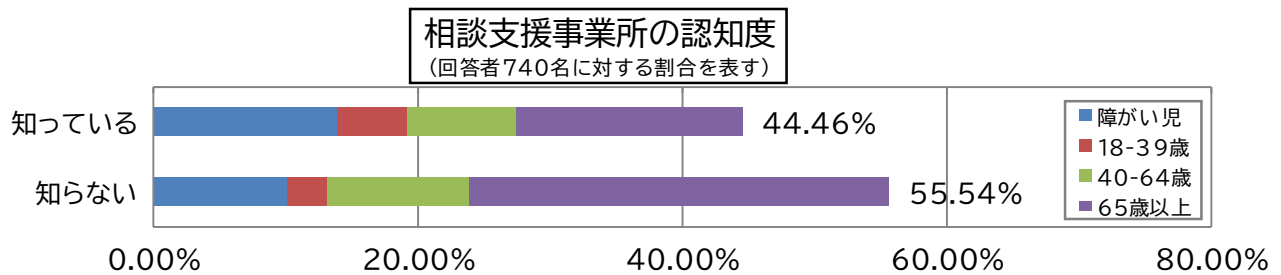
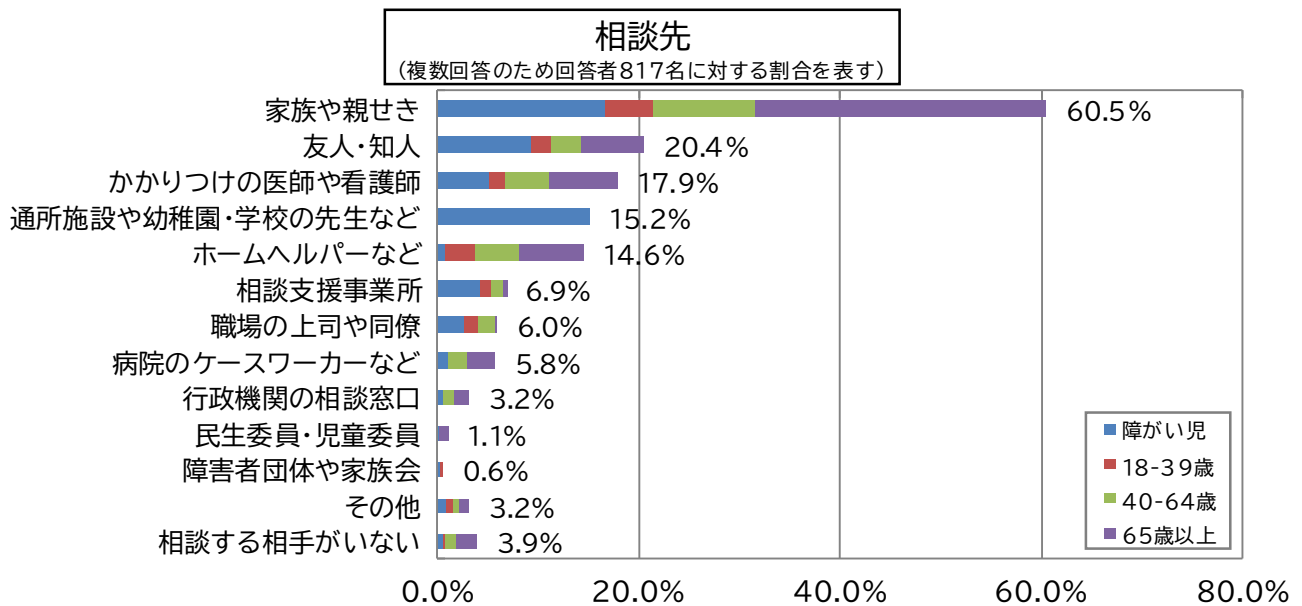
(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



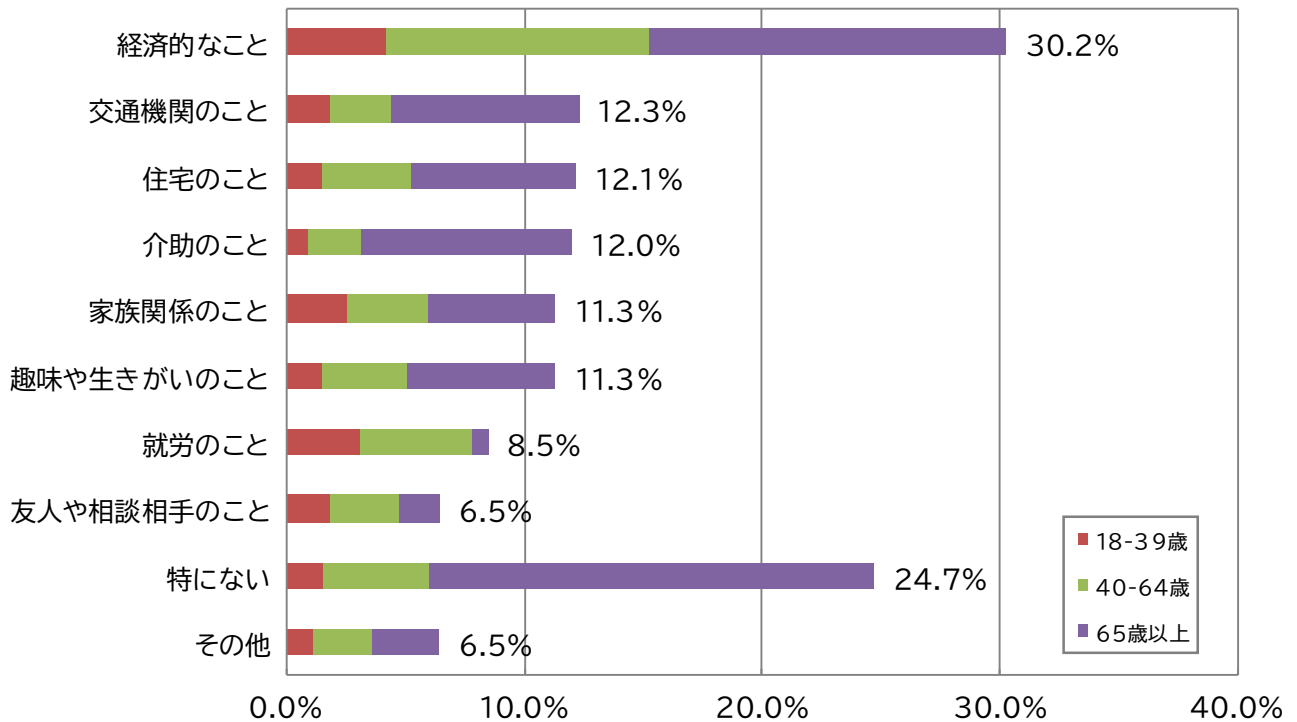
将来的な障害福祉サービス等の利用ニーズ (回答者817名に対する割合を表す)



悩みごとや相談について

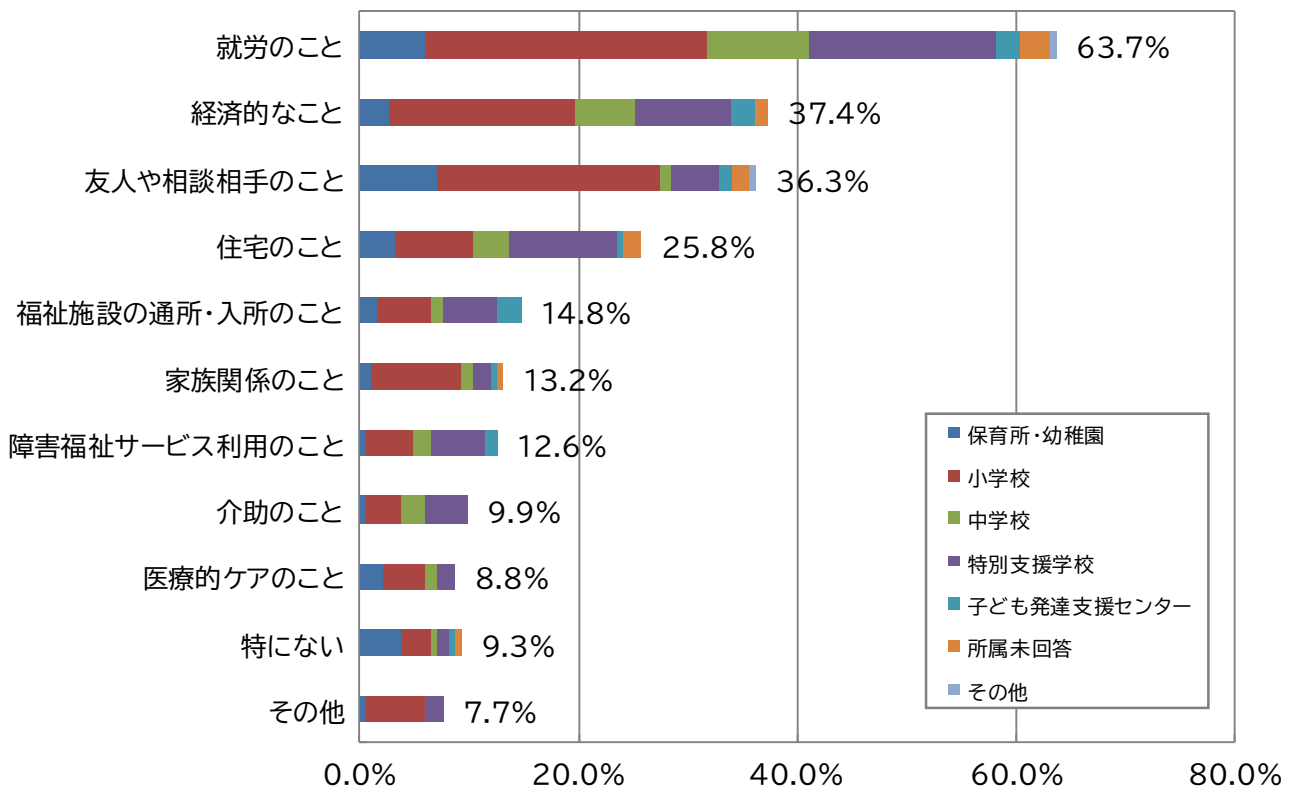


どのような悩み事が多いか
 (複数回答のため回答者635名に対する割合を表す)



資料編

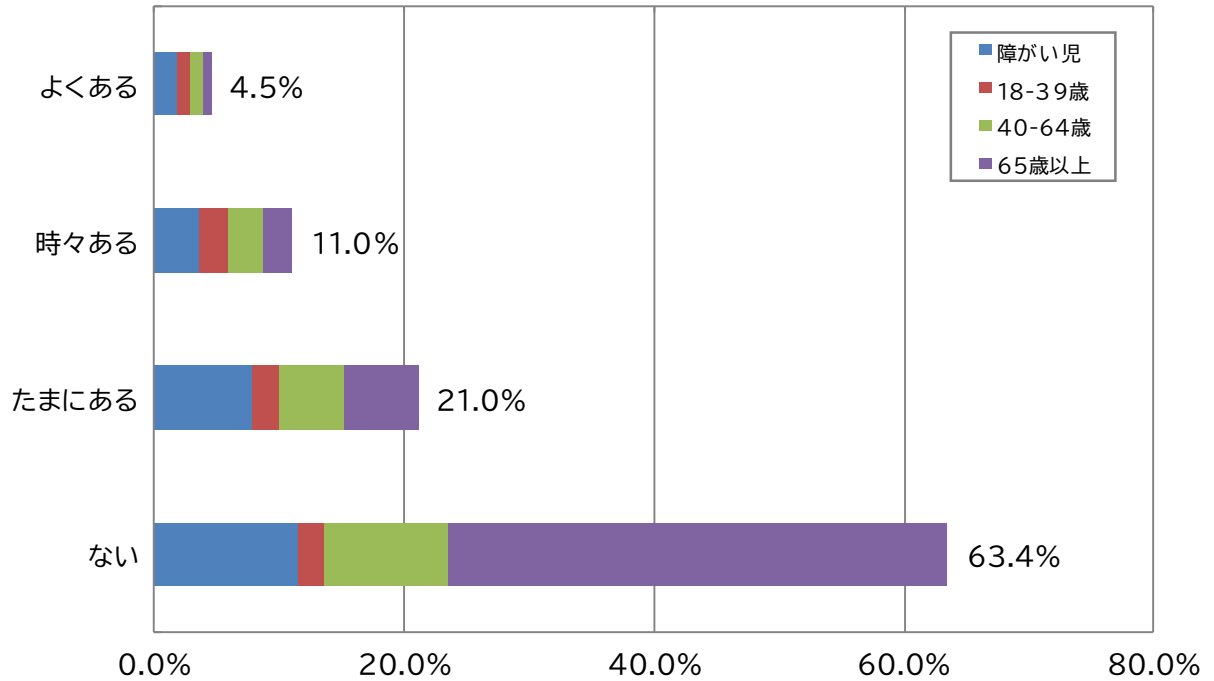
どのような悩み事が多いか
 (複数回答のため回答者182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



権利擁護について

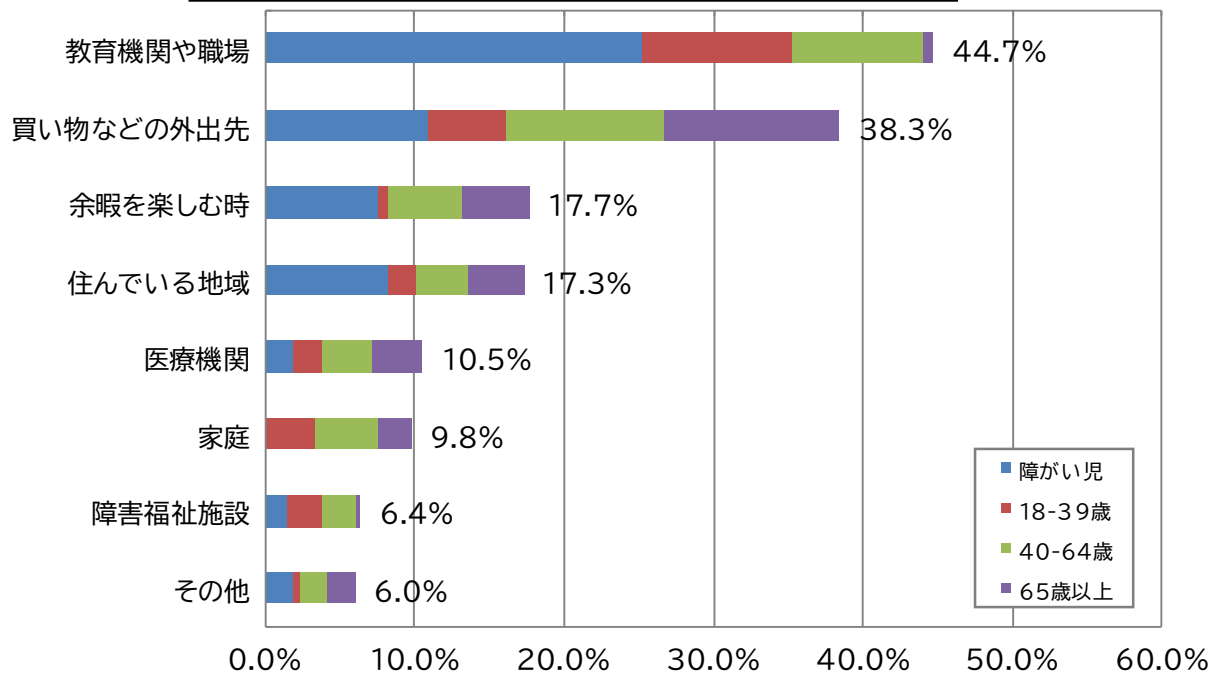
障害を理由とした差別や嫌な思いの経験

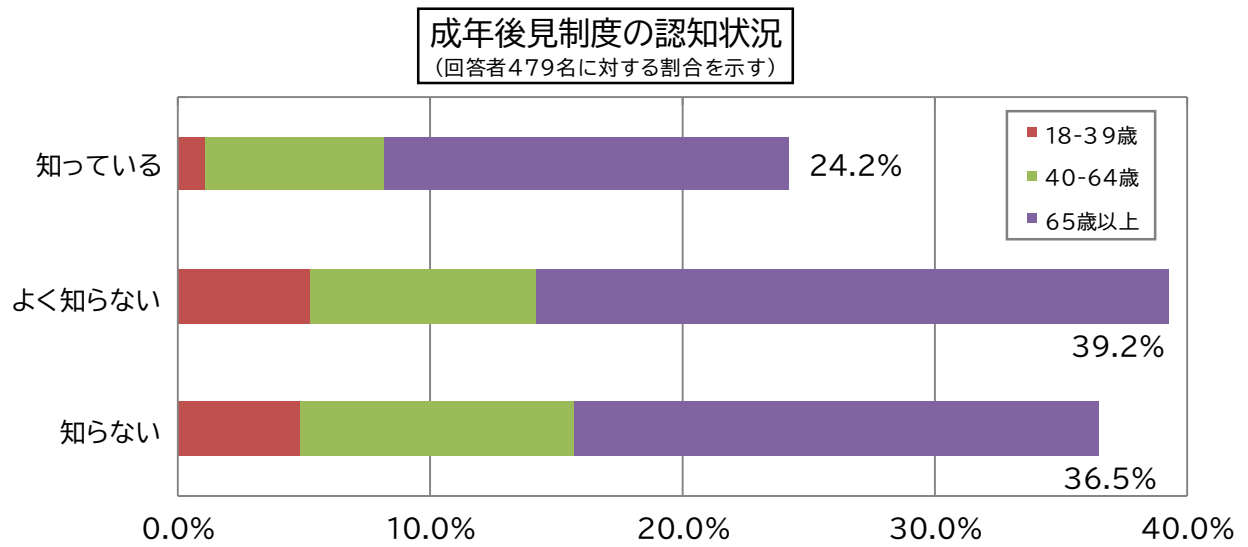
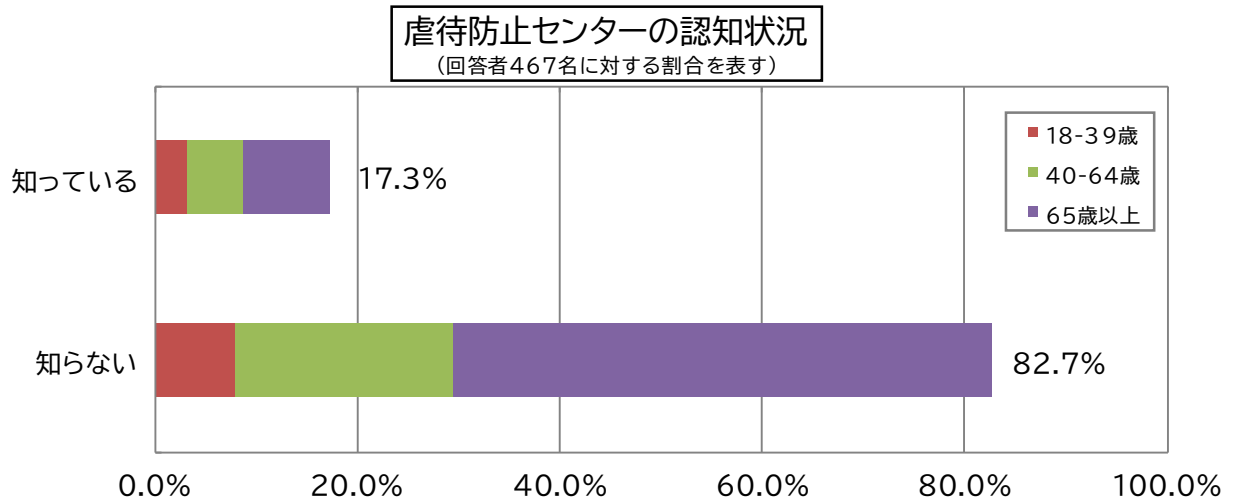
(回答者727名に対する割合を表す)



何処で差別や嫌な思いをしたか

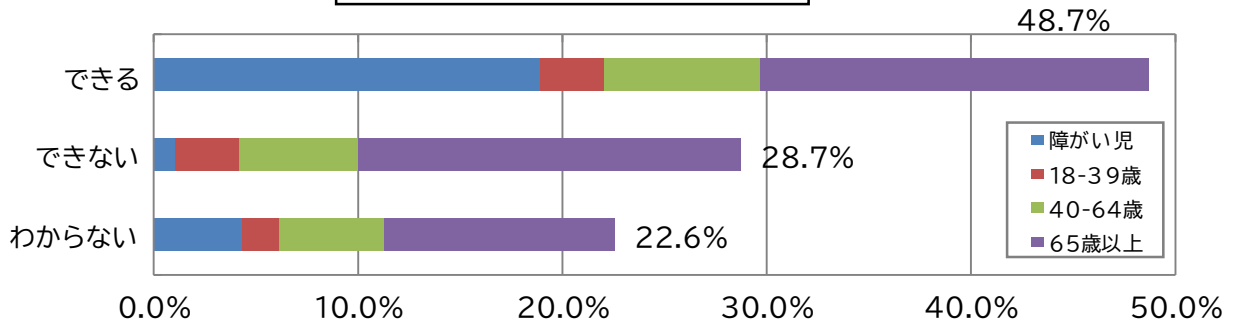
(複数回答のため差別を受けたことのあると答えた266名に対する割合を表す)



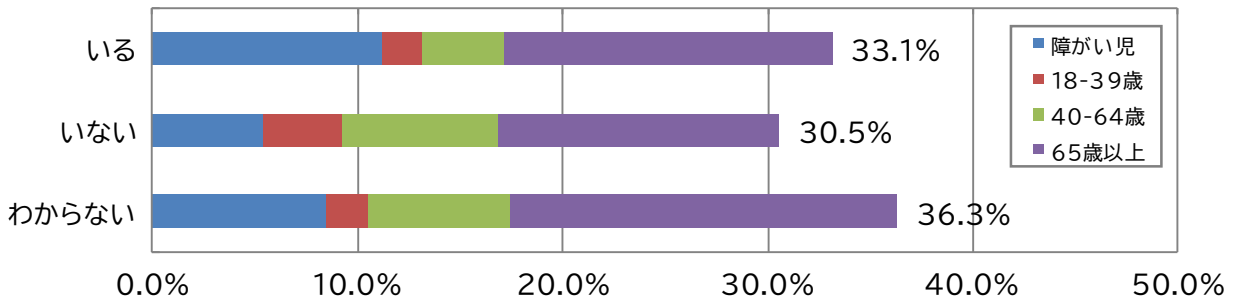


災害時の避難について

災害時に支援を受けずに避難できるか
(回答者745名に対する割合を表す)

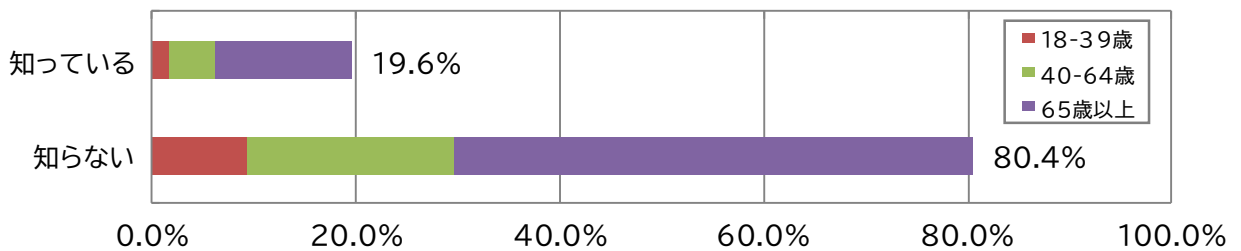


災害時に近所に支援者がいるか
(回答者724名に対する割合を表す)



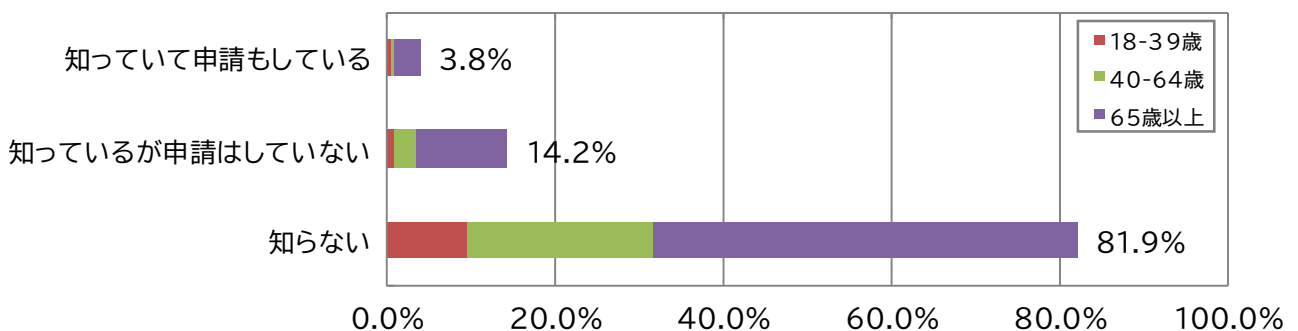
ぼうさい西いぶり

(回答者537名に対する割合を表す)



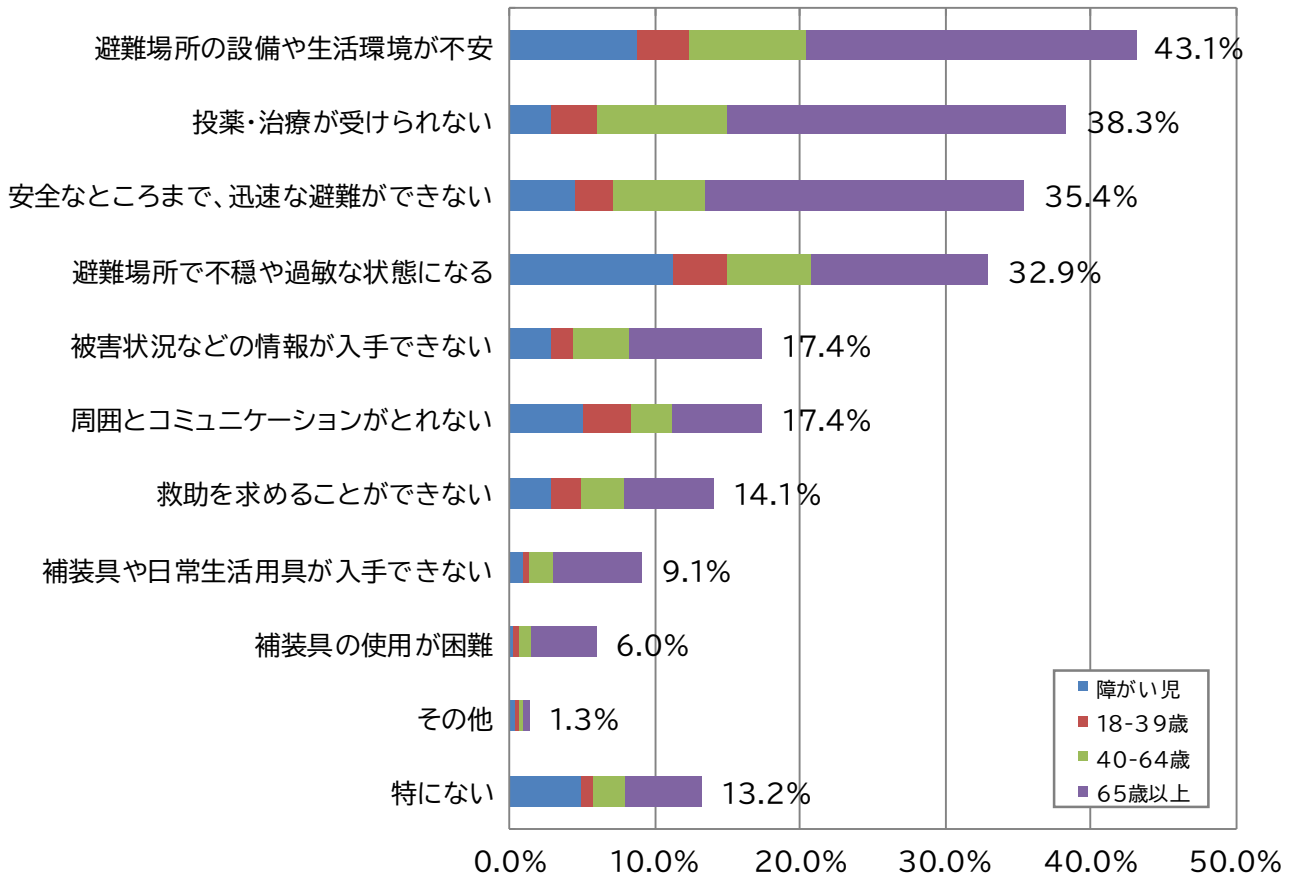
室蘭市避難行動要支援者プラン

(回答者548名に対する割合を表す)



災害時に困ること

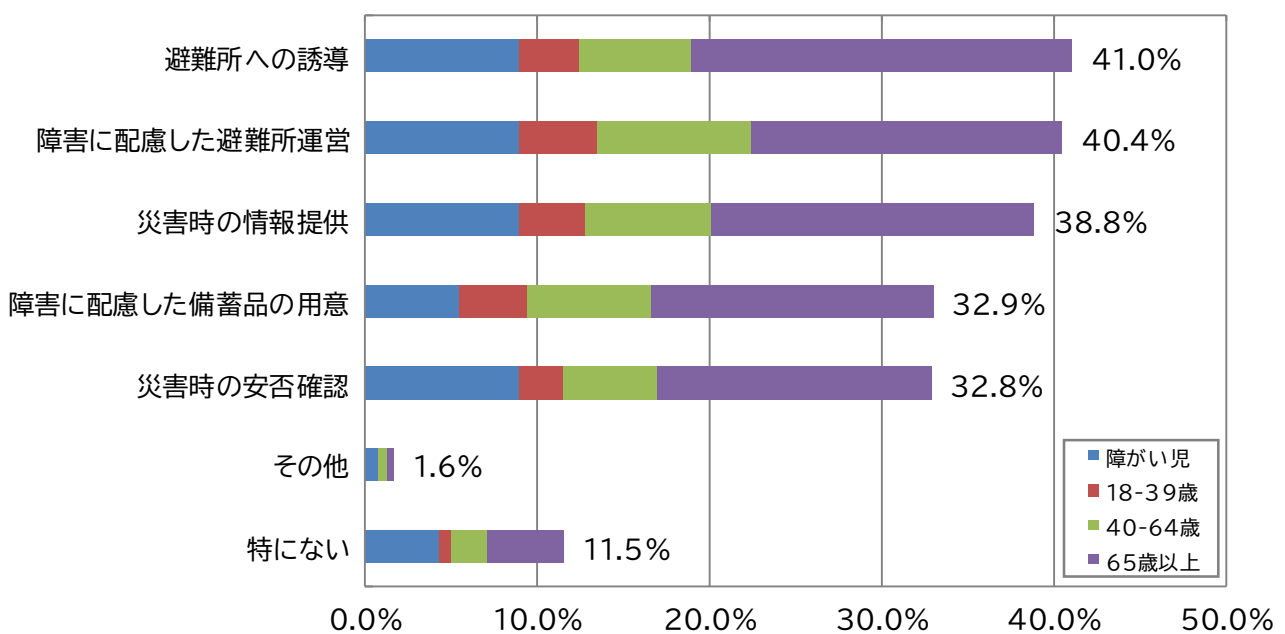
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



資料編

災害時に必要な支援体制

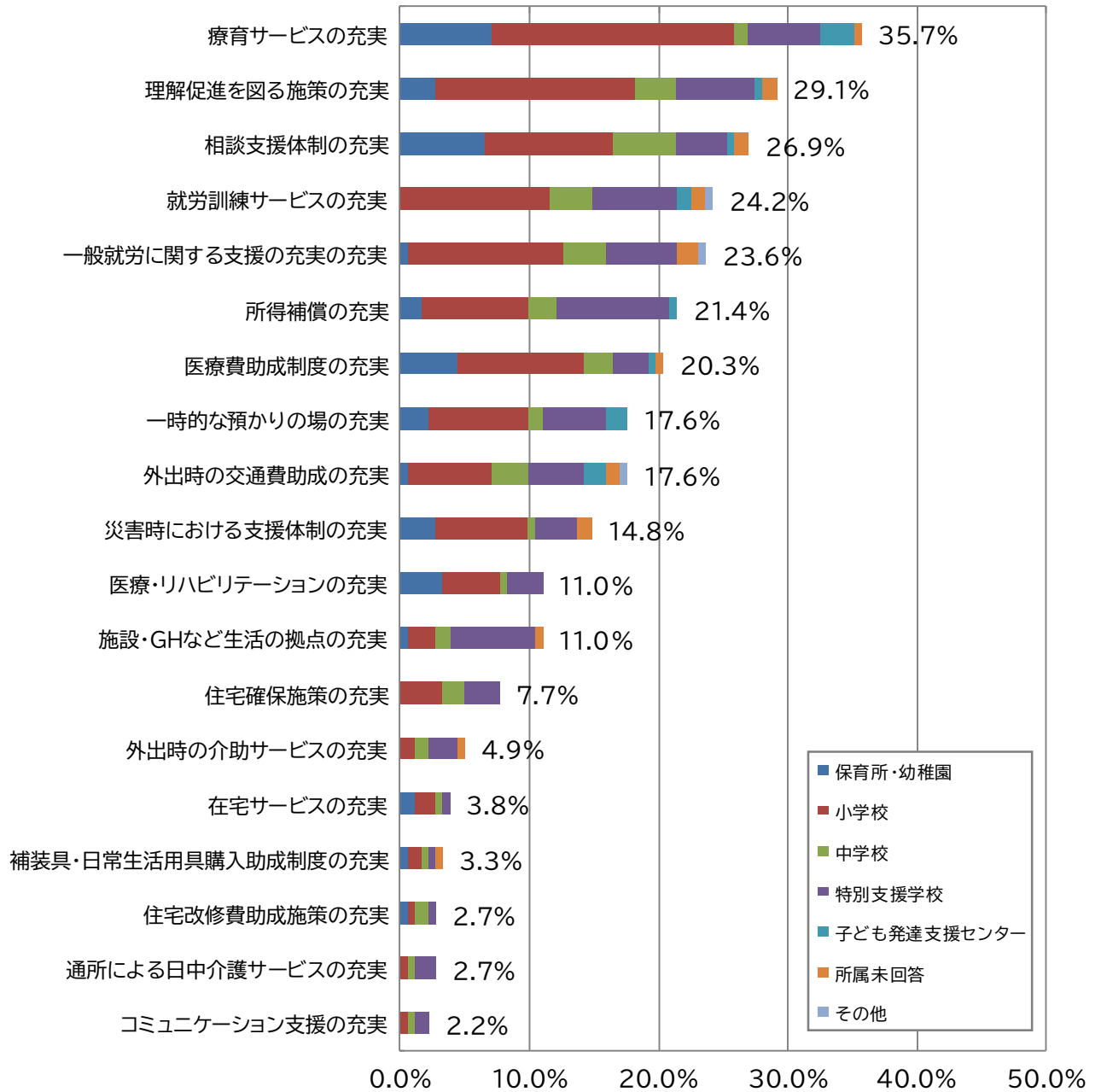
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



福祉施策全般について

本市が優先的に取り組むべきこと

(複数回答のため182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



○ 回答者から頂いたご意見

お寄せ頂いたご意見は、個人や法人・事業所等が特定される箇所を除き原文のまま掲載しています。

- 女性用の短期入所施設の充実、就労施設を増やしてほしい、家族の経済的、精神的負担の軽減。
- 放課後デイサービスを充実させてほしい。
- 発達支援の空きがない。発達障害の児童も一時預かりを利用しやすいよう体制を整えて頂けると助かります。
- ショートステイ事業所は複数の選択肢があればいいと思います。
- 卒業後通えそうな生活介護がないのは不安に感じています。このままだと卒業後、ほとんど自宅で過ごすことになりそうです。
- 療育を受けられず、本人への声かけなど気軽に相談できる専門職の方が居らず不安です。地域によって差が出ないように行政でのサービスをレベルの高いところに揃えてほしいです。
- 一般企業への就労先が今までよりも増えてほしいと思います。軽度重度にかかわらず受け入れ先の説明、納得をわかりやすく働きやすさを良くしてほしいと思う。
- 保育所、幼稚園～特別支援学級の間は、障がいの種類、度合いに応じて細やかな教育が施される一方、学校卒業後は手のひらを返すように働ける企業が皆無である。低賃金でいいので一般企業は障がい者に仕事を与えてほしい。少なくとも食事やトイレが1人ででき、環境の変化に適応できる位の知的障がい者であれば、何か仕事があるはずと思う。
- 義務教育の間は支援が充実しているかと思いますが、高校以上の教育にあたって明確に支援を必要とする者の為にどのような支援があるのか学校ごとに出してほしい。もしくは支援はしないのか等。特別支援の教育者はそれなりの知識があると思われるが普通級の教育者の中には理解していない者もいると思われる。
- 障害福祉サービスや行政の取組など自分で調べないと、もしくは調べてもわかりにくい物が多く、情報提供の方法もあまり良くない気がします。もっとオープンでいいと思います。
- 現在、療養サービスを受けているが、もう少し内容や担当の情報提供など充実させてほしい。実際、一緒に療育を受けている人がいることによって他の子にかかりきりになり、まったく相手にされていない時など不満に思うときがある。
- アンケートを活用してその後どう変わったか、こんな事が便利になったとかの情報提供があるとアンケートの意味が理解できると思います。障害と言ってもいろんな人達があります。一般の人達と変わらない生活を送れるように私達ももっと知るべきだと思います。
- 進学入学などの場合は親子ともに忙しくなるので、最新情報を書き加える事が出来れば、もっとスムーズになるのではないのでしょうか。定期的な電話相談など、もっと身近に情報がほしいです。
- 国の制度等が現実に合っていないくて事業所の大変さを感じます。手のかかる子ばかりなのに人員も不十分、放課後デイも利用していましたがルールが厳しいだけで楽しい場所ではなかった。

- この地域は発達障がいの病院が市外の不便な所にあり、全ての人が車を持っているわけではない又は車を1台しかなく働いてる方が休みをとって連れて行かなきゃいけないので、タクシー代の支援や通院時の保障があれば、とても助かります。
- 特別児童扶養手当に所得制限があることが納得できません。障害がある事と親の収入がなぜ結びつくのでしょうか、国の制度だから市に言っても意味がないと思いますが、子供のために一生懸命働いて少しでもお金を残そうと思い頑張っているのですが放課後デイサービスも負担が4600円から3万円以上というのがよくわかりません。障害のある子供の親はフルタイムでは働いてはいけないのですか？という気持ちになります。もっと特別児童扶養手当を増やしてほしい。
- インソールが年1回のみ助成しか得られないのは経済的負担が大きいです。1足3万円かかるので、助成がなければインソールを止める方もいるのではないのでしょうか。子どもの年齢と成長に合わせた助成をしてほしい。
- 小学校までは何とかありますがグレーゾーンのポイントにある子供が、中学、高校、就職とどのような前例があるのか、どのような相談が出来る場所が本人が大きくなってから想像できません。状態が軽くても相談できたり頼る場所があるのか知りたいです。
- 相談窓口が1本化されていないため、どこに何を相談したら良いのか、フローチャートの様なものがほしいです。理想は1つの窓口ですべての情報が得られること。子連れであちこち相談に行くのは大変な方もたくさんいると思います。
- 保育所幼稚園及び教育機関と通所施設、保護者の3者が本人に対しての情報を共有し、連携できるようにしてほしい。
- アンケート調査の幅が大きすぎて解答に困る。障害の程度で解答が変わる物が多すぎて答えにくい。質問の内容がわからない所もあったので自分の判断で書いたところもあります。
- 補聴器を購入の際に前例がないということで助成対象になりませんでした。必要としている人が必要な時に助成が受けられなければ、その子の成長の妨げにもなるにではないかと思いました。前例がなければ見直しをしてほしい。
- 支援学級に「養護相当」の子は入れないようにしてほしい。適齢発達児との違いから、配慮が必要な子供が養護相当の子供に人手を取られ適切な支援が受けられなかった。
- スワンネットのようなどこを利用して情報も共有されるような取り組みがあってもいいように思います。
- 学習障害が外観でわかりにくい障害だと思います。知恵遅れではないです。学校の先生たちがもう少し理解と対策をしてほしいです。
- 学校の先生の発達障がいに対するスキルが低すぎるので、もっとスキルアップを図ってほしい。小学校など、個人個人の個性を伸ばせる教育。
- 信号が見づらく音が鳴るのは助かります。バスは行き先が分かりづらいので音声をもっと高くして行き先を案内して欲しいです。衣類、食品など、もっと大きくわかりやすく金額を表示して欲しい。

- 障害の子はどこか変わった子に見えるのは仕方がないことですが、能力がない訳ではないのです。今、支援学級にいて、協力学級に出入りさせていますが、先生も生徒も全くなってないと思います。「色々な人がいる中で人の良い所は認め合い苦手な所は助け合う」という環境でなければ交流させる意味はありません。いじめにつながるなら、支援は支援組でやれば良いじゃないでしょうか？
- 見た目でわかりにくいグレーゾーンの子を持つ親として発達障害について学校でも指導すべき。差別、いじめは先生の見えていないところで起きています。行政と教育現場の連携を行い小学校低学年から、いじめや差別のない世の中にしていこうという教育をすべき。ヘルプマークの配布とそれを広める活動。いじめ、自殺ストップ、児童虐待SOSのチラシ配りも大切ですが発達障害について広く知ってもらうポスターや広告をもっと作り広めるべき。
- 聴覚障害者の事をもっと周りに理解してもらえたら生活しやすかったり人と人の関係がうまくいくと思う。
- 周りの人の理解がなく障がいのある人にとってとても住みにくい。もっと障がい福祉に力を入れてほしい。
- 障害者＝同じは絶対に無いという事を理解してほしい。1人1人個性も有り、癖も違うし健常者と同じです。障害者をひとまとめにしないで、こちらから選べるくらいグループホームなどを増やしてほしい。
- いじめや虐待は辛い。SOSを出したくても障害と言うリスクのため誰にも相談できない。いじめや虐待の無い地域に住みたい、何でも相談できる町にしてほしい。そうすれば自殺や飛び降り、リストカット等が少しでも減るかなと思う。
- 車いす生活者に対して適切なサービスが受けられないと感じる。デパートでトイレが車いすでの利用となると不便さがあって我慢する。理解度が低いのか障害を持つ人に対して白い目で見るとような態度が目立つ。
- ボランティアも介助も無いところがほとんどで病院の出入り口がスロープになっていても院内が足や目が不自由な人の事を考えていない所もある。杖を落ちないようにする器具、カバンを仮置する棚などがちゃんと設置されていれば置き引きなど被害に合わないのではないかと思う。
- 災害時、停電した際の人工呼吸器や透析を行っている方の治療がどのようになるのか情報サービスがほしい、又、蓄電器を購入する場合の補助を検討してほしい。
- 高齢で障害があるので避難時補助が必要です。避難先が遠すぎて行けない、移動手段がない。
- 軽度の障害者について経済的支援や就労などをもっとより良くなるようにして欲しい。就職先が少ない。
- 障害者の雇用の幅を広げて欲しい。非常勤などでは無く経済的にも安定な職を提供出来るような支援力があればいいです。そして配慮のある職場への指向をお願いしたい。

- このアンケートは重度の障害に片寄していると思う。中、軽度の障害者は就労したくてもなかなかないし、私は現在、契約職員となっているのでその先が不安。年数の縛りがなくなれば安心なのですが勤めてから1年半経ちますが、ずっと不安です。
- 行政側からサービスのお知らせ等がほとんど無く、自分で見つけられない限りどんなものがあるか全くわからない。コミュニティーも積極的に自分から行ける方は良いのかもしれませんが 提案やお知らせ等があると参加するきっかけが出来るのでは？と思うことがある。少し孤立してしまう人が自分以外にもいるのでは？と思うことがある。
- 障害福祉サービスについての情報が少ない、もっとネットや広告などで情報を広げてほしい。また精神、身体障害者手帳で受けられるサービスをわかりやすく情報を提供してほしい。
- 障害福祉サービスや行政の取組についてどんなサービスが行われているか全くわからない。市政だよりも少し記載する、障害者宅に「年間取組一覧」を送付する等の発信をしてほしい。
- JRやバスの運賃について精神障害者福祉手帳を持っている人も割引を受けられるよう国に働きかけて欲しい。
- タクシーチケットについて、移動手段がタクシーなどに限られている場合1区間分などで利用出来るようにして欲しい。自己負担が大きくなるのであげて欲しい。
- 日本の障害福祉サービスは健常者と障害者の差を埋める事はある程度出来てますが、障害者と別の障害者との間にある物をなくす制度が全く整っていません。特に精神障害者手帳を受給した発達障害者に対する取組や制度はもはや国が偏見差別を助長させているを言っても過言ではない程あまりにもずさんで酷すぎます。
- 相談する所がわからなかった。障害者も話しやすいもっと明確な相談窓口、職場でのパワハラ、セクハラ等に特化した相談窓口を作ってほしい。
- 生活保護のことや自立を考えた一人暮らしを相談したいが、どこの誰に相談をすればいいのかわからないです。そして障害がないグレーゾーンの人でも利用出来るサービスまたは一人暮らしをサポートしてくれる物があれば良いなと思います。
- インフルエンザ予防接種も障害者も高齢者同様、優先的に受けられる様に配慮をお願いします。
- 今はコロナにいつ感染するか分かりません。意思疎通が難しい障害者は自分の症状を伝えることが出来ないのでPCR検査などスムーズに受ける事が出来るように今のうちに体制を整えてほしいです。
- 収入が少なくなるので通院などに便利な市営住宅に入りやすいようにしてほしい。厚生年金をもらえる様になっても障害者年金はほしい。厚生年金をもらっても病院にはかかるので生活が苦しくなる。
- 高速道路の料金所での手帳確認はやめて欲しい。
- 障害者手帳をカード化してほしい。
- バスについてバス停の場所などが変わり遠くなり行くまでが困難、帰宅が夜遅くなった場合の本数が少ない事が不便。

- 新型コロナで外に出なくなり疲れやすくなり身体が怠い。プールは入江町に1つで市内からでも遠い、屋内や屋外でもゲートボールや近い軽い運動が出来るところがあり、市でいつでも自由に使える場所があれば、行って楽しみたい。足、腰が動けるうちにゲートボールや老人も楽しめる場所を教えてください。
- 今回のアンケートは難しい言葉が多く、本人だけでは解答できないものが多かった。全体的に簡単にしてほしい。虐待についての問いは意味がわかりにくかった。
- 障害は誰にでもやってくるものだと感じております。担当される方は是非、障害を自分で体感し仕事をされる事を希望します。
- 民生委員の方ともコミュニケーションをとっていきたいと思う。
- ベッドから起きられないくらい体調が悪いのに除外指定車標章申請時、警察署より「本人を連れてくるように」と強く言われた。警官が本人確認のために自宅に訪問してくれる柔軟な対応はしてもらえないのか？
- パーソナリティ障害の人専門に扱う事業所を作って他の障害のある方と分けた方が良いのではと思います。
- 厚労省による就労支援B型に対する制度のあり方が良くない。年平均工賃額によって補助金に支給額を上下させるシステムは障害者就労事業所を利益優先とかき立ててしまい、本来の福祉的ケアがスタッフの多忙も重なって十分に受けられない現状がある。また障害への理解も乏しい。福祉施設においても障害をマイナスとしかとらえていない。障害とどう各々が上手に付き合い、障害への理解が福祉や社会を豊かにする可能性を持っていることをお互い考え意見交換する機会が少ない。

市内障害福祉サービス等提供法人への調査結果について

ご回答いただいたご意見のうち主なものを、法人名が特定されない範囲に限定して掲載しています。

○ 日中活動や住まいの場、地域生活支援拠点についてのご意見

- 共生型施設の推進
- グループホームやコレクティブハウジングを整備しやすくするために開設時・開設後の援助支援
- 地域生活支援拠点の機能として、不登校児や高齢者の居場所、学習支援の機能があればいい
(拠点で難しければ、事業所に助成し事業所の一画に設置する方法はどうか)
- 地域生活支援拠点の開示情報として、施設の空き状況以外にも施設設備や職員配置等の情報登録
- 地域住民への情報提供
- 地域生活支援拠点コーディネーター担当職員の明確化
- 体験利用の推進と利用対象者の明確化
- 養護学校卒業生の地域での生活や就労場所を含む環境整備についての検討会議

○ 一般就労、福祉的就労、優先調達等についてのご意見

- 室蘭市としての通所施設授産品の共同受注窓口の仕組みをつくるのであれば連携したい
- 事業所と企業をつないで職業体験できる機会を設けるなど、放課後等デイサービス利用児童の卒業後を見越し、児童の段階から就労を視野に入れた支援体制の構築
- 市や公共機関はもっと授産製品の調達に注力してほしい
- 利用者支援と工賃向上の両方を実現するための難しさ
- 施設外就労の課題として人員確保（職員も利用者どちらも）と業務の内容（個々の利用者にあったもの）
- 一般就労促進のため、就労移行支援事業所の充実
- 障害者を雇用する企業への支援の強化
- 企業の障害者雇用の理解不足、ジョブコーチの不足
- 一般就労へ移行する際、職場への定着支援等行っているが、現在の人員配置基準ではフォローに限界あり
- 就労継続支援B型事業所に一般就労支援員やハローワークと積極的に連携する職員を配置、専門職員の確保
- 就労継続支援B型事業に一般就労達成目標の設定
- 施設外就労場所の確保支援、トライアル雇用実施企業開拓支援

○ 精神障害者の地域生活、長期入院者の減少や早期退院等についてのご意見

- 地域生活の場と働く場の確保が必要
- 事業所や地域で協力し、勉強会や交流会を開催する等地域で支える仕組みが必要
- 早期支援のため地域に福祉推進員や地域福祉コーディネーターの配置が必要
- グループホームや単身用アパート、市営住居等の確保
- 当事者参加型会議の企画とピアサポーターの育成
- 精神科病院の見える化（長期入院調査や地域移行研修の開催等）
- 相談支援事業所のリーフレット等を病院等に配布し、患者が情報収集できる様にする

○ 障害児支援等についてのご意見

- 他市デイに頼らず市内事業所を希望どおり利用できることが望ましい
- 障害に理解のある地域を作るために、地域や児童クラブとの交流が必要
- 学校の担任やコーディネーターの先生によって連携の差があることが課題
- 法では重度の子ばかりに目を向けられているがグレーゾーンの子に対する支援も必要である
- 放課後等デイサービスについては、早い者勝ち的な利用をやめ、本当に必要な人が適正に利用できるよう利用量の整備が行われることが望ましい
- 子育て世代包括支援センター、教育機関、児童相談所等の連携強化
- ライフステージに応じた継続的支援体制の強化（医療・福祉・教育・行政交えた協議の場の設定）
- 不登校障がい児の日中活動の場として、放課後等デイサービスの活用範囲の拡大
- 支援を必要とする障害児の障害種別、年齢層、人数、これらがどの程度の規模でニーズが必要か等の基礎的な現状の把握が必要

○ その他のご意見

- 心のバリアフリー化を目指すことが求められている
- 重度の精神障害者等の困難事例が増加している
- 有資格者の求人が困難

○ アンケート調査の実施について（令和5年実施）

（1）調査の目的

本調査は、障がいのある人への日常生活の支援実態等を把握し、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のための基礎資料として実施しました。

（2）調査の実施内容

障害者福祉サービス、障害児福祉サービスを提供している法人等関係機関

- 調査時期 ～ 令和5年9月4日から令和5年9月19日
- 調査対象 ～ 市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人
- 調査数 ～ 27法人
- 調査方法 ～ メールによる調査

（3）調査回収結果

調査対象	アンケート 配布数	アンケート 回答数	有効回収率
法人等関係機関	27	12	44.4%

市内障害福祉サービス等提供法人への調査結果について

ご回答いただいたご意見のうち主なものを、法人名が特定されない範囲に限定して掲載しています。

○ 「施設入所者の地域生活への移行」に関して、障がい者の地域生活への移行を推進するために、必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等

- グループホームを利用したいと考えている利用者が非常に多くいると思いますが、絶対数が足りていないようで、待機者が多くいます。
- 地域生活へ移行していくには、段階があると思いますが、一人暮らしを出来るサテライト型のグループホームの充実は必須になってくるかと思っています。
- 家庭訪問を行う際には、利用者の課題や困っている事柄を把握して、そこに対してどの程度のアプローチが出来るのかが、地域生活へ移行する際の鍵になってくるかと思っています。
- グループホーム整備拡充の継続を希望します。
- 地域移行＝グループホームや入所施設となるケースが多く、空床がないと支援の展開ができないことが多いのが実情。サービスに頼らず、利用者をエンパワメントしていくことで、街にある一般的な資源で生活できるように支援する支援技術を会得、実践していく必要性を感じながらも、いきなりのアパート生活はハードルが高すぎる利用者からの相談が多いこともその要因と認識しています。
- グループホームの循環（包括型グループホーム→外部支援型グループホーム→アパート型グループホーム→アパート暮らし）が生まれるような支援を行なえるようになりたいと考えています。
- 施設からの地域移行に関しては、ほとんど依頼がない現状です。そもそも施設から地域移行したい方がどの程度いらっしゃるかわからないのが現状です。
- もしかしたら、グループホームから単身生活をしたいという方もいらっしゃるかもしれません。まずアンケート等の実態把握などはどうでしょうか？
- （就労系サービス提供事業所として）短い時間や日数での利用しやすい柔軟な受け入れ態勢を確保する。
- （グループホーム事業所として）見学等の受け入れを行う。
- （グループホーム整備について）空き家などを無償貸し出しなど、自己資金がなくても取り組めそうな環境があれば、考えていきたいです。
- 地域生活への移行前提で支援を受けることのできる（通過型）入所施設が必要。
- 現存の入所施設で暮らされている方は、高齢化などもあり、これから地域生活へ移行することは出す側や受け入れ側の準備、ご本人の依存度などを考えると、なかなか難しいのでは？入所施設で暮らす方も極力制約を取り除き、自分らしく生活できるようになると良いなと思います。
- 地域生活への移行には医療機関の協力が必須だと考える。医療機関から退院し、ケアサポーターとなっても一緒に連携行動していくことが必要ではないでしょうか。

○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、精神障がい者の地域生活のための協議の場における検討事項等や長期入院者の減少や早期退院への方策について、法人としてできること、市への提案等

- 市内精神科病院において、グループホーム開業を行うことは、長期入院者の減少や早期退院が見込める等、数値に反映されやすい形で効果があるのではないかと考えます。
- 少しでも地域移行に繋げられるケースを、市内精神科医療機関と連携しながら進めていきたい。
- 受け入れる地域側も、さらなる整備が必要と考えています。住宅の問題（生活保護ではあるものの、天涯孤独な方で民間アパートの審査に全て落ち、市内に住みたいのに住めない方がいる）長期入院の方の高齢化の問題（退院しても高齢なため介護保険との連携が必要な方がいる）など、今後の精神部会には介護保険（包括支援センター）との連携強化が求められると考えています。
- （就労系サービス提供事業所として）短い時間や日数での利用しやすい柔軟な受け入れ態勢を確保するとともに、精神障害への理解促進のためのスタッフへの研修機会の提供を行う。
- （グループホーム事業所として）見学等の受け入れや、空き居室があれば体験利用の場の提供を行う。
- 精神障がいへの市民理解促進が必要。
- 保護者が精神的な不安を抱えているケースもあり、児童を送迎した際に、お話を聞いたり、様子に変化がある際は、相談支援事業所に連絡する等をしてきました。

○ 「地域生活支援の充実」に関して、地域生活支援拠点等の機能に望む点や市内に不足している資源や強度行動障がいのある人のサービス利用について、法人としてできること、市への提案等

- 強度行動障がいを持たれている方への対応が適切に出来ているのか、疑問に感じている。ケース会議や他の事業所への相談など行ってきたが、専門的な知識不足を養う為の研修等の充実が必要と認識しています。
- グループホーム事業者の新規参入により、グループホームが増えていることは、相談支援として喜ばしいことと捉えています。地域生活の充実・継続のため、医療的ケアが必要な方々に対するグループホーム等の住居の提供の充実が必要と認識しています。病院との連携（医療連携体制加算）の実践事例に取り組み、実践力を身につけたいです。
- 地域生活拠点における利用者登録について、協議する場が少ないと思っています。実態を把握し、登録者数を確認しながら、緊急時の対応について具体的に検討する必要があると感じています。精神障がいの方も、退院可能者リストを使いながら、利用者登録も可能かと思います。
- 緊急時の受け入れ（特にグループホーム等）が不足していると思います。緊急でショートステイを使いたくても空きがない。
- （グループホーム事業所として）空き居室があれば、柔軟に受け入れる。
- 重度の障がいのある方向けの放課後等デイサービスもでき、児童分野は、環境が整ってきているように感じています。

- 「福祉施設から一般就労への移行等」に関して、福祉施設から一般就労への移行を推進するために、就労定着率を改善するために必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等
- ここ数年で、一般就労へと進路を決めている卒園生が増えてきています。その要因になっていることは、高等養護学校での指導や進路決定の仕方が数年前と比べて、変化してきていると感じています。各企業の障がい者雇用枠の率が変わってきていることも影響しているが、学校での指導をしている教員の努力には感服しています。
 - 就労定着率に関しては、高等養護学校から一般就労へ進路決定していく際のスモールステップの取り組みも今後は必要になってくるのではないかと感じています。無理に一般就労と結びつけるのではなく、ケースバイケースだとは思いますが、社会人として福祉的な就労からスタートしていくということも必要でないかと思えます。
 - 室蘭市には就労定着支援がないのが少ないのが現状です。仕事部会を活用しながらハローワークや就業・生活支援センターとの連携を強化していく必要があります。
 - 就労支援事業所や相談支援事業所が一般就労の定着に向けて支援内容の共有などがあればいいと思います。（その中での良い取組を各機関で参考にするなど）
 - 就労定着を支援する人材が不足している。（予算的にも厳しい状況がある）
 - 当法人の就労後のフォローとしては週に1回、体育館学校開放を利用しスポーツを楽しみながら、ストレスの発散、就労後の悩みの相談を行いながら就労定着へ向けてフォローしている。
 - （就労系サービス提供事業所として）目標として毎年「一般就労」というものが掲げられますが、実際今利用している利用者の「一般就労」は作業能力的に厳しいものがあり、また「かろうじて・・・」と考えても、一般就労に向けた職場実習の取り組みや職場フォローなどの体制づくりがとても難しいです。一般就労に向けた動きは一事業所に託されるのではなく基幹的な施設で職の斡旋やジョブコーチ的な動きなどおこなってくれるのであれば、就労可能とされる方をそこに託し、一般就労に向けていけたらなと考えます。基幹的な機能については、生活支援も同様に、各事業所によって提供されている「生活支援」の内容や考えに格差があるように感じるので、一貫して同じサービス内容を提供できるものが欲しいと思います。
 - 就労移行支援や、就労継続支援A型があれば良いなと思います。
 - 一般就労を行うには、就労先の理解が必要になるので、放課後等デイサービスをなるべく高校生まで利用してもらい、その中でできること、苦手なことを就労先にお伝えして本人ができるようになるか、環境を整備を提案し、その後もフォローしていく。

○ 「障害児支援の提供体制の整備等」に関して、必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等

- 国で定めている障がい児施設における配置基準で現場で対応していくには、厳しい現状です。資源ではなく働き手だと感じています。障がい児を抱えているご家庭でも、その子が社会参加していくには、福祉サービスを気軽に活用できる事業所が充実し、さらにその事業所内での働き手の増員が必要不可欠ではないかと考えます。
- 身体障害児（車椅子、バギー使用等送迎）向けの放課後デイサービスに選択肢が欲しいです。現状、数は多くないが送迎車両確保等の都合により、通所したいが、交通手段がなく、通所が実現できないケースがあります。
- 医療的ケア児の対応は急務だと考えています。地域で受け入れる短期入所が無いのが現状であり、急務だと考えていますが、看護師の配置など、今受け入れているグループホームの対応の幅が広がって貰えるとありがたいです。医療的ケア児以外にも短期入所の需要は高いと思うので、空きがあればありがたいのです。
- 当法人では、障害児（者）の日中一時活動事業所を招き、餅つき会などの行事を一緒に行うなどしてきています。その中で知り合った児童の保護者から「将来はこういうところもあるんですね」という言葉も聞かれています。幼児⇒小中学就学⇒高等養護進学という道筋はなんとなく知っていて、市内の状況も把握されていても、それ以降については不明で、不安に感じている方もいるようなので、年齢に合わせた「点」のサービスではなく人生の線を描くようなサービス体制の構築ができればいいのかなと思います。
- 重度の障がいのある子ども向けの放課後等デイサービスもでき、資源が整ってきているように思います。
- ユニバーサルデザインの遊び場（公園や室内の遊び場）が必要だと感じています。現在も、市内の色々な公園を利用させていただいていますが、地域によっては、障がいへの理解がないなど感じる場面を目にすることも少なくないため、ハード面だけの問題ではない（お互いの心理的バリアがある）かもしれませんが、障がいのある子もない子も、障がいのある大人もない大人も、誰もが楽しめるユニバーサルデザインの公園や、悪天候でも気軽に訪れることのできる室内のあそび場が地域にあると良いなと思います。

○ 「相談支援体制の充実・強化等」に関して、地域の相談支援体制強化にあたり、人材育成や地域の相談機関との連携について必要な資源や取り組みについての考えや、法人としてできること、市への提案等

- 既存の事業所において、兼務という形であっても、計画相談を開設する事業者があればと考える。しかしながら、事業所開設について、経営効率（人件費に対して、給付費が高くない）に起因してか、関心は高くない様子です。
- 最近80・50問題のケースが増えている現状です。特に、未受診の方や引きこもりの方の支援は関係性を作るのに非常に難しい状況です。困難事例の対応について協議会の部会等を使いながら全体で考えていく必要があると感じています。
- （相談支援に当たる職員の）人数を増やすことが先決かと考える。

○ その他ご意見等

- 物理的なバリアや制度的なバリアも課題は沢山あるかと思いますが、心のバリアこそ課題。一般の市民の方との障がい者（児）の方との距離が未だにあり、障がい者（児）側にとって、暮らしやすい町にしていくには、まだまだ時間がかかりそうです。障がいというものが、個性として認知されるような世の中の仕組みや取り組みに期待します。
- 様々な制度拡充はありますが、障がいを持たれた方が暮らしやすくする為の一步として理解促進（特に知的・発達・精神）が重要な課題だと思います。ぜひ、室蘭市障がい理解啓発隊「teamピリカぴりか」をご活用ください。
- 普段気軽にご相談できる窓口が少ない状況ですので、他機関、事業者様との意見交換や相談等できる機会がもう少しあると嬉しいと思います。また、各機関との連携を密に図りながら、障がいをお持ちの方が暮らしやすい町づくりができればと考えています。
- 室蘭市は、事業所側としても市に相談しやすい環境があるように感じています。課長クラスの方々が気に掛けてくれたり、子育て支援課や教育委員会などの方も、事業所を見に来てくれることもありました。暮らしやすい町を作る上で、事業所と行政が連携しやすい環境にあるのは、大切なことだと感じています。
- 障がい児を真ん中に、家族支援を含めた関係機関そして地域連携等が何よりも大切と考えます。
- ボランティア等の連絡先一覧表があればほしいです。
- いわゆる「グレーゾーン」と言われる子ども達が、すでに引きこもりになっていたり、大人になって社会に順応できず引きこもりになったり、二次的な精神障害を発症しないように、何らかの手立てができるの良いなと思います。社会側にある物理的な障害だけではなく、心理的な障害が解消できる取り組みがもっと必要だと思います。
- 障がい児に関しては、放課後等デイサービスの利用料負担を無くして頂きたい。スクール児童館に比べると高価だが、利用人数も少ないのでできるのであればお願いしたい。
- 地域の中で「障がい」という認識や理解が広まってきていますが、障がいや特性を持った親御さんの「理解」が薄い、または自分の子は（障害）特性はないと「受容」ができていないため、ご本人自身が生きづらいている、又は年齢層に対しての生活の質や学習面、コミュニケーション能力が低い場合、放課後等デイサービスの支援員としての支援の仕方や助言について、勉強会や研修会などがあれば、ありがたいです。



Muroran

室蘭市民憲章

(昭和 47 年 8 月 1 日制定)

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。



Muroran

室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

(平成 6 年 3 月 31 日制定)

わたしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人ひとり、すすんで自らの健康を保ち、明るくうるおいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

第 3 期室蘭市障がい者支援計画

令和 6 年 3 月

発行 室蘭市保健福祉部障害福祉課
〒051-8511 室蘭市幸町 1 番 2 号
電話 0143-25-1155
ファクス 0143-25-1166
メールアドレス syougai@city.muroran.lg.jp
ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>



本計画書は市内の障がい者就労施設が印刷・製本したものです。